議題第213号-イ

新	旧
北九州都市計画 **都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更** **（都市計画区域マスタープラン）** （案） **平成　　年　　月　　日　告示** **福　岡　県**	**北九州都市計画** **都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更** **（都市計画区域マスタープラン）** **平成２０年１２月２６日　告示** **福　岡　県**

新

北九州都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）

北九州都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

１　都市計画の目標

福岡県の都市を取り巻く社会経済環境の変化を認識しながら、各都市が今後とも都市活力のある社会経済活動の場として機能し、また、県民に快適で幸せな暮らしを提供する場として機能していくため、福岡県においては、「暮らしやすく活力のある環境共生の都市づくり」を目標としている。

この目標を実現するため、環境負荷が少なく、多様な世代が快適で魅力ある都市生活を身近なまちなかで送ることのできる「低炭素でコンパクトな都市づくり」を都市整備の基本的な考え方としている。

県全域の都市圏構造においては、「アジアの交流拠点となる第４の大都市圏の創造」を目指して、福岡市、北九州市の都市機能の集積を活かしつつ、個性ある都市群により形成するネットワークを強化し、山地や海辺の自然軸等の豊かな自然環境と重ね合わせることで、活力と住みやすさが共存した環境共生型の新たな都市圏構造の実現を図る。

（１）　都市づくりの基本理念

ア　地域特性

本区域は、県の北東部に位置し、東は周防灘、北は響灘にのぞみ、西は遠賀川、南は筑豊、京築の田園地帯に連なり、豊かな自然環境に恵まれた特色ある地域を形作っている。

本区域である北九州市は、昭和38年に九州で最初の政令指定都市として誕生し、福岡市とともに、~~この30年の~~これまで都市計画の分野はもとより産業経済分野において本県の牽引役を果たしてきており、高い工業技術集積や優れた都市基盤を有し県東部の中核的な都市として機能してきた。現在においては、円高を契機とした国際化の進展などによる産業構造の転換に対応して、環境や産業情報基盤、国際物流機能の充実及び生活環境の整備を図っている。

イ　都市計画区域の広域的位置付け

本区域は、隣接する中間市、苅田町等と日常生活圏を構成しており、より広域的には、直方、田川、行橋、豊前等と放射環状型の連携軸でネットワークを形成している。

この日常生活圏において、本区域を中心的役割を担う区域として位置付けるとともに、広域的な交流圏の中心的役割を担う区域として位置付ける。さらに、県際交流圏の視点から、隣接する下関市を含む山口県との県境を越えた連携を図る区域として位置付ける。

また、本区域は、東側の周防灘、北側の響灘、西側は遠賀川に囲まれ、ほぼ中央に福~~地~~智山地が間近に迫り、紫川等の河川や洞海湾があり、これらとつながりを持つ豊かな自然環境を保全・創造する区域として位置付ける。

ウ　都市計画区域の都市づくりの基本理念

豊かな自然環境を保全・創造して、活力と住みやすさが共存した環境共生型の新たな都市圏構造を実現するにあたって、本区域は、福岡とともに広域的な中枢機能を発揮し、牽引的な役割を果たすことが求められる。

旧

北九州都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）

北九州都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

１　都市計画の目標

福岡県の都市を取り巻く社会経済環境の変化を認識しながら、各都市が今後とも都市活力のある社会経済活動の場として機能し、また、県民に快適で幸せな暮らしを提供する場として機能していくため、福岡県においては、「暮らしやすく活力のある環境共生の都市づくり」を目標としている。

この目標を実現するため、環境負荷が少なく、多様な世代が快適で魅力ある都市生活を身近なまちなかで送ることのできる「コンパクトな都市づくり」を都市整備の基本的な考え方としている。

県全域の都市圏構造においては、「アジアの交流拠点となる第４の大都市圏の創造」を目指して、福岡市、北九州市の都市機能の集積を活かしつつ、個性ある都市群により形成するネットワークを強化し、山地や海辺の自然軸等の豊かな自然環境と重ね合わせることで、活力と住みやすさが共存した環境共生型の新たな都市圏構造の実現を図る。

（１）　都市づくりの基本理念

ア　地域特性

本区域は、県の北東部に位置し、東は周防灘、北は響灘にのぞみ、西は遠賀川、南は筑豊、京築の田園地帯に連なり、豊かな自然環境に恵まれた特色ある地域を形作っている。

本区域である北九州市は、昭和38年に九州で最初の政令指定都市として誕生し、福岡市とともに、この30年の都市計画の分野はもとより産業経済分野において本県の牽引役を果たしてきており、高い工業技術集積や優れた都市基盤を有し県東部の中核的な都市として機能してきた。現在においては、円高を契機とした国際化の進展などによる産業構造の転換に対応して、環境や産業情報基盤、国際物流機能の充実及び生活環境の整備を図っている。

イ　都市計画区域の広域的位置付け

本区域は、隣接する中間市、苅田町等と日常生活圏を構成しており、より広域的には、直方、田川、行橋、豊前等と放射環状型の連携軸でネットワークを形成している。

この日常生活圏において、本区域を中心的役割を担う区域として位置付けるとともに、広域的な交流圏の中心的役割を担う区域として位置付ける。さらに、県際交流圏の視点から、隣接する下関市を含む山口県との県境を越えた連携を図る区域として位置付ける。

また、本区域は、東側の周防灘、北側の響灘、西側は遠賀川に囲まれ、ほぼ中央に福地山地が間近に迫り、紫川等の河川や洞海湾があり、これらとつながりを持つ豊かな自然環境を保全・創造する区域として位置付ける。

ウ　都市計画区域の都市づくりの基本理念

豊かな自然環境を保全・創造して、活力と住みやすさが共存した環境共生型の新たな都市圏構造を実現するにあたって、本区域は、福岡とともに広域的な中枢機能を発揮し、牽引的な役割を果たすことが求められる。

このため、都市計画で住民生活をより豊かに、産業をより活発に、そして総体としての都市環境をより人や地球

新	旧
このため、都市計画で住民生活をより豊かに、産業をより活発に、そして総体としての都市環境をより人や地球にやさしいものにしていくために、持続的に生活・産業・環境の創生・再生に取り組み、本区域の発展を未来に引き継いでいくことを実現できるような都市づくりを進めていく必要がある。今後は、「新しい世紀の生活・産業・自然を育み・再生していく環境創生都市」を将来像とし、次の５つを都市づくりの基本理念として定めるものとする。	にやさしいものにしていくために、持続的に生活・産業・環境の創生・再生に取り組み、本区域の発展を未来に引き継いでいくことを実現できるような都市づくりを進めていく必要がある。今後は、「新しい世紀の生活・産業・自然を育み・再生していく環境創生都市」を将来像とし、次の５つを都市づくりの基本理念として定めるものとする。
（ア）　街なかに多くの人が住み、子どもから高齢者まで安心してくらせるまちをつくる 生活支援機能が充実している街なかを重視して、少子・高齢社会のモデル都市づくりを進める。	**（ア）　街なかに多くの人が住み、子どもから高齢者まで安心してくらせるまちをつくる** 生活支援機能が充実している街なかを重視して、少子・高齢社会のモデル都市づくりを進める。
（イ）　産業の多様化、交流の活発化による、にぎわいと活力のあるまちをつくる 環境産業や情報産業などの次世代産業や、街なかを活性化する産業など、多様な産業の振興とともに、多くの人々、産業、情報などの交流が集中する拠点地区や交通・情報のネットワークなどの交流機能の強化に向けた周辺地域と交流・連携を図るまちづくりを進める。	**（イ）　産業の多様化、交流の活発化による、にぎわいと活力のあるまちをつくる** 環境産業や情報産業などの次世代産業や、街なかを活性化する産業など、多様な産業の振興とともに、多くの人々、産業、情報などの交流が集中する拠点地区や交通・情報のネットワークなどの交流機能の強化に向けた周辺地域と交流・連携を図るまちづくりを進める。
（ウ）　まちの魅力とイメージを高め、住みたいまち、訪れたいまちをつくる 豊かな緑や水、歴史などの地域の資源や特色を、美しい都市景観の形成を進めるとともに、観光振興としての活用も図り、個性あるまちの魅力づくりとイメージアップを進める。	**（ウ）　まちの魅力とイメージを高め、住みたいまち、訪れたいまちをつくる** 豊かな緑や水、歴史などの地域の資源や特色を、美しい都市景観の形成を進めるとともに、観光振興としての活用も図り、個性あるまちの魅力づくりとイメージアップを進める。
（エ）　自然の保護や都市ストックの活用により、環境にやさしいまちづくりを進める 豊かな自然環境の保全に配慮しながら、都市ストックを活用した効率的なまちづくり~~や~~を進めるとともに、環境負荷をおさえ~~る循環型~~た省エネルギー・省資源型のまちづくりを進めることにより、国際的にアピールできる環境首都づくりを~~進める。~~目指す。	**（エ）　自然の保護や都市ストックの活用により、環境にやさしいまちづくりを進める** 都市ストックを活用した効率的なまちづくりや環境負荷をおさえる循環型のまちづくりを進めることにより、国際的にアピールできる環境首都づくりを進める。
（オ）　市民が主体の参加と協働によるまちづくりを進める 市民が支えあいながら生活できるまちづくりや、市民の主体的な参加に基づくまちづくり、民間の力を活用したまちづくりを進める。	**（オ）　市民が主体の参加と協働によるまちづくりを進める** 市民が支えあいながら生活できるまちづくりや、市民の主体的な参加に基づくまちづくり、民間の力を活用したまちづくりを進める。
（２）　地域毎の市街地像 本区域は、大きく「市街地ゾーン」と「自然環境保全ゾーン」により構成され、そのうち「市街地ゾーン」は次の３つのエリアにより構成される。 一つは、「街なか」で、このエリアは相対的に人口や産業の密度が高く、都市基盤や公共施設が充実した利便性の高い区域である。「街なか」では、これを重視し、産業・経済の活力の創生・再生に向け、社会基盤、産業基盤、都市基盤などの総合的な整備を図る。 一つは、「市街地臨海部」である。このエリアは、「街なか」に近いという立地特性を活かし、新しい都市機能の受け皿を目指す。また、「街なか」と連携しながら、工業や港湾機能の増進に必要な土地の規模は確保しながら、産業構造の転換にともなって増えてきている工場跡地等の低・未利用地の土地利用転換をおこない、都市空間の再編、整備を図る。 一つは、「周辺市街地」である。このエリアは主に「街なか」の周辺における住居系用途を主体とした区域であり、住宅地としての良好な環境の創出を図る。 一方、「自然環境保全ゾーン」は、海の自然軸や、皿倉山等の緑の自然軸からなるエリアとして位置付け、自然と、そのなかで育まれてきた緑地、水辺、農地、田園環境などを受け継ぎ、都市と自然との共生、調和を図るとともに、河川空間や山の裾野等を活かした水と緑のネットワークにより、身近に自然に親しめる都市空間の形成を図る。	**（２）　地域毎の市街地像** 本区域は、大きく「市街地ゾーン」と「自然環境保全ゾーン」により構成され、そのうち「市街地ゾーン」は次の３つのエリアにより構成される。 一つは、「街なか」で、このエリアは相対的に人口や産業の密度が高く、都市基盤や公共施設が充実した利便性の高い区域である。「街なか」では、これを重視し、産業・経済の活力の創生・再生に向け、社会基盤、産業基盤、都市基盤などの総合的な整備を図る。 一つは、「市街地臨海部」である。このエリアは、「街なか」に近いという立地特性を活かし、新しい都市機能の受け皿を目指す。また、「街なか」と連携しながら、工業や港湾機能の増進に必要な土地の規模は確保しながら、産業構造の転換にともなって増えてきている工場跡地等の低・未利用地の土地利用転換をおこない、都市空間の再編、整備を図る。 一つは、「周辺市街地」である。このエリアは主に「街なか」の周辺における住居系用途を主体とした区域であり、住宅地としての良好な環境の創出を図る。 一方、「自然環境保全ゾーン」は、海の自然軸や、皿倉山等の緑の自然軸からなるエリアとして位置付け、自然と、そのなかで育まれてきた緑地、水辺、農地、田園環境などを受け継ぎ、都市と自然との共生、調和を図るとともに、河川空間や山の裾野等を活かした水と緑のネットワークにより、身近に自然に親しめる都市空間の形成を図る。

新	旧
に、河川空間や山の裾野等を活かした水と緑のネットワークにより、身近に自然に親しめる都市空間の形成を図る。 また、本区域では、小倉駅周辺を都心、黒崎駅周辺を副都心、さらに地域中心核として９つの拠点を地区拠点として、交流機能の充実、強化を図る。さらに、広域的、国際的な物流の拠点として響灘地区や~~新~~北九州空港を位置付けるとともに、大学や研究機関と質の高い住宅地を学術研究都市として整備する~~研究学園~~研究・開発拠点、新たな都市開発拠点、レクリエーション拠点など、さまざまな都市活動の拠点となる地区において、それぞれの役割にふさわしい都市機能の強化を図る。さらに、これら都市間相互や、さらに周辺都市を結ぶ主要な道路軸の整備やその沿道及び高速道路インターチェンジ周辺における土地利用を適切に図る。 **（３）　各種の社会的課題への対応** 社会経済情勢の変化やまちづくりの方向性を考慮し、低炭素都市に向けた取り組みや長期にわたり整備が行われていない都市計画道路など必要に応じて都市計画を見直す。 本区域において、産業構造の転換に対応すべく、高い工業集積や技術の集積を図る一方、小倉都心、黒崎副都心等において、商業や行政の集積を図る都市機能の整備、~~研究学園~~学術研究都市の整備、環境産業の形成を図るとともに、企業遊休地の有効な活用を図り、計画的な土地利用を進める。 また、高齢者、障害者等が移動しやすい環境づくりが要請されており、交通バリアフリー法に基づく基本構想により、重点的にバリアフリー化整備を行う箇所として選定されているＪＲ黒崎駅、黒崎中心商業地、厚生年金病院等を含む黒崎副都心地区を中心に、「バリアフリーのまちづくりは魅力あふれるまちづくり」を理念に、その整備を進める。 都市再生の視点からは、構造改革特区に認定された北九州市国際物流特区において、港湾の国際競争力強化及び産業空洞化の防止を図るため、規制緩和による経済活性化を目指す。 また、都市再生特別措置法に基づく「都市再生緊急整備地域」に指定された、「小倉駅周辺地域」「黒崎駅南地域」では、地域指定によるメリット（規制緩和・金融支援）を積極的にＰＲし、民間による都市開発事業を適切に促進し、豊かで快適な、さらには国際的にみて活力に満ち溢れた都市再生を目指す。 さらに、街なかの空洞化が起っている小倉都心地区、黒崎副都心地区、門司港地区、八幡地区、若松地区、戸畑地区などにおいては、中心市街地の活性化を図る。 また、本区域では、明治以来の急速な都市化や工業化の過程で様々な公害を経験し、現在では大きく汚染状況が改善されてきており、今後もその対応に取り組むとともに、都市化の進展に伴う高層建築や地下空間などにおける火災に加え、台風、豪雨、地震などによる~~都市型~~自然災害にも対応するため、災害に強い都市づくりを目指す。 **２　区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針** **（１）　区域区分の決定の有無** 本区域が含まれる北九州市は地方自治法第252条の19に基づく指定都市であることから、都市計画法第７条第１項第２号の規定に基づき区域区分を定める。	また、本区域では、小倉駅周辺を都心、黒崎駅周辺を副都心、さらに地域中心核として９つの拠点を地区拠点として、交流機能の充実、強化を図る。さらに、広域的、国際的な物流の拠点として響灘地区や新北九州空港を位置付けるとともに、大学や研究機関と質の高い住宅地を学術研究都市として整備する研究学園拠点、新たな都市開発拠点、レクリエーション拠点など、さまざまな都市活動の拠点となる地区において、それぞれの役割にふさわしい都市機能の強化を図る。さらに、これら都市間相互や、さらに周辺都市を結ぶ主要な道路軸の整備やその沿道及び高速道路インターチェンジ周辺における土地利用を適切に図る。 **（３）　各種の社会的課題への対応** 本区域において、産業構造の転換に対応すべく、高い工業集積や技術の集積を図る一方、小倉都心、黒崎副都心等において、商業や行政の集積を図る都市機能の整備、研究学園都市の整備、環境産業の形成を図るとともに、企業遊休地の有効な活用を図り、計画的な土地利用を進める。 また、高齢者、障害者等が移動しやすい環境づくりが要請されており、交通バリアフリー法に基づく基本構想により、重点的にバリアフリー化整備を行う箇所として選定されているＪＲ黒崎駅、黒崎中心商業地、厚生年金病院等を含む黒崎副都心地区を中心に、「バリアフリーのまちづくりは魅力あふれるまちづくり」を理念に、その整備を進める。 都市再生の視点からは、構造改革特区に認定された北九州市国際物流特区において、港湾の国際競争力強化及び産業空洞化の防止を図るため、規制緩和による経済活性化を目指す。 また、都市再生特別措置法に基づく「都市再生緊急整備地域」に指定された、「小倉駅周辺地域」「黒崎駅南地域」では、地域指定によるメリット（規制緩和・金融支援）を積極的にＰＲし、民間による都市開発事業を適切に促進し、豊かで快適な、さらには国際的にみて活力に満ち溢れた都市再生を目指す。 さらに、街なかの空洞化が起っている小倉都心地区、黒崎副都心地区、門司港地区、八幡地区、若松地区、戸畑地区などにおいては、中心市街地の活性化を図る。 また、本区域では、明治以来の急速な都市化や工業化の過程で様々な公害を経験し、現在では大きく汚染状況が改善されてきており、今後もその対応に取り組むとともに、都市化の進展に伴う高層建築や地下空間などにおける火災、台風、豪雨、地震などによる都市型災害にも対応するため、災害に強い都市づくりを目指す。 **２　区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針** **（１）　区域区分の決定の有無** 本区域が含まれる北九州市は地方自治法第252条の19に基づく指定都市であることから、都市計画法第７条第１項第２号の規定に基づき区域区分を定める。 **（２）　区域区分の方針**

新

（２） 区域区分の方針

ア 将来におけるおおむねの人口

本区域及び市街地内の将来における人口を次のように想定する。

区分＼年次		平成~~12~~ 17年	平成~~22~~ 27年
都市計画区域内人口		~~1,011.1~~ 993.2千人	おおむね~~1,004.7~~ 957.0千人
市街地内人口		~~965.0~~ 944.3千人	おおむね ~~942.1~~ 908.1千人

※平成~~22~~ 27年の市街地内人口には、保留人口を含む。~~上表の外に北九州広域都市計画圏における保留人口を想定している。北九州広域都市計画圏に含まれるのは次の３つの都市計画区域である。北九州、中間、苅田~~

イ 将来における産業の規模

本区域における産業の規模を次のように想定する。

区分＼年次		平成~~12~~ 17年	平成~~22~~ 27年
生産規模	工業出荷額	~~19,586~~ 18,770億円	~~19,597~~ 19,461億円
	卸売販売額	~~23,943~~ 19,420億円	~~19,712~~ 19,683億円
	小売販売額	~~12,051~~ 11,244億円	~~11,201~~ 10,100億円
就業構造	第１次産業	~~4.0~~ 3.8千人（0.9%）	~~2.9~~ 3.0千人（0.7%）
	第２次産業	~~126.2~~ 108.6千人（~~28.3~~ 24.9%）	~~119.8~~ 99.3千人（~~27.0~~ 22.6%）
	第３次産業	~~315.1~~ 324.4千人（~~70.8~~ 74.3%）	~~320.4~~ 338.1千人（~~72.3~~ 76.8%）

ウ 市街化区域のおおむねの規模及び現在、市街化している区域との関係

本区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現状及び動向を勘案して、市街地の規模を次のように想定する。

市町名＼年次	市街地の面積		備考
	平成~~12~~ 17年 ~~(平成13年)~~	平成~~22~~ 27年	
北九州市	~~19,290ha~~ ~~(~~20,435ha~~)~~	おおむね20,435ha	平成~~12~~ 17年DID~~15,636~~ 14,993ha

※平成~~22~~ 27年の市街地の面積には、保留人口フレームに相当する面積は含まない。

３ 主要な都市計画の決定等の方針

（１） 土地利用に関する方針

ア 主要用途の配置の方針

（ア） 商業業務地

旧

ア 将来におけるおおむねの人口

本区域及び市街地内の将来における人口を次のように想定する。

区分＼年次	平成12年	平成22年
都市計画区域内人口	1,011.1千人	おおむね 1,004.7千人
市街地内人口	965.0千人	おおむね 942.1千人

※平成22年の市街地内人口には、上表の外に北九州広域都市計画圏における保留人口を想定している。北九州広域都市計画圏に含まれるのは次の３つの都市計画区域である。

北九州、中間、苅田

イ 将来における産業の規模

本区域における産業の規模を次のように想定する。

区分＼年次		平成12年	平成22年
生産規模	工業出荷額	19,586億円	19,597億円
	卸売販売額	23,943億円	19,712億円
	小売販売額	12,051億円	11,201億円
就業構造	第１次産業	4.0千人（0.9%）	2.9千人（0.7%）
	第２次産業	126.2千人（28.3%）	119.8千人（27.0%）
	第３次産業	315.1千人（70.8%）	320.4千人（72.3%）

ウ 市街化区域のおおむねの規模及び現在、市街化している区域との関係

本区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現状及び動向を勘案して、市街地の規模を次のように想定する。

市町名＼年次	市街地の面積		備考
	平成12年 (平成13年)	平成22年	
北九州市	19,290ha (20,435ha)	おおむね 20,435ha	平成12年DID 15,636ha

※平成22年の市街地の面積には、保留人口フレームに相当する面積は含まない。

３ 主要な都市計画の決定等の方針

（１） 土地利用に関する方針

ア 主要用途の配置の方針

（ア） 商業業務地

商業業務地については、商業活動の増進に必要な規模を確保しつつ、都市活力の再生に向けたまちづくりを推

新	旧
商業業務地については、商業活動の増進に必要な規模を確保しつつ、都市活力の再生に向けたまちづくりを推進するための適正な配置をおこなう。 街なかにおいては、中高密度の適正規模の商業業務地を配置し、商業活動の増進と街の魅力づくりを推進する。さらに、街なかの中でも、都心、副都心においては、広域的な商業サービスや経済・行政の中心部にふさわしい高密度の商業業務地としての整備を推進していく上で、中高層の商業・業務ビルの立地の誘導、市街地再開発の誘導、都心居住を考慮した複合的な高度利用の誘導などを図る。また、地区拠点においては、生活に密着した近隣商業サービスや身近な都市機能が集積する中高密度の商業業務地としての整備を図る。とりわけ駅周辺など利便性が特に高い地区では、生活支援機能の充実や住宅機能の導入に向けた計画的な高度利用を図る。 市街地臨海部においては、街なかに隣接する大規模な低・未利用地など土地利用転換を図るべき区域では、海辺の親水空間と調和した適正密度の商業業務地の配置を図る。 周辺市街地においては、ゆとりある良好な生活環境を形成する観点から、生活支援機能などが集積する地区や幹線沿道等において中密度の商業業務地の配置を図る。 **（イ） 工業地** 工業地については、工業・港湾機能の増進に必要な規模は確保しつつ、市街地に近接する低・未利用地等は、工業系以外の用途への計画的な土地利用転換も含めた有効利用を図っていく。一方、新産業の受け皿としての工業地については、立地条件や周辺環境との調和に配慮しながら確保を図る。 街なかにおいては、住宅と工業が混在する地区の適正な住工分離を促進するとともに、将来的にも工業地として利用すべき区域については、周辺市街地環境との調和と適正な密度の維持を図る。 市街地臨海部においては、工業や港湾機能の維持・増進を図るべき区域について、周辺環境と調和した工業系土地利用を図る。また、既存の工業系土地利用のうち、街なかに隣接する大規模な低・未利用地等については、商業系土地利用や住居系土地利用、さらには次世代を支える産業系土地利用等への計画的な転換を図る。 その他の臨海部においては、既存の工業地で将来的にも工場や流通業務施設として利用すべき区域、あるいは臨海部の埋め立て地で工業地としての土地利用が計画されている区域については、工業・港湾機能の増進や次世代産業の受け皿として必要な工業系土地利用の規模の確保を図る。 **（ウ） 流通業務地** 流通業務地については、臨海部の小倉北区西港地区、若松区響灘地区、門司区太刀浦・新門司地区を中心に形成が図られている。 今後更に、本区域が産業構造の転換を遂げ、新たな発展へと向かうことで都市としての拠点性を高めるためには、その地理的位置や周辺地域との関係から、将来は環黄海経済圏や西日本地区の中継拠点としての機能を計画的に強化していく必要がある。 そこで、~~新~~北九州空港、響灘ハブポート、東九州自動車道などの広域的、国際的な交通・物流基盤の整備と連携して、北九州臨空産業団地、響灘地区、新門司地区、~~小倉東~~高速道路インターチェンジなどの周辺地域において、産業活動や都市間交流、国際交流の活発化に向けた効果的な流通業務系土地利用を図る。	進するための適正な配置をおこなう。 街なかにおいては、中高密度の適正規模の商業業務地を配置し、商業活動の増進と街の魅力づくりを推進する。さらに、街なかの中でも、都心、副都心においては、広域的な商業サービスや経済・行政の中心部にふさわしい高密度の商業業務地としての整備を推進していく上で、中高層の商業・業務ビルの立地の誘導、市街地再開発の誘導、都心居住を考慮した複合的な高度利用の誘導などを図る。また、地区拠点においては、生活に密着した近隣商業サービスや身近な都市機能が集積する中高密度の商業業務地としての整備を図る。とりわけ駅周辺など利便性が特に高い地区では、生活支援機能の充実や住宅機能の導入に向けた計画的な高度利用を図る。 市街地臨海部においては、街なかに隣接する大規模な低・未利用地など土地利用転換を図るべき区域では、海辺の親水空間と調和した適正密度の商業業務地の配置を図る。 周辺市街地においては、ゆとりある良好な生活環境を形成する観点から、生活支援機能などが集積する地区や幹線沿道等において中密度の商業業務地の配置を図る。 **（イ） 工業地** 工業地については、工業・港湾機能の増進に必要な規模は確保しつつ、市街地に近接する低・未利用地等は、工業系以外の用途への計画的な土地利用転換も含めた有効利用を図っていく。一方、新産業の受け皿としての工業地については、立地条件や周辺環境との調和に配慮しながら確保を図る。 街なかにおいては、住宅と工業が混在する地区の適正な住工分離を促進するとともに、将来的にも工業地として利用すべき区域については、周辺市街地環境との調和と適正な密度の維持を図る。 市街地臨海部においては、工業や港湾機能の維持・増進を図るべき区域について、周辺環境と調和した工業系土地利用を図る。また、既存の工業系土地利用のうち、街なかに隣接する大規模な低・未利用地等については、商業系土地利用や住居系土地利用、さらには次世代を支える産業系土地利用等への計画的な転換を図る。 その他の臨海部においては、既存の工業地で将来的にも工場や流通業務施設として利用すべき区域、あるいは臨海部の埋め立て地で工業地としての土地利用が計画されている区域については、工業・港湾機能の増進や次世代産業の受け皿として必要な工業系土地利用の規模の確保を図る。 **（ウ） 流通業務地** 流通業務地については、臨海部の小倉北区西港地区、若松区響灘地区、門司区太刀浦・新門司地区を中心に形成が図られている。 今後更に、本区域が産業構造の転換を遂げ、新たな発展へと向かうことで都市としての拠点性を高めるためには、その地理的位置や周辺地域との関係から、将来は環黄海経済圏や西日本地区の中継拠点としての機能を計画的に強化していく必要がある。 そこで、新北九州空港、響灘ハブポート、東九州自動車道などの広域的、国際的な交通・物流基盤の整備と連携して、北九州臨空産業団地、響灘地区、新門司地区、小倉東インターチェンジなどの周辺地域において、産業活動や都市間交流、国際交流の活発化に向けた効果的な流通業務系土地利用を図る。 **（エ） 住宅地**

新	旧
（エ）　住宅地 住宅地については、都市活力の再生、少子・高齢化への対応、環境負荷の軽減等の観点から、都市基盤整備の進んでいる市街地ゾーンにおいて確保することを基本とし、とりわけ、街なかの土地の有効利用を重視して、既存の住宅ストック利用、建て替え、低・未利用地の有効活用等を図る。 街なかにおいては、主として中密度の住宅地づくりを目指し、更新の遅れた市街地では、建て替えや低・未利用地の活用を誘導し、多様なニーズに対応する住宅の供給促進を図る。既存の低層住宅地で、将来的にも低層系の土地利用が適切な区域では、居住環境の保全を図る。都心や副都心では、その利便性を十分に活かすとともに、土地利用規制の緩和などによる民間住宅建設の促進や住宅機能を導入する再開発の促進により高密度の住宅地づくりを図る。地区拠点では、質の高い住宅供給を重点的に進めるプロジェクトの推進を図るとともに、安全で快適な居住環境の確保を図り、中高密度の住宅地の形成を推進する。 市街地臨海部においては、街なかに隣接する大規模な低・未利用地など土地利用転換を図るべき区域では、海辺の親水空間と調和した住宅地を計画的に配置する。また、土地利用転換に合わせた住宅ニーズに基づく低層～中高層の多様な住宅供給を促進するとともに、多様な土地利用が調和した質の高い住宅地の形成を図る。 周辺市街地においては、ゆとりある良好な居住環境を形成すべき区域として、主として緑や水辺といった豊かな自然環境を取り込んだ低密度な住居系土地利用を図る。また、周辺自然環境と調和し、既存の住宅地の生活環境の向上等を図るとともに、計画的におこなわれる住宅開発プロジェクトについては円滑な推進を図る。さらに、駅の周辺や幹線沿道などでは、後背地の低層住宅地に対する緩衝機能などに配慮し、中密度で複合的な住宅地の形成を図る。 **イ　市街地における建築物の密度の構成に関する方針** ＪＲの主要駅近傍の利便性の高い商業業務地については、市街地の更新の推進により建築物の中高層化を進め、合理的で比較的高密度な利用を図る。 洞海湾周辺・響灘・周防灘などの臨海工業地については、工業の利便性を増進するとともに、既存工場の近代化及び新規企業の導入により付加価値の高い産業を育成するとともに、周辺住宅地へ及ぼす公害の影響を勘案し、住環境の保全に配慮した比較的低密度な土地利用を図る。 流通業務地については、環境との調和を図るべく比較的低密度の構成を維持する。 既成市街地内の都心、副都心、地区拠点については、住宅の中高層化を図り、比較的高密度の住宅地として街なか居住を促進する。 その他の既成市街地については、主として中密度の住宅地形成を図る。 その他の地域は、良好な住環境の保全を図るため、主として戸建て専用住宅地として比較的低密度の土地利用を図る。 **ウ　市街地における住宅建設の方針** **（ア）　既成市街地** 人口の定着による都市活力の再生を図るために、街なかでの居住促進に向けた住宅・住環境整備を推進する。とりわけ、都心、副都心、地区拠点を対象に、優良な住宅の供給など、街なか居住の促進に向けた住宅建設を図	住宅地については、都市活力の再生、少子・高齢化への対応、環境負荷の軽減等の観点から、都市基盤整備の進んでいる市街地ゾーンにおいて確保することを基本とし、とりわけ、街なかの土地の有効利用を重視して、既存の住宅ストック利用、建て替え、低・未利用地の有効活用等を図る。 街なかにおいては、主として中密度の住宅地づくりを目指し、更新の遅れた市街地では、建て替えや低・未利用地の活用を誘導し、多様なニーズに対応する住宅の供給促進を図る。既存の低層住宅地で、将来的にも低層系の土地利用が適切な区域では、居住環境の保全を図る。都心や副都心では、その利便性を十分に活かすとともに、土地利用規制の緩和などによる民間住宅建設の促進や住宅機能を導入する再開発の促進により高密度の住宅地づくりを図る。地区拠点では、質の高い住宅供給を重点的に進めるプロジェクトの推進を図るとともに、安全で快適な居住環境の確保を図り、中高密度の住宅地の形成を推進する。 市街地臨海部においては、街なかに隣接する大規模な低・未利用地など土地利用転換を図るべき区域では、海辺の親水空間と調和した住宅地を計画的に配置する。また、土地利用転換に合わせた住宅ニーズに基づく低層～中高層の多様な住宅供給を促進するとともに、多様な土地利用が調和した質の高い住宅地の形成を図る。 周辺市街地においては、ゆとりある良好な居住環境を形成すべき区域として、主として緑や水辺といった豊かな自然環境を取り込んだ低密度な住居系土地利用を図る。また、周辺自然環境と調和し、既存の住宅地の生活環境の向上等を図るとともに、計画的におこなわれる住宅開発プロジェクトについては円滑な推進を図る。さらに、駅の周辺や幹線沿道などでは、後背地の低層住宅地に対する緩衝機能などに配慮し、中密度で複合的な住宅地の形成を図る。 **イ　市街地における建築物の密度の構成に関する方針** ＪＲの主要駅近傍の利便性の高い商業業務地については、市街地の更新の推進により建築物の中高層化を進め、合理的で比較的高密度な利用を図る。 洞海湾周辺・響灘・周防灘などの臨海工業地については、工業の利便性を増進するとともに、既存工場の近代化及び新規企業の導入により付加価値の高い産業を育成するとともに、周辺住宅地へ及ぼす公害の影響を勘案し、住環境の保全に配慮した比較的低密度な土地利用を図る。 流通業務地については、環境との調和を図るべく比較的低密度の構成を維持する。 既成市街地内の都心、副都心、地区拠点については、住宅の中高層化を図り、比較的高密度の住宅地として街なか居住を促進する。 その他の既成市街地については、主として中密度の住宅地形成を図る。 その他の地域は、良好な住環境の保全を図るため、主として戸建て専用住宅地として比較的低密度の土地利用を図る。 **ウ　市街地における住宅建設の方針** **（ア）　既成市街地** 人口の定着による都市活力の再生を図るために、街なかでの居住促進に向けた住宅・住環境整備を推進する。とりわけ、都心、副都心、地区拠点を対象に、優良な住宅の供給など、街なか居住の促進に向けた住宅建設を図る。

新	旧
る。 **（イ） 市街化進行地域** 市街化が進行している既成市街地の周辺部についても、地区計画等により、周辺環境と調和した、住環境の整備を図る。 **（ウ） 新市街地** 新市街地の開発においては、自然環境に配慮しつつ、地域の特性を活かした魅力的で質の高い住宅の供給を推進する。 **エ　市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針** **（ア） 土地の高度利用に関する方針** 都心、副都心においては、多様な交流機能を維持・向上させていくために、市街地再開発事業などの誘導により土地の高度利用を推進する。また、地域拠点の地区内で、駅周辺などの利便性の高い区域では、計画的な高度利用を図る。 また、利便性の高い都心、副都心に位置しながら、老朽化した低層木造建築物が密集し、市街地整備が遅れている地区については、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る。 **（イ） 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針** 街なかに隣接する臨海部の大規模な低・未利用地においては、周辺市街地との一体性に配慮しながら、低層～中高層の住宅地又は適正密度による商業・業務地に用途転換を図る。転換にあたっては、工業や物流機能の増進に必要な土地利用を確保しながら、産業転換にともなって生じた工業跡地などの低・未利用地を主な対象とする。 また、商業系土地利用については、商業活動の増進に必要な土地利用を確保しながら、都市活力再生に向け、快適な都心居住も可能なまちづくりを進めるなど、必要に応じて複合的な土地利用を進める。 **（ウ） 居住環境の改善又は維持に関する方針** 斜面住宅地や木造密集市街地など災害危険度の高い地区においては、緊急時の車両進入路となる道路の整備や面的な住環境整備により、防災性の向上を図る。 少子・高齢社会の住みよいまちづくりに向けて、また人口やコミュニティの回復と都市活力の再生に向けて、街なかにおける住宅供給や生活環境の改善・向上を進める。 **（エ） 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針** 既成市街地背後の可視領域内の緑や自然海岸の緑等の都市景観を特色付ける特に重要性の高い緑に対しては、風致地区や、緑地保全地区の指定などを図って、緑や生物多様性の保全と風致の維持の実効性をより高めていく。	**（イ） 市街化進行地域** 市街化が進行している既成市街地の周辺部についても、地区計画等により、周辺環境と調和した、住環境の整備を図る。 **（ウ） 新市街地** 新市街地の開発においては、自然環境に配慮しつつ、地域の特性を活かした魅力的で質の高い住宅の供給を推進する。 **エ　市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針** **（ア） 土地の高度利用に関する方針** 都心、副都心においては、多様な交流機能を維持・向上させていくために、市街地再開発事業などの誘導により土地の高度利用を推進する。また、地域拠点の地区内で、駅周辺などの利便性の高い区域では、計画的な高度利用を図る。 また、利便性の高い都心、副都心に位置しながら、老朽化した低層木造建築物が密集し、市街地整備が遅れている地区については、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る。 **（イ） 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針** 街なかに隣接する臨海部の大規模な低・未利用地においては、周辺市街地との一体性に配慮しながら、低層～中高層の住宅地又は適正密度による商業・業務地に用途転換を図る。転換にあたっては、工業や物流機能の増進に必要な土地利用を確保しながら、産業転換にともなって生じた工業跡地などの低・未利用地を主な対象とする。 また、商業系土地利用については、商業活動の増進に必要な土地利用を確保しながら、都市活力再生に向け、快適な都心居住も可能なまちづくりを進めるなど、必要に応じて複合的な土地利用を進める。 **（ウ） 居住環境の改善又は維持に関する方針** 斜面住宅地や木造密集市街地など災害危険度の高い地区においては、緊急時の車両進入路となる道路の整備や面的な住環境整備により、防災性の向上を図る。 少子・高齢社会の住みよいまちづくりに向けて、また人口やコミュニティの回復と都市活力の再生に向けて、街なかにおける住宅供給や生活環境の改善・向上を進める。 **（エ） 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針** 既成市街地背後の可視領域内の緑や自然海岸の緑等の都市景観を特色付ける特に重要性の高い緑に対しては、風致地区や、緑地保全地区の指定などを図って、緑や生物多様性の保全と風致の維持の実効性をより高めていく。

新	旧
オ　市街化調整区域の土地利用の方針 **（ア）　優良な農地との健全な調和に関する方針** 市街化調整区域内には良好な農地が多く、各種の農業生産基盤整備事業が行われている。今後とも集団的優良農地として維持することが相当な地域については、保全を図る。 門司区の伊川及び猿喰等の農用地区域、小倉南区の竹馬川流域・紫川流域・合馬川上流域及び曽根新田等の農用地区域、八幡西区の野面及び黒川流域の農用地区域、若松区では竹並地区をはじめ響灘沿岸に面した小竹・安屋・有毛・乙丸などの農用地区域及び周辺の優良農地について、その環境の保全を図る。 **（イ）　災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針** 本区域はその４割が山地であり、また、それらが比較的急峻なため、特に市街化区域周辺部の山麓では大雨の際、地滑りなどによる災害が予想されるため、これらの危険区域については災害を防止するための市街化を抑制することが望ましい地区を抽出するとともに、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域・地すべり防止区域・砂防指定地・宅地造成工事規制区域などの指定も踏まえながら、山麓部の災害防止に努めるものとする。 また、市街地に近接し、傾斜の急な門司地域、足立・高蔵地域、八幡東区の皿倉・河内地域及び若松地域については、住民生活に安全をもたらす森林づくりを推進し、土砂災害の防止を図る。 **（ウ）　自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針** 本区域には、瀬戸内海国立公園の西端に位置する和布刈地区、平尾台・皿倉山等の北九州国定公園、筑豊県立自然公園及び若松北海岸の玄海国定公園など自然の景勝地が身近にある。 これらの貴重な自然を保全するとともに、自然環境と調和のとれた遊歩道・キャンプ場・展望台等を整備するほか、荒廃地等については再生等を進め、住民のレクリエーション需要に応える。 また、市街地に接した樹林地や景勝に優れた地区、歴史的環境などを残している地区等についても、公園・緑地又は風致地区や緑地保全地区を指定するなど、その保全を図り、良好な都市の居住環境の形成と都市景観の向上を図る。 **（エ）　秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針** 市街化調整区域の開発については、市街地の拡大に伴う環境負荷の増大を抑え、自然環境と共生できる健全な都市づくりに配慮する。 このため、大規模な住居系開発については、当面の間、原則抑制を図る。 ただし、本区域の活力向上に寄与することが認められる等、都市の再生に貢献するプロジェクトについては、大規模な住居系開発を適切に誘導する。 その際、具体的な事業内容及び事業区域が確定した場合は、農林業との調整を図りつつ、計画的に市街化区域へ編入するものとする。 また、既存集落におけるコミュニティの維持・形成、生活環境の向上などへの対応や、その他必要な範囲で計	**オ　市街化調整区域の土地利用の方針** **（ア）　優良な農地との健全な調和に関する方針** 市街化調整区域内には良好な農地が多く、各種の農業生産基盤整備事業が行われている。今後とも集団的優良農地として維持することが相当な地域については、保全を図る。 門司区の伊川及び猿喰等の農用地区域、小倉南区の竹馬川流域・紫川流域・合馬川上流域及び曽根新田等の農用地区域、八幡西区の野面及び黒川流域の農用地区域、若松区では竹並地区をはじめ響灘沿岸に面した小竹・安屋・有毛・乙丸などの農用地区域及び周辺の優良農地について、その環境の保全を図る。 **（イ）　災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針** 本区域はその４割が山地であり、また、それらが比較的急峻なため、特に市街化区域周辺部の山麓では大雨の際、地滑りなどによる災害が予想されるため、これらの危険区域については災害を防止するための市街化を抑制することが望ましい地区を抽出するとともに、急傾斜地崩壊危険区域・地すべり防止区域・砂防指定地・宅地造成工事規制区域などの指定も踏まえながら、山麓部の災害防止に努めるものとする。 また、市街地に近接し、傾斜の急な門司地域、足立・高蔵地域、八幡東区の皿倉・河内地域及び若松地域については、住民生活に安全をもたらす森林づくりを推進し、土砂災害の防止を図る。 **（ウ）　自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針** 本区域には、瀬戸内海国立公園の西端に位置する和布刈地区、平尾台・皿倉山等の北九州国定公園、筑豊県立自然公園及び若松北海岸の玄海国定公園など自然の景勝地が身近にある。 これらの貴重な自然を保全するとともに、自然環境と調和のとれた遊歩道・キャンプ場・展望台等を整備するほか、荒廃地等については再生等を進め、住民のレクリエーション需要に応える。 また、市街地に接した樹林地や景勝に優れた地区、歴史的環境などを残している地区等についても、公園・緑地又は風致地区や緑地保全地区を指定するなど、その保全を図り、良好な都市の居住環境の形成と都市景観の向上を図る。 **（エ）　秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針** 市街化調整区域の開発については、市街地の拡大に伴う環境負荷の増大を抑え、自然環境と共生できる健全な都市づくりに配慮する。 このため、大規模な住居系開発については、当面の間、原則抑制を図る。 ただし、本区域の活力向上に寄与することが認められる等、都市の再生に貢献するプロジェクトについては、大規模な住居系開発を適切に誘導する。 その際、具体的な事業内容及び事業区域が確定した場合は、農林業との調整を図りつつ、計画的に市街化区域へ編入するものとする。 また、既存集落におけるコミュニティの維持・形成、生活環境の向上などへの対応や、その他必要な範囲で計画的な土地利用を図るため、地区計画制度などの活用を図る。

新

画的な土地利用を図るため、地区計画制度などの活用を図る。

さらに、主な幹線道路沿道や高速道路インターチェンジ周辺等のうち、立地条件を生かした土地の有効活用の必要性が高い地区において、適切な土地利用の誘導を図る。

カ　大規模集客施設の立地誘導方針

都市構造に影響を及ぼす下表に定める大規模集客施設については、立地の影響が市町村の範囲内にとどまる程度の大規模集客施設を誘導する「拠点」と、広域的で多様な都市機能の集積を図るため、より広域的な大規模集客施設の立地を誘導する「広域拠点」として下記のとおり位置づけ、次の土地利用方針によることとし、都市機能が「拠点」、「広域拠点」に集積する集約型都市構造への転換を図るものとする。

広域拠点 / 拠点	拠点名称
広域拠点	JR･北九州モノレール小倉駅周辺
広域拠点	JR黒崎駅周辺
広域拠点	JR戸畑駅周辺
広域拠点	JR折尾駅周辺
広域拠点	JR門司港駅周辺
広域拠点	JR門司駅周辺
広域拠点	JR下曽根駅周辺
広域拠点	JR城野駅周辺
広域拠点	JR若松駅周辺
広域拠点	JR八幡駅周辺
拠点	JR陣原駅周辺
拠点	学術研究都市周辺
拠点	上葛原周辺
拠点	北方・守恒周辺
拠点	二島周辺
拠点	永犬丸・三ヶ森周辺

（ア）「広域拠点」における土地利用の方針

広域拠点は、広域的で多様な都市機能の集積を図るため、大規模集客施設の立地を誘導する。

広域拠点においては、原則として床面積等の規模上限なく大規模集客施設が立地できるものとし、商業地域等の用途地域あるいは地区計画等により、その実現を図る。

（イ）「拠点」における土地利用の方針

拠点は、身近な地域において都市機能の集積を図るものとし、立地の影響が一つの市町村の範囲内に留まる程度の大規模集客施設の立地を誘導する。

旧

さらに、主な幹線道路沿道やインターチェンジ周辺のうち、立地条件を生かした土地の有効活用の必要性が高い地区において、適切な土地利用の誘導を図る。

カ　大規模集客施設の立地誘導方針

都市構造に影響を及ぼす下表に定める大規模集客施設については、立地の影響が市町村の範囲内にとどまる程度の大規模集客施設を誘導する「拠点」と、広域的で多様な都市機能の集積を図るため、より広域的な大規模集客施設の立地を誘導する「広域拠点」として下記のとおり位置づけ、次の土地利用方針によることとし、都市機能が「拠点」、「広域拠点」に集積する集約型都市構造への転換を図るものとする。

広域拠点 / 拠点	拠点名称
広域拠点	JR･北九州モノレール小倉駅周辺
広域拠点	JR黒崎駅周辺
広域拠点	JR戸畑駅周辺
広域拠点	JR折尾駅周辺
広域拠点	JR門司港駅周辺
広域拠点	JR門司駅周辺
広域拠点	JR下曽根駅周辺
広域拠点	JR城野駅周辺
広域拠点	JR若松駅周辺
広域拠点	JR八幡駅周辺
拠点	JR陣原駅周辺
拠点	学術研究都市周辺
拠点	上葛原周辺
拠点	北方・守恒周辺
拠点	二島周辺
拠点	永犬丸・三ヶ森周辺

（ア）「広域拠点」における土地利用の方針

広域拠点は、広域的で多様な都市機能の集積を図るため、大規模集客施設の立地を誘導する。

広域拠点においては、原則として床面積等の規模上限なく大規模集客施設が立地できるものとし、商業地域等の用途地域あるいは地区計画等により、その実現を図る。

（イ）「拠点」における土地利用の方針

拠点は、身近な地域において都市機能の集積を図るものとし、立地の影響が一つの市町村の範囲内に留まる程度の大規模集客施設の立地を誘導する。

拠点においては、原則として床面積(※1) 10,000㎡(※2) 以下の商業施設等の大規模集客施設が立地できるもの

新

拠点においては、原則として床面積(※1) 10,000㎡(※2) 以下の商業施設等の大規模集客施設が立地できるものとし、用途地域、地区計画、特別用途地区等により、その実現を図る。

なお、立地の影響が１つの市町村の範囲内に留まる程度の規模は都市圏等の実情による。

（ウ）「拠点以外の地域」における土地利用の方針

拠点以外の地域は、大規模集客施設の立地を抑制する。この地域においては、都市圏等の必要性に応じて、用途地域、地区計画、特別用途地区等により、その実現を図る。

なお、大規模集客施設の規模は立地の影響が街区の単位（徒歩圏）等を超える程度の規模とし、都市圏等の実情による。

大規模集客施設の種類		大規模集客施設の規模等	うち広域拠点に立地を誘導する規模等
商業・娯楽系	商業施設 スタジアム、文化ホール、劇場、映画館等の不特定多数の人が利用する施設	施設の床面積の合計が3,000㎡(※3)を超えるもの	施設の床面積の合計が10,000㎡(※2)を超えるもの
公共・公益系	公共施設（国、地方公共団体の拠点施設：庁舎、市町村役場、基幹図書館）	国・地方公共団体が整備する公共施設	国・県が整備する公共施設
	病院	病床数200床(※3)(※4)を超えるもの	３次医療圏規模のもの
	福祉施設	収容人数200人(※3)を超えるもの	（立地の影響が市町村の範囲を超えるような規模のものはない）
	大学等	学生数が500名(※3)を超えるもの	同左

（※１）商業施設、スタジアム、文化ホール、劇場、映画館等の不特定多数の人が利用する施設の床面積の合計
（※２）立地の影響が１つの市町村の範囲内に留まる程度の規模は都市圏等の実情による。
（※３）立地の影響が街区の単位（徒歩圏）等を超える程度の規模は都市圏等の実情による。なお、北九州市域の商業・娯楽系の施設については10,000㎡とする。
（※４）病床数には、療養、精神等を除く。

（２） 都市施設の整備に関する方針

ア　交通施設

（ア） 基本方針

a　交通体系の整備の方針

本区域が広域的な交流圏の中核都市として機能するため、都市間の広域交通体系の確立や、円滑な都市交通の確保、さらに様々な都市活動を支援する都市内の交通体系の確立が求められている。

このような状況を踏まえ、交通体系の整備の方針は、以下のとおりとする。

（a） 生活交通の確保に向けた交通体系の整備

（b） 産業プロジェクトの支援や広域的な交流・連携の活発化に向けた交通体系の整備

（c） 利用しやすい快適な交通体系の整備

（d） ストックを活かし、自然保護や地球環境に配慮した交通体系・公共空間の整備

旧

とし、用途地域、地区計画、特別用途地区等により、その実現を図る。

なお、立地の影響が１つの市町村の範囲内に留まる程度の規模は都市圏等の実情による。

（ウ）「拠点以外の地域」における土地利用の方針

拠点以外の地域は、大規模集客施設の立地を抑制する。この地域においては、都市圏等の必要性に応じて、用途地域、地区計画、特別用途地区等により、その実現を図る。

なお、大規模集客施設の規模は立地の影響が街区の単位（徒歩圏）等を超える程度の規模とし、都市圏等の実情による。

大規模集客施設の種類		大規模集客施設の規模等	うち広域拠点に立地を誘導する規模等
商業・娯楽系	商業施設 スタジアム、文化ホール、劇場、映画館等の不特定多数の人が利用する施設	施設の床面積の合計が3,000㎡(※3)を超えるもの	施設の床面積の合計が10,000㎡(※2)を超えるもの
公共・公益系	公共施設（国、地方公共団体の拠点施設：庁舎、市町村役場、基幹図書館）	国・地方公共団体が整備する公共施設	国・県が整備する公共施設
	病院	病床数200床(※3)(※4)を超えるもの	３次医療圏規模のもの
	福祉施設	収容人数200人(※3)を超えるもの	（立地の影響が市町村の範囲を超えるような規模のものはない）
	大学等	学生数が500名(※3)を超えるもの	同左

（※１）商業施設、スタジアム、文化ホール、劇場、映画館等の不特定多数の人が利用する施設の床面積の合計
（※２）立地の影響が１つの市町村の範囲内に留まる程度の規模は都市圏等の実情による。
（※３）立地の影響が街区の単位（徒歩圏）等を超える程度の規模は都市圏等の実情による。なお、北九州市域の商業・娯楽系の施設については10,000㎡とする。
（※４）病床数には、療養、精神等を除く。

（２） 都市施設の整備に関する方針

ア　交通施設

（ア） 基本方針

a　交通体系の整備の方針

本区域が広域的な交流圏の中核都市として機能するため、都市間の広域交通体系の確立や、円滑な都市交通の確保、さらに様々な都市活動を支援する都市内の交通体系の確立が求められている。

このような状況を踏まえ、交通体系の整備の方針は、以下のとおりとする。

（a） 生活交通の確保に向けた交通体系の整備

（b） 産業プロジェクトの支援や広域的な交流・連携の活発化に向けた交通体系の整備

（c） 利用しやすい快適な交通体系の整備

（d） ストックを活かし、自然保護や地球環境に配慮した交通体系・公共空間の整備

（e） 住民・企業・行政等の協働による交通施策の推進

新

（ｅ） 住民・企業・行政等の協働による交通施策の推進

ｂ　整備水準の目標

本区域の骨格を形成する幹線道路については、市街化区域内道路密度で平成~~12~~17年現在~~1.9~~1.6㎞/㎢の整備がなされている。市街地における幹線道路の望ましい整備水準である3.5㎞/㎢を踏まえ、本区域の特性に応じた道路整備を推進する。

（イ） 主要な施設の配置の方針

主要な交通施設の整備方針は次のとおりである。

ａ　道路

本区域の自動車専用道路は、九州縦貫自動車道が都市間の広域交通処理を、都市高速道路が本区域内における各地域間の交通処理を受け持っている。

さらに、広域及び本区域内の自動車専用道路のネットワークを拡充するため、~~東九州自動車道、~~国道３号黒崎バイパス、新若戸道路、戸畑大谷線及び都市高速道路の出入口等の整備を進めるとともに、関門海峡道路の構想を推進する。

本区域の主要な交通軸は、地理的条件と都市発展の経緯から、本州～福岡方面（国道３号等）の東西交通軸と、小倉～大分方面（国道10号等）と八幡～直方方面（国道200号等）の２つの南北交通軸から、π型に形成されている。

このような中で、中心市街地の周辺部等において、通過交通、業務交通、生活交通といった様々な交通が集中し渋滞が発生している。また、響灘地区や新門司地区、~~新~~空港などの物流・交通拠点へのアクセス強化や、日常生活を支える公共交通ネットワークの充実が求められている。

このようなことから、自動車専用道路、主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路、区画道路などの段階的構成により、放射・環状軸などの体系的なネットワークの形成を図り、計画的な道路網の整備を図る。

また、道路の整備にあたっては、単に交通機能の確保にとどまらず、市街地形成機能、空間機能といった多様な機能にも配慮する。なお、将来の都市構造や交通需要に対し、既存の道路を有効活用するなどの視点に立った都市計画道路網の見直しを進める。

駅前広場等については、大量輸送機関としての鉄道交通と、輸送単位の比較的小さいバスや自動車などの道路交通との有機的な結節を強化するとともに、駅周辺における安全で快適な交通処理を図るため、~~ＪＲ朽網駅、~~ＪＲ折尾駅、~~ＪＲ黒崎駅（北）、~~ＪＲ城野駅などにおいて駅前広場、交通広場の整備を図る。

また、都市間及び区域内各地と~~新~~空港などの交通拠点への旅客輸送、公共交通サービスを面的に向上することができるバスの利便性の向上を図るため、バスネットワークの充実を図るとともに、高速バス、路線バスなどの乗換え拠点において、乗換えや待合いの環境の向上を図る。

ｂ　駐車場

都市活動の活発化に伴い増大する駐車需要に対応し、都市交通の円滑化及び都市機能の増進を図るために、駐車場整備の助成制度を活用しながら、都心部、副都心部等で駐車場の整備を図る。また、駐輪需要に対処す

旧

ｂ　整備水準の目標

本区域の骨格を形成する幹線道路については、市街化区域内道路密度で平成12年現在1.9㎞/㎢の整備がなされている。市街地における幹線道路の望ましい整備水準である3.5㎞/㎢を踏まえ、本区域の特性に応じた道路整備を推進する。

（イ） 主要な施設の配置の方針

主要な交通施設の整備方針は次のとおりである。

ａ　道路

本区域の自動車専用道路は、九州縦貫自動車道が都市間の広域交通処理を、都市高速道路が本区域内における各地域間の交通処理を受け持っている。

さらに、広域及び本区域内の自動車専用道路のネットワークを拡充するため、東九州自動車道、国道３号黒崎バイパス、新若戸道路、及び都市高速道路の出入口等の整備を進めるとともに、関門海峡道路の構想を推進する。

本区域の主要な交通軸は、地理的条件と都市発展の経緯から、本州～福岡方面（国道３号等）の東西交通軸と、小倉～大分方面（国道10号等）と八幡～直方方面（国道200号等）の２つの南北交通軸から、π型に形成されている。

このような中で、中心市街地の周辺部等において、通過交通、業務交通、生活交通といった様々な交通が集中し渋滞が発生している。また、響灘地区や新門司地区、新空港などの物流・交通拠点へのアクセス強化や、日常生活を支える公共交通ネットワークの充実が求められている。

このようなことから、自動車専用道路、主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路、区画道路などの段階的構成により、放射・環状軸などの体系的なネットワークの形成を図り、計画的な道路網の整備を図る。

また、道路の整備にあたっては、単に交通機能の確保にとどまらず、市街地形成機能、空間機能といった多様な機能にも配慮する。なお、将来の都市構造や交通需要に対し、既存の道路を有効活用するなどの視点に立った都市計画道路網の見直しを進める。

駅前広場等については、大量輸送機関としての鉄道交通と、輸送単位の比較的小さいバスや自動車などの道路交通との有機的な結節を強化するとともに、駅周辺における安全で快適な交通処理を図るため、ＪＲ朽網駅、ＪＲ折尾駅、ＪＲ黒崎駅（北）などにおいて駅前広場、交通広場の整備を図る。

また、都市間及び区域内各地と新空港などの交通拠点への旅客輸送、公共交通サービスを面的に向上することができるバスの利便性の向上を図るため、バスネットワークの充実を図るとともに、高速バス、路線バスなどの乗換え拠点において、乗換えや待合いの環境の向上を図る。

ｂ　駐車場

都市活動の活発化に伴い増大する駐車需要に対応し、都市交通の円滑化及び都市機能の増進を図るために、駐車場整備の助成制度を活用しながら、都心部、副都心部等で駐車場の整備を図る。また、駐輪需要に対処するために、主要駅前等の交通結節点や中心市街地において、自転車駐車場の整備を図る。

新

るために、主要駅前等の交通結節点や中心市街地において、交通事業者と協力し自転車駐車場の整備を図る。

c　港湾

北九州港は本州と九州の接点にあり、中国や東南アジアと我が国の主要港湾とを結ぶ国際航路上に位置するなど地理的条件に恵まれ、日本はもとより世界の主要港と直結した国際貿易港として発展し、その背後圏は、福岡・山口両県を中心に、九州・中国地方一円におよんでいる。

今後とも増大する海上輸送貨物と変革する輸送方式に対応するため、港湾整備と連携して、新門司地区、太刀浦地区、田野浦地区、戸畑地区、響灘地区等の港湾機能の強化を図るとともに、複合一貫輸送体系に対応するため背後圏との結節機能の強化を図る。

特に、響灘大水深港湾と背後圏との交通ネットワークの強化を図るため、港湾整備と連携して、響灘地区から都市高速道路、九州縦貫自動車道、東九州自動車道にアクセスする新若戸道路の整備を推進する。

d　空港

北九州圏域約200万人の航空~~交通の利便性を確保し、北九州地域の浮揚を図るため、~~需要に対応した拠点空港として、平成18年3月周防灘沖合~~約３㎞~~の海上に、~~大型ジェット機が就航可能な新北九州空港の建設を促進する。~~北九州空港が開港した。

~~また、~~空港が航空輸送の特性を十分発揮できるよう、エアポートバス、~~海上アクセス、~~軌道系を含めた多方面からの総合的なアクセスについて検討を進め、利便性の向上を図る。

e　交通管理

従来の交通施設を効率的に利用する方法を検討し、さらに、交通管理上必要となる施設について整備を促進し、道路交通の安全と円滑化の維持を図る。

f　鉄道

ＪＲ筑豊本線・鹿児島本線の折尾駅付近において、連続立体交差の整備を促進する。

また、洞海湾で分断されている若松地区と戸畑地区の連絡強化のため、洞海湾周辺横断鉄道整備構想の推進を図るとともに、本区域内で活用度の低い筑豊本線、日田彦山線、鹿児島本線の貨物線などの鉄道ストックを有効利用して鉄道ネットワークを確立する。

（ウ）　主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に事業の実施（施工中を含む）を予定する主な施設は次のとおりとする。

a　道路

種　別	名　称	
~~道路（自動車専用道路）~~	~~1･3･6~~	~~北九州豊津線（東九州自動車道）~~
~~道路（自動車専用道路）~~	~~1･2･7~~	~~九州縦貫自動車道　長野堀越線~~
道路（自動車専用道路）	1･4･4	中央町陣原線（国道３号黒崎バイパス）

旧

c　港湾

北九州港は本州と九州の接点にあり、中国や東南アジアと我が国の主要港湾とを結ぶ国際航路上に位置するなど地理的条件に恵まれ、日本はもとより世界の主要港と直結した国際貿易港として発展し、その背後圏は、福岡・山口両県を中心に、九州・中国地方一円におよんでいる。

今後とも増大する海上輸送貨物と変革する輸送方式に対応するため、港湾整備と連携して、新門司地区、太刀浦地区、田野浦地区、戸畑地区、響灘地区等の港湾機能の強化を図るとともに、複合一貫輸送体系に対応するため背後圏との結節機能の強化を図る。

特に、響灘大水深港湾と背後圏との交通ネットワークの強化を図るため、港湾整備と連携して、響灘地区から都市高速道路、九州縦貫自動車道、東九州自動車道にアクセスする新若戸道路の整備を推進する。

d　空港

北九州圏域200万人の航空交通の利便性を確保し、北九州地域の浮揚を図るため、周防灘沖合約３㎞の海上に、大型ジェット機が就航可能な新北九州空港の建設を促進する。

また、空港が航空輸送の特性を十分発揮できるよう、エアポートバス、海上アクセス、軌道系を含めた多方面からの総合的なアクセスについて検討を進め、利便性の向上を図る。

e　交通管理

従来の交通施設を効率的に利用する方法を検討し、さらに、交通管理上必要となる施設について整備を促進し、道路交通の安全と円滑化の維持を図る。

f　鉄道

ＪＲ筑豊本線・鹿児島本線の折尾駅付近において、連続立体交差の整備を促進する。

また、洞海湾で分断されている若松地区と戸畑地区の連絡強化のため、洞海湾周辺鉄道整備構想の推進を図るとともに、本区域内で活用度の低い筑豊本線、日田彦山線、鹿児島本線の貨物線などの鉄道ストックを有効利用して鉄道ネットワークを確立する。

（ウ）　主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に事業の実施（施工中を含む）を予定する主な施設は次のとおりとする。

a　道路

種　別	名　称	
道路（自動車専用道路）	1･3･6	北九州豊津線（東九州自動車道）
道路（自動車専用道路）	1･2･7	九州縦貫自動車道　長野堀越線
道路（自動車専用道路）	1･4･4	中央町陣原線（国道３号黒崎バイパス）
道路（自動車専用道路）	1･4･5	戸畑大谷線（北九州高速５号線）

新

道路（自動車専用道路）	1･4･5	戸畑大谷線~~（北九州高速５号線）~~
道路（自動車専用道路）	1･4･8	響灘戸畑線（新若戸道路）
~~道路（幹線道路）~~	~~3･1･1~~	~~12号線~~
~~道路（幹線道路）~~	~~3･1･3~~	~~鋳物師町線~~
道路（幹線道路）	3･1･4	６号線
~~道路（幹線道路）~~	~~3･1･5~~	~~８号線~~
~~道路（幹線道路）~~	~~3･2･6~~	~~５号線~~
道路（幹線道路）	3･2･9	７号線
道路（幹線道路）	3･2･10	９号線
~~道路（幹線道路）~~	~~3･2･12~~	~~黒原飛行場線~~
~~道路（幹線道路）~~	~~3･2･15~~	~~新池町線~~
道路（幹線道路）	3･3･18	３号線
~~道路（幹線道路）~~	~~3･3･22~~	~~吉志井ノ浦線~~
~~道路（幹線道路）~~	~~3･3･31~~	~~本町桜町線~~
~~道路（幹線道路）~~	~~3･3･32~~	~~本町浜町線~~
道路（幹線道路）	3･3･38	野面木屋瀬線
道路（幹線道路）	3･3･39	飛行場南線
~~道路（幹線道路）~~	~~3･3･40~~	~~湯川東谷線~~
~~道路（幹線道路）~~	~~3･2･41~~	~~大門木町線~~
道路（幹線道路）	3･3･46	南方朽網線
道路（幹線道路）	3･3･47	日明渡船場線
道路（幹線道路）	3･3･57	竹並芦屋線
道路（幹線道路）	3･4･59	１号線
道路（幹線道路）	3･2･61	11号線
道路（幹線道路）	3･4･69	黒崎本城線
~~道路（幹線道路）~~	~~3･4･70~~	~~陣原穴生線~~
道路（幹線道路）	3･4･74	城山西線
~~道路（幹線道路）~~	~~3･4･77~~	~~寺迫横代線~~
道路（幹線道路）	3･4･88	中央町穴生線
道路（幹線道路）	3･4･90	黒崎駅前線
道路（幹線道路）	3･3･92	緑行正線
道路（幹線道路）	3･4･100	本城塩屋線
道路（幹線道路）	3･4･104	修多羅竹並線
道路（幹線道路）	3･5･107	紫川東線
~~道路（幹線道路）~~	~~3･5･120~~	~~沖台通り線~~
~~道路（幹線道路）~~	~~3･5･125~~	~~田町鳴水線~~
道路（幹線道路）	3･5･127	折尾中間線
~~道路（幹線道路）~~	~~3･5･128~~	~~臨港１号線~~
~~道路（幹線道路）~~	~~3･5･130~~	~~諏訪町線~~
~~道路（幹線道路）~~	~~3･3･156~~	~~笹田野面線~~
道路（幹線道路）	3･2･167	本城払川線
道路（幹線道路）	3･3･169	穴生水巻線
道路（幹線道路）	3･2･173	引野永犬丸線
道路（幹線道路）	3･3･175	城内大手町線
道路（幹線道路）	3･1･176	浅野町線
~~道路（幹線道路）~~	~~3･4･177~~	~~上の原線~~

旧

道路（自動車専用道路）	1･4･8	響灘戸畑線（新若戸道路）
道路（幹線道路）	3･1･1	12号線
道路（幹線道路）	3･1･3	鋳物師町線
道路（幹線道路）	3･1･4	６号線
道路（幹線道路）	3･1･5	８号線
道路（幹線道路）	3･2･6	５号線
道路（幹線道路）	3･2･9	７号線
道路（幹線道路）	3･2･10	９号線
道路（幹線道路）	3･2･12	黒原飛行場線
道路（幹線道路）	3･2･15	新池町線
道路（幹線道路）	3･3･18	３号線
道路（幹線道路）	3･3･22	吉志井ノ浦線
道路（幹線道路）	3･3･31	本町桜町線
道路（幹線道路）	3･3･32	本町浜町線
道路（幹線道路）	3･3･38	野面木屋瀬線
道路（幹線道路）	3･3･39	飛行場南線
道路（幹線道路）	3･3･40	湯川東谷線
道路（幹線道路）	3･2･41	大門木町線
道路（幹線道路）	3･3･46	南方朽網線
道路（幹線道路）	3･3･47	日明渡船場線
道路（幹線道路）	3･3･57	竹並芦屋線
道路（幹線道路）	3･4･59	１号線
道路（幹線道路）	3･2･61	11号線
道路（幹線道路）	3･4･69	黒崎本城線
道路（幹線道路）	3･4･70	陣原穴生線
道路（幹線道路）	3･4･74	城山西線
道路（幹線道路）	3･4･77	寺迫横代線
道路（幹線道路）	3･4･88	中央町穴生線
道路（幹線道路）	3･4･90	黒崎駅前線
道路（幹線道路）	3･3･92	緑行正線
道路（幹線道路）	3･4･100	本城塩屋線
道路（幹線道路）	3･4･104	修多羅竹並線
道路（幹線道路）	3･5･107	紫川東線
道路（幹線道路）	3･5･120	沖台通り線
道路（幹線道路）	3･5･125	田町鳴水線
道路（幹線道路）	3･5･127	折尾中間線
道路（幹線道路）	3･5･128	臨港１号線
道路（幹線道路）	3･5･130	諏訪町線
道路（幹線道路）	3･3･156	笹田野面線
道路（幹線道路）	3･2･167	本城払川線
道路（幹線道路）	3･3･169	穴生水巻線
道路（幹線道路）	3･2･173	引野永犬丸線
道路（幹線道路）	3･3･175	城内大手町線
道路（幹線道路）	3･1･176	浅野町線
道路（幹線道路）	3･4･177	上の原線

新

道路（幹線道路）	3･4･178	青葉台乙丸線
道路（幹線道路）	3･4･179	砂津長浜線
~~**道路（幹線道路）**~~	~~3･1･181~~	~~学術研究都市大通り線~~
~~**道路（幹線道路）**~~	~~3･5･188~~	~~新池町中原線~~
~~**道路（幹線道路）**~~	~~3･4･189~~	~~吉志線~~
道路（幹線道路）	3･4･192	塩屋本城線
道路（幹線道路）	3･4･193	塩屋北線
道路（幹線道路）	3･4･194	学術研究都市北通り線
道路（幹線道路）	3･4･195	小敷北線
~~**道路（幹線道路）**~~	~~3･4･196~~	~~上葛原線~~
道路（幹線道路）	3･5･206	前田熊手線
~~**道路（駅前広場）**~~		~~朽網駅駅前広場~~
道路（駅前広場）		折尾駅駅前広場
道路（交通広場）		黒崎駅（北）交通広場
道路（幹線道路）	3･3･207	城野駅南口線
道路（幹線道路）	3･4･208	八幡鞍手線
道路（駅前広場）		城野駅駅前広場

b　港湾

本区域の港湾の整備については、港湾計画に基づく港湾整備と連携して、次のとおり推進する。

（a）　響灘地区において、北部九州地域を代表する港湾として、環黄海圏のハブポートとなる大水深港湾の整備を推進する。

（b）　港湾と背後地域との円滑な連絡や各埠頭間の円滑な交通を確保するため、新若戸道路を始めとする臨港道路の整備を推進する。

（c）　国際交流、地域交流、情報機能等多様な要請に応えるとともに、住民に開かれた良質な港湾空間を形成するため、西海岸地区、砂津地区、川代地区で港湾再開発を推進する。

（d）　多様化する余暇活動や様々なニーズに応える多様な水際線の利用を目指して、緑地やウォーターフロント空間の創出を推進する。

（e）　地域経済の活性化を図るため、高質な産業空間を新門司地区、響灘地区に確保する。

（f）　都市活動に伴い発生する廃棄物を処分し、地域環境の保全を図るため、新門司地区、響灘地区に廃棄物処理空間を確保する。

さらに、響灘地区において、循環型社会の構築に寄与する静脈物流拠点港の整備を推進する。

~~**c　空港**~~

~~新北九州空港の建設を促進する。~~

イ　下水道及び河川

（ア）　基本方針

旧

道路（幹線道路）	3･4･178	青葉台乙丸線
道路（幹線道路）	3･4･179	砂津長浜線
道路（幹線道路）	3･1･181	学術研究都市大通り線
道路（幹線道路）	3･5･188	新池町中原線
道路（幹線道路）	3･4･189	吉志線
道路（幹線道路）	3･4･192	塩屋本城線
道路（幹線道路）	3･4･193	塩屋北線
道路（幹線道路）	3･4･194	学術研究都市北通り線
道路（幹線道路）	3･4･195	小敷北線
道路（幹線道路）	3･4･196	上葛原線
道路（幹線道路）	3･5･206	前田熊手線
道路（駅前広場）		朽網駅駅前広場
道路（駅前広場）		折尾駅駅前広場
道路（交通広場）		黒崎駅（北）交通広場

b　港湾

本区域の港湾の整備については、港湾計画に基づく港湾整備と連携して、次のとおり推進する。

（a）　響灘地区において、北部九州地域を代表する港湾として、環黄海圏のハブポートとなる大水深港湾の整備を推進する。

（b）　港湾と背後地域との円滑な連絡や各埠頭間の円滑な交通を確保するため、新若戸道路を始めとする臨港道路の整備を推進する。

（c）　国際交流、地域交流、情報機能等多様な要請に応えるとともに、住民に開かれた良質な港湾空間を形成するため、西海岸地区、砂津地区、川代地区で港湾再開発を推進する。

（d）　多様化する余暇活動や様々なニーズに応える多様な水際線の利用を目指して、緑地やウォーターフロント空間の創出を推進する。

（e）　地域経済の活性化を図るため、高質な産業空間を新門司地区、響灘地区に確保する。

（f）　都市活動に伴い発生する廃棄物を処分し、地域環境の保全を図るため、新門司地区、響灘地区に廃棄物処理空間を確保する。

さらに、響灘地区において、循環型社会の構築に寄与する静脈物流拠点港の整備を推進する。

c　空港

新北九州空港の建設を促進する。

イ　下水道及び河川

（ア）　基本方針

新	旧
a　下水道及び河川の整備の方針 **（a）　下水道** 水洗化を促進し快適な居住環境をつくる。 また、生活排水等による公共用水域の汚濁を防止し、清らかな水辺環境の維持・回復を図るため、下水道整備を推進する。 さらに、豪雨時にも住民が安心して生活できるよう、浸水安全度の向上を図る。 **（b）　河川** 本区域においては、都市化による緑地や田畑の減少によって、河川へ一気に流れ込む雨水の量が増大し、また、各地でゲリラ豪雨と呼ばれる集中豪雨が頻発するなど、浸水被害の危険性が増大している。このため、河川の氾濫を防止し、流域の災害に対する安全性を高めることを基本方針とし、また、河川が都市に残された潤いと安らぎの貴重な自然空間であることを考慮して、自然生態系に配慮した「多自然川づくり」を積極的に推進する。~~流域における開発の進行や、比較的急峻な山地が市街地に近接していることもあって、梅雨や台風時に氾濫浸水、地滑りによる被害が生じる場合がある。~~ ~~したがって、都市化の動向を勘案しながら河川改修、砂防、急傾斜地事業等を積極的に整備・促進し、都市防災を図るものとする。~~ ~~また、治水に併せて、健全な水循環系の確保、生物の多様な生息・生育環境の確保、良好な河川景観と水辺空間の形成等、環境に配慮した河川整備を推進する。~~ **b　整備水準の目標** **（a）　下水道** 平成~~12~~ 17年において公共下水道の事業計画処理区域面積約~~23,691~~ 22,278haのうち、約~~14,873~~ 15,849haを整備し、普及率（事業認可区域のうち整備済面積の占める割合）が約~~82~~ 85%となっている。整備水準として、平成32年の普及率を約100%に引き上げることを目標とする。また、雨水整備については、浸水に強い都市づくりを目指して、ハードとソフトの両面から対策をたて、効率的で効果的な雨水対策を進めていく。 **（b）　河川** 江川等の一級河川、紫川等の二級河川とともに、準用河川、普通河川の整備を進める。 **（イ）　主要な施設の配置の方針** **a　下水道** ~~**（a）　普及促進**~~ ~~引き続き市街化調整区域の既存集落など未整備地区の下水道整備を推進する。~~	**a　下水道及び河川の整備の方針** **（a）　下水道** 水洗化を促進し快適な居住環境をつくる。 また、生活排水等による公共用水域の汚濁を防止し、清らかな水辺環境の維持・回復を図るため、下水道整備を推進する。 さらに、豪雨時にも住民が安心して生活できるよう、浸水安全度の向上を図る。 **（b）　河川** 本区域においては、流域における開発の進行や、比較的急峻な山地が市街地に近接していることもあって、梅雨や台風時に氾濫浸水、地滑りによる被害が生じる場合がある。 したがって、都市化の動向を勘案しながら河川改修、砂防、急傾斜地事業等を積極的に整備・促進し、都市防災を図るものとする。 また、治水に併せて、健全な水循環系の確保、生物の多様な生息・生育環境の確保、良好な河川景観と水辺空間の形成等、環境に配慮した河川整備を推進する。 **b　整備水準の目標** **（a）　下水道** 平成12年において公共下水道の事業計画処理区域面積約23,691haのうち、約14,873haを整備し、普及率（事業認可区域のうち整備済面積の占める割合）が約82%となっている。整備水準として、平成32年の普及率を約100%に引き上げることを目標とする。 **（b）　河川** 江川等の一級河川、紫川等の二級河川とともに、準用河川、普通河川の整備を進める。 **（イ）　主要な施設の配置の方針** **a　下水道** **（a）　普及促進** 引き続き市街化調整区域の既存集落など未整備地区の下水道整備を推進する。

新	旧
（~~b~~ a） 合流式下水道の改善 公共用水域の水質保全のために、~~雨水滞水池や分流化による~~合流式下水道の~~越流水対策を進める。~~改善に努める。	**（b） 合流式下水道の改善** 雨水滞水池や分流化による合流式下水道の越流水対策を進める。
（~~c~~ b） 下水道施設の改築・更新 老朽化の進んだ下水道施設の計画的な改築更新を行っていくとともに、施設の高度化を図っていく。	**（c） 下水道施設の改築・更新** 老朽化の進んだ下水道施設の計画的な改築更新を行っていくとともに、施設の高度化を図っていく。
（~~d~~ c） 下水道資源などの有効利用 下水道施設、管渠網、処理水等の多目的な有効利用を推進する。	**（d） 下水道資源の有効利用** 下水道施設、管渠網、処理水等の多目的な有効利用を推進する。
（~~e~~ d） 総合的な雨水排水対策の推進 ~~河川事業と連携した効率的な雨水整備事業を進める。~~安全な都市づくりのため、雨水排水施設の能力アップや、河川と一体となった総合的な計画に基づいた効率的な整備を推進する。	**（e） 総合的な雨水排水対策の推進** 河川事業と連携した効率的な雨水整備事業を進める。
b 河川	**b 河川**
（a） 治水対策の推進 河川の氾濫を~~防ぎ~~防止し、流域の災害に対する安全性を高めるため、河川の~~河道改修や流域での~~拡幅や調整池の築造等の河川改修、流域における流出抑制のための調整池の設置等を行う。	**（a） 治水対策の推進** 河川の氾濫を防ぎ、流域の災害に対する安全性を高めるため、河川の河道改修や流域での調整池の設置等を行う。
（b） 良好な河川環境の創出 河川は都市に残されたうるおいとやすらぎの貴重な自然空間であること~~を考慮し、景観や生態系等に考慮した周辺の環境と調和のとれた河川整備を進める。~~から、河川全体の自然の営み、地域の暮らし・歴史・文化に配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を推進する。	**（b） 良好な河川環境の創出** 河川は都市に残されたうるおいとやすらぎの貴重な自然空間であることを考慮し、景観や生態系等に考慮した周辺の環境と調和のとれた河川整備を進める。
（c） まちづくりと一体となった水辺整備 本区域のシンボル的な河川である二級河川紫川~~を~~については、下流部はマイタウン・マイリバー整備事業、上流部ではふるさとの川整備事業により、周辺のまちづくりや景観整備と~~一体的に~~一体となった良好な水辺空間の~~整備~~創出を図る。 また、副都心黒崎を流れる二級河川撥川~~を本来の川らしい川に再生し、地域のシンボルとして質の高いうるおいのある~~について、黒崎にふさわしい親水河川の整備を行い、文化施設との一体利用を図るなど、潤いのある水辺空間の創出を図る。	**（c） まちづくりと一体となった水辺整備** 本区域のシンボル的な河川である二級河川紫川を、下流部はマイタウン・マイリバー整備事業、上流部はふるさとの川整備事業により、周辺のまちづくりと一体的に水辺空間の整備を図る。 また、副都心黒崎を流れる二級河川撥川を本来の川らしい川に再生し、地域のシンボルとして質の高いうるおいのある水辺空間の創出を図る。
（ウ） 主要な施設の整備目標 おおむね10年以内に事業の実施（施工中を含む）を予定する主な施設は次のとおりとする。 a 下水道	**（ウ） 主要な施設の整備目標** おおむね10年以内に事業の実施（施工中を含む）を予定する主な施設は次のとおりとする。 a 下水道

新

種　別	名　称
主要幹線	~~・門司港新町遮集増補幹線~~　~~・初音町川代主要幹線~~ ~~・空港北町朽網幹線~~　~~・新門司１号幹線~~ ~~・塩屋幹線~~　~~・樋口町１号増補幹線~~ ~~・京良城陣原主要増補幹線~~　~~・曽根新田７号雨水幹線~~ ~~・高田川雨水幹線~~　~~・水無川雨水幹線~~ ~~・沼川３号雨水幹線~~　~~・五反田川雨水幹線~~ ~~・山板川雨水幹線~~　~~・平野川雨水幹線~~ ~~・塩屋１号雨水幹線~~ ・蛤川１号雨水幹線　・修多羅雨水幹線 ・紫川４号雨水幹線　・空港南雨水幹線 ・新々堀川１号雨水幹線　・沼南雨水幹線 ・陣山雨水幹線　・上本町雨水幹線
ポンプ場	~~・戸畑ポンプ場~~　・大手町ポンプ場 ~~・空港北町ポンプ場~~　~~・響町ポンプ場~~ ・門司港ポンプ場　・藤田ポンプ場 ・則松ポンプ場　・浅野町ポンプ場 ・折尾ポンプ場　・港町ポンプ場 ・東中島ポンプ場
処理場	~~・曽根浄化センター水処理施設の増設及び皇后崎浄化センター汚泥処理施設の増設~~ ・新町、曽根、日明、皇后崎、北湊の各浄化センター処理施設の改築更新

種　別	名　称	区域面積
処理区	新町処理区（事業認可済）	369~~413~~ha
処理区	日明処理区（事業認可済）	523~~724~~ha
処理区	曽根処理区（事業認可済）	782~~852~~ha
処理区	皇后崎処理区（事業認可済）	365~~668~~ha
処理区	北湊処理区（事業認可済）	617~~741~~ha
~~処理区~~	~~北湊処理区（計画）~~	~~476ha~~

b　河川

種　別	名　称
河川改修事業	一級河川の新々堀川、笹尾川、金剛川、江川 二級河川の紫川、割子川、撥川、板櫃川、神嶽川、砂津川、~~志井川、~~竹馬川、貫川、相割川、金山川 準用河川の朽網川、大野川
河川環境整備事業	二級河川板櫃川~~、撥川~~
流域貯留浸透事業	~~多目的調整池の西山池~~　金山川

ウ　その他の都市施設

（ア）　基本方針

我が国の経済・社会が安定成長期へ移行する中で、教育、文化、医療をはじめ、すべての方面にわたって地域住民の行政へのニーズは高度になり、多様化している。

このようなニーズに応え、住民がより健康で、文化的豊かさを享受できるような施設、環境、条件の整備充実を図る。

旧

種　別	名　称
主要幹線	・門司港新町遮集増補幹線　・初音町川代主要幹線 ・空港北町朽網幹線　・新門司１号幹線 ・塩屋幹線　・樋口町１号増補幹線 ・京良城陣原主要増補幹線　・曽根新田７号雨水幹線 ・高田川雨水幹線　・水無川雨水幹線 ・沼川３号雨水幹線　・五反田川雨水幹線 ・山板川雨水幹線　・平野川雨水幹線 ・塩屋１号雨水幹線
ポンプ場	・戸畑ポンプ場　・大手町ポンプ場 ・空港北町ポンプ場　・響町ポンプ場
処理場	・曽根浄化センター水処理施設の増設及び皇后崎浄化センター汚泥処理施設の増設 ・新町、曽根、日明、皇后崎、北湊の各浄化センター処理施設の改築更新

種　別	名　称	区域面積
処理区	新町処理区（事業認可済）	413ha
処理区	日明処理区（事業認可済）	724ha
処理区	曽根処理区（事業認可済）	852ha
処理区	皇后崎処理区（事業認可済）	668ha
処理区	北湊処理区（事業認可済）	741ha
処理区	北湊処理区（計画）	476ha

b　河川

種　別	名　称
河川改修事業	一級河川の新々堀川、笹尾川、金剛川、江川 二級河川の紫川、割子川、撥川、板櫃川、神嶽川、砂津川、志井川、竹馬川、貫川、相割川、金山川 準用河川の朽網川、大野川
河川環境整備事業	二級河川板櫃川、撥川
流域貯留浸透事業	多目的調整池の西山池

ウ　その他の都市施設

（ア）　基本方針

我が国の経済・社会が安定成長期へ移行する中で、教育、文化、医療をはじめ、すべての方面にわたって地域住民の行政へのニーズは高度になり、多様化している。

このようなニーズに応え、住民がより健康で、文化的豊かさを享受できるような施設、環境、条件の整備充実を図る。

新	旧
（イ） 主要な施設の配置の方針 **a ごみ処理場・ごみ焼却場** 排出量の増加及び質の変化が続くごみを適正に処理するため、減量化、資源化を推進するとともに、排出されたすべてのごみは安全に安定して処理できるよう老朽化した焼却工場等の更新を図る。 また、最終処分場についても長期的に安定した処分が続けられるよう~~響灘西地区及び~~新門司南地区に廃棄物処理用地を確保する。 **b 卸売市場** 北九州供給圏の拠点市場である中央卸売市場については、今後とも多様化する生産流通情勢の変化に対応するため、市場機能の一層の充実を図る。 **c その他の中核的施設** **（a） 各種研究機関等の誘致、整備促進** 本区域の有する地理的条件を活かして、アジア地域を対象とした社会科学等の研究機関の充実を図るとともに、地域の産業を支える研究機能等の集積を図るなど、本区域にふさわしい特色のある研究機関等の誘致、整備を行う。 （あ） 人文・社会科学から自然科学にわたる幅広い分野で、基礎的な学術研究を行う各種研究機関の誘致、整備を促進する。 （い） 工場をはじめとする産業の高度化、先端化を支援する試験・研究機関や技術開発部門の整備を促進する （う） 良好な研究環境の整備を促進する。 **（b） 大学等高等教育機関の誘致、整備促進** 住民のニーズに対応して、高等教育機関の質的充実を図り、地域での就学機会を確保するため、大学や短大などの高等教育機関の誘致、整備を行う。 （あ） 今後需要が高まると考えられる分野や広域的に学生を集める特殊な分野の大学など、本区域の特色を活かせる大学等の誘致を図る。 （い） 個性的、開放的で、柔軟に社会の要請に対応できる大学として、既存大学の整備、充実を図る。 **（c） 国際的な学術・研究ゾーンの形成** 第四次全国総合開発計画にいう九州北部学術研究都市整備事業の推進を目指し、そのための環境づくりを進める。 （あ） 八幡西区北西部及び若松区西部に、「北九州学術・研究都市」の開発・整備を進める。 （い） 北九州学術・研究都市の中核として、先端科学技術に関する教育研究を行う国・公・私立大学を集積させる「北九州新大学構想」を推進し、積極的な誘致を行うとともに民間の科学技術や文化、生存環境のあり方などを考える研究所、研究開発施設などを誘致する。	**（イ） 主要な施設の配置の方針** **a ごみ処理場・ごみ焼却場** 排出量の増加及び質の変化が続くごみを適正に処理するため、減量化、資源化を推進するとともに、排出されたすべてのごみは安全に安定して処理できるよう老朽化した焼却工場等の更新を図る。 また、最終処分場についても長期的に安定した処分が続けられるよう響灘西地区及び新門司南地区に廃棄物処理用地を確保する。 **b 卸売市場** 北九州供給圏の拠点市場である中央卸売市場については、今後とも多様化する生産流通情勢の変化に対応するため、市場機能の一層の充実を図る。 **c その他の中核的施設** **（a） 各種研究機関等の誘致、整備促進** 本区域の有する地理的条件を活かして、アジア地域を対象とした社会科学等の研究機関の充実を図るとともに、地域の産業を支える研究機能等の集積を図るなど、本区域にふさわしい特色のある研究機関等の誘致、整備を行う。 （あ） 人文・社会科学から自然科学にわたる幅広い分野で、基礎的な学術研究を行う各種研究機関の誘致、整備を促進する。 （い） 工場をはじめとする産業の高度化、先端化を支援する試験・研究機関や技術開発部門の整備を促進する （う） 良好な研究環境の整備を促進する。 **（b） 大学等高等教育機関の誘致、整備促進** 住民のニーズに対応して、高等教育機関の質的充実を図り、地域での就学機会を確保するため、大学や短大などの高等教育機関の誘致、整備を行う。 （あ） 今後需要が高まると考えられる分野や広域的に学生を集める特殊な分野の大学など、本区域の特色を活かせる大学等の誘致を図る。 （い） 個性的、開放的で、柔軟に社会の要請に対応できる大学として、既存大学の整備、充実を図る。 **（c） 国際的な学術・研究ゾーンの形成** 第四次全国総合開発計画にいう九州北部学術研究都市整備事業の推進を目指し、そのための環境づくりを進める。 （あ） 八幡西区北西部及び若松区西部に、「北九州学術・研究都市」の開発・整備を進める。 （い） 北九州学術・研究都市の中核として、先端科学技術に関する教育研究を行う国・公・私立大学を集積させる「北九州新大学構想」を推進し、積極的な誘致を行うとともに民間の科学技術や文化、生存環境のあり方などを考える研究所、研究開発施設などを誘致する。

新

（う）　「学術・研究都市」へのアクセス等の整備を図る。

d　文化施設

余暇時間の増大、生活価値観の変化などにより、学習、教養、レクリエーション等と、住民の文化的なサービスや施設への欲求はますます高まっている。

こうしたニーズに応えるとともに、住民生活に潤いや心の豊かさを与え、住民文化の機運を造りあげ、その文化活動を支援するための施設の整備や内容の充実を図る。

（ウ）　主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に事業の実施（施工中を含む）を予定する主な施設は次のとおりとする。

種　別	名　称	備　考
ごみ処理場・ごみ焼却場	~~響灘東廃棄物処分場~~ ~~響灘西廃棄物処分場~~ 新門司南~~響灘東~~廃棄物処分場	
文化施設	黒崎文化交流拠点施設	

（３）　市街地開発事業に関する方針

ア　主要な市街地開発事業の決定の方針

（ア）　基本方針

近年における社会経済情勢の変化はめまぐるしく、住民の意識や要求も高度化・多様化し、便利なまち・安全で住みよいまちへの転換が強く望まれている。

一方、市街地は背後に丘陵が迫るという地形的制約に加え、臨海部・平坦部の多くが工業・流通施設用地・企業宅地により占有されているため、一般市街地では低層住宅が密集し、防災上・生活環境上の課題を抱えた地区が多い。

したがって、~~こうした~~このような地区については市街地開発事業を推進して居住環境を高めるとともに、土地利用の再編成を図るものとし、~~また~~特に、中心的商業機能・交通機能が集積している地区については民間主導型の市街地再開発事業を推進して都市機能の向上、~~都心~~街なか居住の促進、土地の高度利用を図る。

そのほか、市街化区域内においては、都市基盤が未整備な地区について、極力、無秩序な開発の防止を図るとともに、旧国鉄清算事業団用地及び工場跡地等の低・未利用地の有効利用、残存農地の宅地化促進についても土地所有者の意向を踏まえ、計画的な市街化への誘導を図り、健全な市街地の形成を図る。

さらに、市街地の形成を着実に、しかも効率的に行うため、市街地の将来見通しを踏まえた整備プログラムに沿った開発を進めるものとする。

特に、~~都市再生特別措置法に基づく緊急整備地域に指定された２地域（小倉駅周辺、黒崎駅南）及び都市再生総合整備事業の北九州市地域都市・居住環境整備重点地域では、大規模未利用地の有効活用をはじめとして~~、小倉都心・黒崎副都心地区では、都市再生緊急整備地域の指定や、中心市街地活性化基本計画の大臣認定を受け、街なか居住の促進と回遊性の向上等を目指すとともに、民間活力を活かした都市再生事業を積極的に推進する。

旧

（う）　「学術・研究都市」へのアクセス等の整備を図る。

d　文化施設

余暇時間の増大、生活価値観の変化などにより、学習、教養、レクリエーション等と、住民の文化的なサービスや施設への欲求はますます高まっている。

こうしたニーズに応えるとともに、住民生活に潤いや心の豊かさを与え、住民文化の機運を造りあげ、その文化活動を支援するための施設の整備や内容の充実を図る。

（ウ）　主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に事業の実施（施工中を含む）を予定する主な施設は次のとおりとする。

種　別	名　称	備　考
ごみ処理場・ごみ焼却場	響灘東廃棄物処分場 響灘西廃棄物処分場 新門司南響灘東廃棄物処分場	
文化施設	黒崎文化交流拠点施設	

（３）　市街地開発事業に関する方針

ア　主要な市街地開発事業の決定の方針

（ア）　基本方針

近年における社会経済情勢の変化はめまぐるしく、住民の意識や要求も高度化・多様化し、便利なまち・安全で住みよいまちへの転換が強く望まれている。

一方、市街地は背後に丘陵が迫るという地形的制約に加え、臨海部・平坦部の多くが工業・流通施設用地・企業宅地により占有されているため、一般市街地では低層住宅が密集し、防災上・生活環境上の課題を抱えた地区が多い。

したがって、こうした地区については市街地開発事業を推進して居住環境を高めるとともに、土地利用の再編成を図るものとし、また、中心的商業機能・交通機能が集積している地区については民間主導型の市街地再開発事業を推進して都市機能の向上、都心居住の促進、土地の高度利用を図る。

そのほか、市街化区域内においては、都市基盤が未整備な地区について、極力、無秩序な開発の防止を図るとともに、旧国鉄清算事業団用地及び工場跡地等の低・未利用地の有効利用、残存農地の宅地化促進についても土地所有者の意向を踏まえ、計画的な市街化への誘導を図り、健全な市街地の形成を図る。

さらに、市街地の形成を着実に、しかも効率的に行うため、市街地の将来見通しを踏まえた整備プログラムに沿った開発を進めるものとする。

特に、都市再生特別措置法に基づく緊急整備地域に指定された２地域（小倉駅周辺、黒崎駅南）及び都市再生総合整備事業の北九州市地域都市・居住環境整備重点地域では、大規模未利用地の有効活用をはじめとして、民間活力を活かした都市再生事業を積極的に推進する。

新	旧
（イ） 既成市街地の再開発の方針 **ａ 高度利用に関する方針** 本区域の玄関口で特に商業・業務機能が集積する小倉駅周辺地区や都心部にあって比較的低密度の土地利用が行われている西小倉地区及び馬借地区等、交通機能が集積し土地の高度利用が求められている副都心の黒崎地区、八幡駅周辺地区については土地の高度利用・都市空間の確保・都市機能の向上等を図るため、市街地再開発事業等の推進を図る。 また、高度利用地区に指定されている小倉北区大手町地区については、土地の高度利用により公共施設を中心とした業務及び住宅施設への利用を促進し、さらに、土地の高度利用が望まれている門司港地区、門司駅周辺地区、戸畑地区、若松地区及び折尾駅周辺地区についても市街地再開発事業等の誘導を図る。 **ｂ 用途転換及び用途純化に関する方針** 既成市街地内には工場跡地・旧国鉄清算事業団用地等一定規模以上の低・未利用地がある。 これらの土地の有効利用を促進するため、土地区画整理事業・~~再開発地区計画制度~~市街地再開発事業等を活用して、公開空地の確保、道路・公園等の公共施設の整備を図り、合理的な土地利用を図る。 市街地に隣接し住工混在がみられる戸畑区の沖台地区については、住工分離を促進して良好な住宅地の形成を推進する。 また、小倉北区大手町地区は、公共公益性の高い施設の立地、業務施設、職住近接を目的とした市街地住宅の供給等を促進し、土地利用の転換を図る。 若松駅構内の操車場跡地については、引き続き居住環境豊かな21世紀を展望する市街地ニュータウンの建設を推進する。 **ｃ 居住環境の改善に関する方針** 既成市街地の低層過密住宅地で、防災・環境上等の観点から改善を図ることが望ましい大門・日明ブロック、戸畑地区、八幡東地区、折尾地区及び城野・北方ブロック等については、建築物の不燃化・生活空間の確保を図るため効果的な開発の誘導を図る。 さらに、防災再開発促進地区を指定している~~平松地区、~~折尾地区、丸山地区及び長浜地区については、~~防災再開発促進地区を指定し、~~市街地開発事業等を推進する。 **ｄ 既存の工業地における公害防止に関する方針** 安全で快適な居住環境を創出するため、発生源に対する規制のみでは公害の解消が困難な住工混在地区については、住工分離を促進する。 なお、市街地に混在する工場等については、響灘及び新門司の臨海埋立地等の工業用地への誘導を図り、その移転跡地は、生活環境の整備あるいは都市機能の高度化のために利用し、良好な市街地の形成を図る。 **ｅ 計画的な再開発が必要とされる市街地等の整備方針**	**（イ） 既成市街地の再開発の方針** **ａ 高度利用に関する方針** 本区域の玄関口で特に商業・業務機能が集積する小倉駅周辺地区や都心部にあって比較的低密度の土地利用が行われている西小倉地区及び馬借地区等、交通機能が集積し土地の高度利用が求められている副都心の黒崎地区、八幡駅周辺地区については土地の高度利用・都市空間の確保・都市機能の向上等を図るため、市街地再開発事業等の推進を図る。 また、高度利用地区に指定されている小倉北区大手町地区については、土地の高度利用により公共施設を中心とした業務及び住宅施設への利用を促進し、さらに、土地の高度利用が望まれている門司港地区、門司駅周辺地区、戸畑地区、若松地区及び折尾駅周辺地区についても市街地再開発事業等の誘導を図る。 **ｂ 用途転換及び用途純化に関する方針** 既成市街地内には工場跡地・旧国鉄清算事業団用地等一定規模以上の低・未利用地がある。 これらの土地の有効利用を促進するため、土地区画整理事業・再開発地区計画制度等を活用して、公開空地の確保、道路・公園等の公共施設の整備を図り、合理的な土地利用を図る。 市街地に隣接し住工混在がみられる戸畑区の沖台地区については、住工分離を促進して良好な住宅地の形成を推進する。 また、小倉北区大手町地区は、公共公益性の高い施設の立地、業務施設、職住近接を目的とした市街地住宅の供給等を促進し、土地利用の転換を図る。 若松駅構内の操車場跡地については、引き続き居住環境豊かな21世紀を展望する市街地ニュータウンの建設を推進する。 **ｃ 居住環境の改善に関する方針** 既成市街地の低層過密住宅地で、防災・環境上等の観点から改善を図ることが望ましい大門・日明ブロック、戸畑地区、八幡東地区、折尾地区及び城野・北方ブロック等については、建築物の不燃化・生活空間の確保を図るため効果的な開発の誘導を図る。 さらに、平松地区、折尾地区、丸山地区及び長浜地区については、防災再開発促進地区を指定し、市街地開発事業等を推進する。 **ｄ 既存の工業地における公害防止に関する方針** 安全で快適な居住環境を創出するため、発生源に対する規制のみでは公害の解消が困難な住工混在地区については、住工分離を促進する。 なお、市街地に混在する工場等については、響灘及び新門司の臨海埋立地等の工業用地への誘導を図り、その移転跡地は、生活環境の整備あるいは都市機能の高度化のために利用し、良好な市街地の形成を図る。 **ｅ 計画的な再開発が必要とされる市街地等の整備方針**

新

近年、~~モータリゼーションの進展による生活スタイルの変化や急激な経済の低迷に起因する、~~郊外への大型商業施設の出店等により、都心部における居住人口の減少や商店街の衰退等の空洞化が生じている。

一方、~~新~~北九州空港、~~響灘大水深港湾、~~ひびきコンテナターミナル、東九州自動車道等の交通インフラ整備や北九州学術~~・~~研究都市等の進行に伴い都市構造が変貌しつつある。

これらの問題を改善すると共に新たな都市構造に見合うまちづくりが急務となっている。

このような市街地の現状と整備課題を認識したうえで、既成市街地のうち、都心、副都心、地域中心核を中心に、「都市の魅力増進と問題改善を必要とする地区、都市防災上問題を改善する必要がある地区、大規模土地利用転換地区、景観整備保全地区等」、再開発に関わる課題を抱えている市街地、広義な再開発が求められている市街地を、「計画的な再開発が必要な地区（１号市街地）」として抽出し、それぞれの地域特性を活かした整備を促進する。

また、１号市街地のうち、事業熟度が高い地区又は都心・副都心で計画的な都市機能集積が位置付けられている地区等を「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区（再開発促進地区）」とし、整備目標、実現の方策等を定め、市街地再開発事業等の推進を図る。

（ウ） 防災再開発促進地区に関する方針

小倉北区平松地区、長浜地区及び八幡西区折尾地区、八幡東区丸山地区は、老朽木造住宅の密集、道路基盤等生活関連施設の未整備、火災・災害発生時による防災上の問題等多くの課題を抱える地区であるが、~~密集住宅市街地整備促進事業~~住宅市街地総合整備事業により、地区内の住宅事情の改善と安全で快適な住環境を創出し、都心にふさわしい居住環境づくりを図る。

（エ） 拠点業務市街地の開発整備に関する方針

八幡東田新創造都市拠点地区は、産業・商業・業務・文化・アミューズメント施設や都市型住宅等が複合的に集積した新しい都市拠点として、広域交通ネットワークを含む高度な都市基盤等を整備する。

北九州学術~~・~~研究都市拠点地区のうち北九州学術研究都市~~南部地区及び北部地区について~~は、県の九州北部学術研究都市整備構想と連携し、その中核的な役割を担う「未来をひらくアジアの学術・研究都市」の拠点として学術・研究機能を充実し、快適な生活環境等を整備する。

山鹿・青葉台西スポーツサイエンス拠点地区は、周辺の自然環境に恵まれたスポーツサイエンス拠点として、高等教育機関や研究、研修等の施設の立地を促進し、快適で良好な住宅地等も整備する。

（オ） 市街地整備の方針

市街化区域のうち、当面、重点的に市街化を図るべき区域は、次のとおりとする。

市町名	区域名	区域のおおむねの位置
北九州市	新門司	周防灘に面した臨海工業団地の後背地
	上葛原	北九州市東部の上葛原に位置する区域
	香月・木屋瀬	北九州市南西部の香月、木屋瀬に位置する区域
	永犬丸・則松	筑豊電鉄今池駅の西側の区域
	上の原	国道200号沿線の西側の区域
	北九州学術・研究都市	北九州市西部の塩屋、小敷、本城~~等~~に位置する区域

旧

近年、モータリゼーションの進展による生活スタイルの変化や急激な経済の低迷に起因する、都心部における居住人口の減少や商店街の衰退等の空洞化が生じている。

一方、新北九州空港、響灘大水深港湾、東九州自動車道等の交通インフラ整備や学術・研究都市等の進行に伴い都市構造が変貌しつつある。

これらの問題を改善すると共に新たな都市構造に見合うまちづくりが急務となっている。

このような市街地の現状と整備課題を認識したうえで、既成市街地のうち、都心、副都心、地域中心核を中心に、「都市の魅力増進と問題改善を必要とする地区、都市防災上問題を改善する必要がある地区、大規模土地利用転換地区、景観整備保全地区等」、再開発に関わる課題を抱えている市街地、広義な再開発が求められている市街地を、「計画的な再開発が必要な地区（１号市街地）」として抽出し、それぞれの地域特性を活かした整備を促進する。

また、１号市街地のうち、事業熟度が高い地区又は都心・副都心で計画的な都市機能集積が位置付けられている地区等を「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区（再開発促進地区）」とし、整備目標、実現の方策等を定め、市街地再開発事業等の推進を図る。

（ウ） 防災再開発促進地区に関する方針

小倉北区平松地区、長浜地区及び八幡西区折尾地区、八幡東区丸山地区は、老朽木造住宅の密集、道路基盤等生活関連施設の未整備、火災・災害発生時による防災上の問題等多くの課題を抱える地区であるが、密集住宅市街地整備促進事業により、地区内の住宅事情の改善と安全で快適な住環境を創出し、都心にふさわしい居住環境づくりを図る。

（エ） 拠点業務市街地の開発整備に関する方針

八幡東田新創造都市拠点地区は、産業・商業・業務・文化・アミューズメント施設や都市型住宅等が複合的に集積した新しい都市拠点として、広域交通ネットワークを含む高度な都市基盤等を整備する。

北九州学術・研究都市拠点地区のうち北九州学術研究都市南部地区及び北部地区については、県の九州北部学術研究都市整備構想と連携し、その中核的な役割を担う「未来をひらくアジアの学術・研究都市」の拠点として学術・研究機能を充実し、快適な生活環境等を整備する。

山鹿・青葉台西スポーツサイエンス拠点地区は、周辺の自然環境に恵まれたスポーツサイエンス拠点として、高等教育機関や研究、研修等の施設の立地を促進し、快適で良好な住宅地等も整備する。

（オ） 市街地整備の方針

市街化区域のうち、当面、重点的に市街化を図るべき区域は、次のとおりとする。

市町名	区域名	区域のおおむねの位置
北九州市	新門司	周防灘に面した臨海工業団地の後背地
	上葛原	北九州市東部の上葛原に位置する区域
	香月・木屋瀬	北九州市南西部の香月、木屋瀬に位置する区域
	永犬丸・則松	筑豊電鉄今池駅の西側の区域
	上の原	国道200号沿線の西側の区域
	北九州学術・研究都市	北九州市西部の塩屋、小敷、本城に位置する区域

新

	大里本町	国道199号沿線の東側の区域
	門司港	門司港レトロ区域を中心とした区域
	門司	ＪＲ門司駅を中心とした区域
	小倉都心	小倉北区の市街地を中心とした区域
	戸畑	ＪＲ戸畑駅を中心とした区域
	若松	ＪＲ若松駅を中心とした区域
	八幡東	ＪＲ八幡駅とスペースワールド駅の南側を中心とした区域
	黒崎副都心	ＪＲ黒崎駅を中心とした区域
	折尾	ＪＲ折尾駅を中心とした区域
	乙丸	国道495号沿線の南側の区域
	吉志	県道門司行橋線沿線の東西側の区域
	藤の木東部	ＪＲ藤ノ木駅の南側の区域
	末広	国道199号沿線の北側の区域
	都市再生区域	都市再生特別措置法に基づく緊急整備地域

イ　市街地整備の目標

市街化区域のうち、おおむね10年以内に実施（施工中を含む）を予定する主な事業は次のとおりとする。

市町名	区域名	事業名	地区名	面積	摘要
北九州市	~~上の原~~	~~土地区画整理事業~~	~~上の原地区~~	~~約15ha~~	~~上の原地区の一部~~
	折尾	土地区画整理事業	折尾地区	約15ha	折尾地区の一部
	~~大里本町~~	~~土地区画整理事業~~	~~大里本町地区~~	~~約20ha~~	~~大里本町地区の一部~~
	~~吉志~~	~~土地区画整理事業~~	~~吉志地区~~	~~約35ha~~	~~吉志地区の一部~~
	~~上葛原~~	~~土地区画整理事業~~	~~上葛原第二地区~~	~~約25ha~~	~~上葛原地区の一部~~
	~~北九州学術・研究都市~~	~~土地区画整理事業~~	~~北九州学術・研究都市南部地区~~	~~約120ha~~	~~北九州学術・研究都市地区の一部~~
	北九州学術・研究都市	土地区画整理事業	北九州学術・研究都市北部地区	約135ha	北九州学術・研究都市地区の一部
	~~小倉都心~~	~~市街地再開発事業~~	~~室町一丁目地区~~	~~約4ha~~	~~小倉都心地区の一部~~
	小倉都心	市街地再開発事業	西小倉駅前地区	約1ha	小倉都心地区の一部
	~~八幡東~~	~~市街地再開発事業~~	~~八幡駅前地区~~	~~約3ha~~	~~八幡東地区の一部~~
	小倉都心	市街地再開発事業	魚町三丁目西地区	約1ha	小倉都心地区の一部
	小倉都心	市街地再開発事業	小倉駅西Ａ地区	約1ha	小倉都心地区の一部
	小倉都心	市街地再開発事業	小倉駅南口東地区	約1ha	小倉都心地区の一部
	小倉都心	市街地再開発事業	旦過地区	約3ha	小倉都心地区の一部
	小倉都心	市街地再開発事業	小倉駅北口東地区	約2ha	小倉都心地区の一部

（４）　自然的環境の整備又は保全に関する方針

ア　基本方針

（ア）　基本方針

本区域の大きな特徴である市街地の背後に展開する山々のパノラマの緑と、これまで公園や街路樹として蓄積してきた市街地の緑を連携し守り育てながら、自然を活かしたうるおいある街づくりを目指す。

ａ　緑の保全・活用（パノラマの緑が輝くまちづくり）

本区域を特色づける山・海のパノラマの緑を活かし、都市景観の向上を図る。さらに、自然環境の保全とともに、それらを住民の余暇ゾーンとして活用する。

旧

	大里本町	国道199号沿線の東側の区域
	門司港	門司港レトロ区域を中心とした区域
	門司	ＪＲ門司駅を中心とした区域
	小倉都心	小倉北区の市街地を中心とした区域
	戸畑	ＪＲ戸畑駅を中心とした区域
	若松	ＪＲ若松駅を中心とした区域
	八幡東	ＪＲ八幡駅とスペースワールド駅の南側を中心とした区域
	黒崎副都心	ＪＲ黒崎駅を中心とした区域
	折尾	ＪＲ折尾駅を中心とした区域
	乙丸	国道495号沿線の南側の区域
	吉志	県道門司行橋線沿線の東側の区域
	藤の木東部	ＪＲ藤ノ木駅の南側の区域
	末広	国道199号沿線の北側の区域
	都市再生区域	都市再生特別措置法に基づく緊急整備地域

イ　市街地整備の目標

市街化区域のうち、おおむね10年以内に実施（施工中を含む）を予定する主な事業は次のとおりとする。

市町名	区域名	事業名	地区名	面積	摘要
北九州市	上の原	土地区画整理事業	上の原地区	約15ha	上の原地区の一部
	折尾	土地区画整理事業	折尾地区	約15ha	折尾地区の一部
	大里本町	土地区画整理事業	大里本町地区	約20ha	大里本町地区の一部
	吉志	土地区画整理事業	吉志地区	約35ha	吉志地区の一部
	上葛原	土地区画整理事業	上葛原第二地区	約25ha	上葛原地区の一部
	北九州学術・研究都市	土地区画整理事業	北九州学術・研究都市南部地区	約120ha	北九州学術・研究都市地区の一部
	北九州学術・研究都市	土地区画整理事業	北九州学術・研究都市北部地区	約135ha	北九州学術・研究都市地区の一部
	小倉都心	市街地再開発事業	室町一丁目地区	約4ha	小倉都心地区の一部
	小倉都心	市街地再開発事業	西小倉駅前地区	約1ha	小倉都心地区の一部
	八幡東	市街地再開発事業	八幡駅前地区	約3ha	八幡東地区の一部
	小倉都心	市街地再開発事業	魚町三丁目西地区	約1ha	小倉都心地区の一部
	小倉都心	市街地再開発事業	小倉駅西Ａ地区	約1ha	小倉都心地区の一部
	小倉都心	市街地再開発事業	小倉駅南口東地区	約1ha	小倉都心地区の一部
	小倉都心	市街地再開発事業	旦過地区	約3ha	小倉都心地区の一部
	小倉都心	市街地再開発事業	小倉駅北口東地区	約2ha	小倉都心地区の一部

（４）　自然的環境の整備又は保全に関する方針

ア　基本方針

（ア）　基本方針

本区域の大きな特徴である市街地の背後に展開する山々のパノラマの緑と、これまで公園や街路樹として蓄積してきた市街地の緑を連携し守り育てながら、自然を活かしたうるおいある街づくりを目指す。

ａ　緑の保全・活用（パノラマの緑が輝くまちづくり）

本区域を特色づける山・海のパノラマの緑を活かし、都市景観の向上を図る。さらに、自然環境の保全とともに、それらを住民の余暇ゾーンとして活用する。

新

b　市街地の緑化（まちの機能と緑がとけあううるおいのあるまちづくり）

市街地内の緑を豊かにするとともに、都市の機能と調和した優れたデザインを持った緑を整備することにより、都市の美しさや快適性が実感できるような市街地環境を整備する。

c　体系的な公園の整備

自由時間の増大、レクリエーションニーズの高度化・多様化などに対応するために、様々なレクリエーション活動に供する各種の公園を体系的に整備する。

（イ）　緑地の確保目標水準

a　緑地の確保目標

平成~~12~~ 17年（現況）における緑地の面積	平成32年~~（おおむね20年後）~~における緑地の確保目標		
	緑地の面積	市街化区域面積に対する割合	都市計画区域面積に対する割合
約14,320 ~~14,250~~ha	約17,320ha	約85%	約35%

b　都市公園の施設として整備すべき緑地の目標水準

年　次	平成~~12~~ 17年（現況）	平成32年~~（おおむね20年後）~~
都市計画区域人口１人当たり目標水準	11.18 ~~10.42~~㎡/人	20.0㎡/人

イ　主要な緑地の配置の方針

（ア）　環境保全系統

a　ストラクチャーを構成する緑地の保全

企救山地から貫山地、福智山地、皿倉山地、石峰山地に至る広大な山地と、これに連なる門司区の青浜海岸から喜多久海岸、若松北海岸の緑は、良好な自然環境として重要であるばかりでなく、その大規模に連続する緑地空間は、無秩序な市街地化を防ぎ、洪水等の災害を防止する機能を果たしている。

また、野生生物の生息、繁殖の場所としても貴重な存在となっている。

こうした市街地の背後に連なる山地とこれに続く自然海岸線の緑地を、ストラクチャーを構成する緑地として一体的に保全する。

b　山麓の歴史的資源を有する緑地の保全

緑のストラクチャーを構成する山地の山麓部には、数多くの史跡や社寺等の歴史的資源が分布している。

こうした豊かな緑と結びついた歴史的資源の分布地を郷土の歴史ゾーンとして位置付け、その歴史的環境の保全を図る。

c　市街地内に点在する良好な樹林、水辺地等の保全

市街地内や、その周囲に残る社寺林等の良好な樹林や水辺地等を生態系に配慮した環境にやさしい街づくりの資源として位置付け、まちの緑の拠点、野生生物の生息地、住民の自然とのふれあいの場として保全・活用

旧

b　市街地の緑化（まちの機能と緑がとけあううるおいのあるまちづくり）

市街地内の緑を豊かにするとともに、都市の機能と調和した優れたデザインを持った緑を整備することにより、都市の美しさや快適性が実感できるような市街地環境を整備する。

c　体系的な公園の整備

自由時間の増大、レクリエーションニーズの高度化・多様化などに対応するために、様々なレクリエーション活動に供する各種の公園を体系的に整備する。

（イ）　緑地の確保目標水準

a　緑地の確保目標

平成12年（現況）における緑地の面積	平成32年（おおむね20年後）における緑地の確保目標		
	緑地の面積	市街化区域面積に対する割合	都市計画区域面積に対する割合
約14,250ha	約17,320ha	約85%	約35%

b　都市公園の施設として整備すべき緑地の目標水準

年　次	平成12年（現況）	平成32年（おおむね20年後）
都市計画区域人口１人当たり目標水準	10.42㎡/人	20.0㎡/人

イ　主要な緑地の配置の方針

（ア）　環境保全系統

a　ストラクチャーを構成する緑地の保全

企救山地から貫山地、福智山地、皿倉山地、石峰山地に至る広大な山地と、これに連なる門司区の青浜海岸から喜多久海岸、若松北海岸の緑は、良好な自然環境として重要であるばかりでなく、その大規模に連続する緑地空間は、無秩序な市街地化を防ぎ、洪水等の災害を防止する機能を果たしている。

また、野生生物の生息、繁殖の場所としても貴重な存在となっている。

こうした市街地の背後に連なる山地とこれに続く自然海岸線の緑地を、ストラクチャーを構成する緑地として一体的に保全する。

b　山麓の歴史的資源を有する緑地の保全

緑のストラクチャーを構成する山地の山麓部には、数多くの史跡や社寺等の歴史的資源が分布している。

こうした豊かな緑と結びついた歴史的資源の分布地を郷土の歴史ゾーンとして位置付け、その歴史的環境の保全を図る。

c　市街地内に点在する良好な樹林、水辺地等の保全

市街地内や、その周囲に残る社寺林等の良好な樹林や水辺地等を生態系に配慮した環境にやさしい街づくりの資源として位置付け、まちの緑の拠点、野生生物の生息地、住民の自然とのふれあいの場として保全・活用

新	旧
する。	する。
d　野生生物と共存できる環境づくり	**d　野生生物と共存できる環境づくり**
野生生物と共存できる環境づくりを進めるため、街路、公共公益施設、民有地の緑などを含んだ緑のネットワークを形成する。	野生生物と共存できる環境づくりを進めるため、街路、公共公益施設、民有地の緑などを含んだ緑のネットワークを形成する。
（a）　ストラクチャーを構成する緑地を野生生物の生息、繁殖の場として保全するとともに、核となる山田緑地を「30世紀の森」として、自然と人間の共存のあり方を学ぶ拠点とする。	（a）　ストラクチャーを構成する緑地を野生生物の生息、繁殖の場として保全するとともに、核となる山田緑地を「30世紀の森」として、自然と人間の共存のあり方を学ぶ拠点とする。
（b）　市街地内での野生生物の生息場所、休息地となり、市街地住民が身近に自然とふれあいのできる緑地を整備、保全する。	（b）　市街地内での野生生物の生息場所、休息地となり、市街地住民が身近に自然とふれあいのできる緑地を整備、保全する。
（c）　野生生物の安全な移動の場として、市街地を流れる主要な河川沿いに緑道を整備するとともに、生態系に配慮した河川整備を進める。	（c）　野生生物の安全な移動の場として、市街地を流れる主要な河川沿いに緑道を整備するとともに、生態系に配慮した河川整備を進める。
（イ）　レクリエーション系統	**（イ）　レクリエーション系統**
a　新たな公園体系の確立	**a　新たな公園体系の確立**
レクリエーション活動の多様化、広域化、高度化などに対応するため、都市特性を考慮し、次のような公園種別からなる公園体系の確立を目指す。	レクリエーション活動の多様化、広域化、高度化などに対応するため、都市特性を考慮し、次のような公園種別からなる公園体系の確立を目指す。
（a）　シンボル公園については、小倉都心部に位置する既設の勝山公園を対象とする。	（a）　シンボル公園については、小倉都心部に位置する既設の勝山公園を対象とする。
（b）　広域拠点公園については、「北九州市“緑”のルネッサンス計画」に示された３つの余暇ゾーンの核となる公園として、和布刈公園（門司港湾・臨海余暇ゾーン）、山田緑地（帆柱・平尾台森林余暇ゾーン）、響灘緑地（響灘海洋余暇ゾーン）を配置する。 また、文化交流活動の拠点となる公園として、中央公園・美術の森公園を、スポーツ系の拠点として、本城公園を配置する。	（b）　広域拠点公園については、「北九州市“緑”のルネッサンス計画」に示された３つの余暇ゾーンの核となる公園として、和布刈公園（門司港湾・臨海余暇ゾーン）、山田緑地（帆柱・平尾台森林余暇ゾーン）、響灘緑地（響灘海洋余暇ゾーン）を配置する。 また、文化交流活動の拠点となる公園として、中央公園・美術の森公園を、スポーツ系の拠点として、本城公園を配置する。
（c）　地域拠点公園については、約10万人を目安とする利用圏域を設定し、各圏域毎に地域住民のスポーツ系・文化系のレクリエーション活動の拠点となる公園をバランスよく配置する。	（c）　地域拠点公園については、約10万人を目安とする利用圏域を設定し、各圏域毎に地域住民のスポーツ系・文化系のレクリエーション活動の拠点となる公園をバランスよく配置する。
（d）　本区域の特性にあった近隣住区、地区の設定を行ったうえで、住区基幹公園を配置する。	（d）　本区域の特性にあった近隣住区、地区の設定を行ったうえで、住区基幹公園を配置する。
（e）　住区基幹公園については、住区毎の人口規模や誘致圏域等を考慮し、学校、文化施設等の他の公共施設との一体的利用が図れる場所を中心に配置する。	（e）　住区基幹公園については、住区毎の人口規模や誘致圏域等を考慮し、学校、文化施設等の他の公共施設との一体的利用が図れる場所を中心に配置する。
（f）　特殊公園については、本区域のもつ臨海都市としての特性や山地、湖沼等の豊かな自然に恵まれた都市としての特色を引き出すため、山地の眺望地点や臨海部、湖沼の分布地等を中心にその整備を図る。	（f）　特殊公園については、本区域のもつ臨海都市としての特性や山地、湖沼等の豊かな自然に恵まれた都市としての特色を引き出すため、山地の眺望地点や臨海部、湖沼の分布地等を中心にその整備を図る。
b　レクリエーションルートの整備	**b　レクリエーションルートの整備**
市街地を流れる主要な河川沿い等に市街地内でのレクリエーションルートとなる緑道等を整備する。	市街地を流れる主要な河川沿い等に市街地内でのレクリエーションルートとなる緑道等を整備する。
（ウ）　防災系統	**（ウ）　防災系統**
a　火災危険度の高い地域に対するオープンスペースの確保	**a　火災危険度の高い地域に対するオープンスペースの確保**

新	旧
特定消防区域や高密度市街地等の火災発生危険度の高い市街地の区域に対しては、区域内やその周囲にオープンスペースとなる公園を積極的に整備し、都市の防災機能を高める。	特定消防区域や高密度市街地等の火災発生危険度の高い市街地の区域に対しては、区域内やその周囲にオープンスペースとなる公園を積極的に整備し、都市の防災機能を高める。
b　防災公園の整備、既設公園の避難地機能の強化 人口密度の高い既成市街地の住民が１時間以内に安全な場所へ避難できるよう、広域避難地となる公園を配置し、多目的広場などをもつ防災公園として整備する。	**b　防災公園の整備、既設公園の避難地機能の強化** 人口密度の高い既成市街地の住民が１時間以内に安全な場所へ避難できるよう、広域避難地となる公園を配置し、多目的広場などをもつ防災公園として整備する。
c　都市の防災機能を高める緑地の整備 主要工場の集積する臨海部の工業地域に対しては、都市の防災機能をさらに高めるとともに、快適性の高い生産環境を創造するため、拠点となる公園を配置するとともに、工場敷地の積極的な緑化を図り、一体的な緑地空間を整備する。	**c　都市の防災機能を高める緑地の整備** 主要工場の集積する臨海部の工業地域に対しては、都市の防災機能をさらに高めるとともに、快適性の高い生産環境を創造するため、拠点となる公園を配置するとともに、工場敷地の積極的な緑化を図り、一体的な緑地空間を整備する。
（エ）　景観構成系統 **a　山・海のパノラマの保全** （a）　市街地の背後に広がる山地の緑のうち、既成市街地の可視領域内に含まれる山地斜面地の緑を、市街地をふちどるパノラマの緑として保全を図る。 （b）　また、高速道路や鉄道の車窓から見るパノラマの緑の保全を図る。 （c）　自然海岸線の残されている門司区の青浜海岸から喜多久海岸にかけてと若松北海岸を山のパノラマに対する海のパノラマとして積極的に保全する。 （d）　海岸線に多く立地する採石場については、採石跡地の早期緑化を図るなど風致、景観の修復を図る。 （e）　臨海部に立地する工場群等については、海から見た景観整備を進めるとともに海に開かれた緑地の整備を進め、市街地と海を結ぶ景観軸や、海のパノラマの眺望点を確保する。	**（エ）　景観構成系統** **a　山・海のパノラマの保全** （a）　市街地の背後に広がる山地の緑のうち、既成市街地の可視領域内に含まれる山地斜面地の緑を、市街地をふちどるパノラマの緑として保全を図る。 （b）　また、高速道路や鉄道の車窓から見るパノラマの緑の保全を図る。 （c）　自然海岸線の残されている門司区の青浜海岸から喜多久海岸にかけてと若松北海岸を山のパノラマに対する海のパノラマとして積極的に保全する。 （d）　海岸線に多く立地する採石場については、採石跡地の早期緑化を図るなど風致、景観の修復を図る。 （e）　臨海部に立地する工場群等については、海から見た景観整備を進めるとともに海に開かれた緑地の整備を進め、市街地と海を結ぶ景観軸や、海のパノラマの眺望点を確保する。
b　景観に配慮した緑地の整備 （a）　市街地内の主要公園や今後新たに整備する公園を市街地景観形成の重要な資源として、景観面に配慮した緑化や再整備を行う。 （b）　また、パノラマ景観の視点場となる緑地を整備するとともにビスタの確保を図る。	**b　景観に配慮した緑地の整備** （a）　市街地内の主要公園や今後新たに整備する公園を市街地景観形成の重要な資源として、景観面に配慮した緑化や再整備を行う。 （b）　また、パノラマ景観の視点場となる緑地を整備するとともにビスタの確保を図る。
c　市街地内に分布する樹林等の保全 市街地内に分布する樹林等は、環境保全の面だけでなく、地域の歴史・文化・景観資源としても重要な役割を果たしていることから積極的な保全を図る。	**c　市街地内に分布する樹林等の保全** 市街地内に分布する樹林等は、環境保全の面だけでなく、地域の歴史・文化・景観資源としても重要な役割を果たしていることから積極的な保全を図る。
d　河川の景観整備 紫川、板櫃川、~~竹馬川、金山川、~~江川、撥川などの主要河川の緑化により、都市景観の向上と生態系の保全や回復、親水性に配慮した河川環境づくりを目指す。	**d　河川の景観整備** 紫川、板櫃川、竹馬川、金山川、撥川などの主要河川の緑化により、都市景観の向上と生態系の保全や回復、親水性に配慮した河川環境づくりを目指す。

新	旧
（オ）　総合的な緑地 環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の各系統ごとの緑地の配置方針を相互に調整し、総合的な緑地の配置方針としてまとめると、次のように表される。 ａ　市街地の背後に広がる山地や自然海岸線のパノラマの緑を本区域の都市景観を特徴づける資源として、また生物の生息空間の拠点として保全する。 ｂ　様々なレクリエーション活動に供するとともに、災害時に避難地となる各種公園を体系的に整備する。 ｃ　パノラマの緑と市街地に点在する公園・河川・道路や民有地の緑を含めた水と緑のネットワークの形成を図る。 **ウ　実現のための具体の都市計画制度の方針** **（ア）　公園緑地などの整備目標及び配置方針** **ａ　住区基幹公園** （ａ）　街区公園については、国の示す都市公園整備標準1.0㎡未満の住区に対して、引き続き公園用地の確保を図る。また、公園の統廃合を行い、量的整備から「適正規模、適正配置」へ転換していく。 （ｂ）　近隣公園については、109住区中~~52~~ 50住区が未整備地区であり、今後これらの住区での配置を重点的に進める。 （ｃ）　地区公園については、26地区中~~15~~ 14地区が未整備地区であり、周辺の近隣公園の補完的公園として配置を進めていく。 **ｂ　都市基幹公園** 市域を９地域に分け、各地域に文化交流の拠点、地域のスポーツ拠点機能を果たす公園を各１～２箇所配置している。今後は、これらの公園の機能充実を図っていき、必要に応じて新たな公園の配置も検討していく。 **ｃ　特殊公園** これまで、優れた自然資源や歴史的資源を持つ場所を~~21~~ 23箇所、特殊公園として整備した。今後も、野外レクリエーション機能の強化や都市個性を主張する特殊公園の配置を進めていく。また、臨海部においては、港湾緑地整備との連携を図りながら、干潟等貴重な自然を生かした公園の配置を進める。 **ｄ　広域公園** 広域公園については、余暇ゾーン系、文化交流系、スポーツ系で構成し、６公園を配置している。今後、これらの公園の整備、再整備を進めていく。 **ｅ　緑地・緑道** 防災機能強化、都市環境の保全、創出を図るため、配置を進める。 **ｆ　墓園**	**（オ）　総合的な緑地** 環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の各系統ごとの緑地の配置方針を相互に調整し、総合的な緑地の配置方針としてまとめると、次のように表される。 ａ　市街地の背後に広がる山地や自然海岸線のパノラマの緑を本区域の都市景観を特徴づける資源として、また生物の生息空間の拠点として保全する。 ｂ　様々なレクリエーション活動に供するとともに、災害時に避難地となる各種公園を体系的に整備する。 ｃ　パノラマの緑と市街地に点在する公園・河川・道路や民有地の緑を含めた水と緑のネットワークの形成を図る。 **ウ　実現のための具体の都市計画制度の方針** **（ア）　公園緑地などの整備目標及び配置方針** **ａ　住区基幹公園** （ａ）　街区公園については、国の示す都市公園整備標準1.0㎡未満の住区に対して、引き続き公園用地の確保を図る。また、公園の統廃合を行い、量的整備から「適正規模、適正配置」へ転換していく。 （ｂ）　近隣公園については、109住区中52住区が未整備地区であり、今後これらの住区での配置を重点的に進める。 （ｃ）　地区公園については、26地区中15地区が未整備地区であり、周辺の近隣公園の補完的公園として配置を進めていく。 **ｂ　都市基幹公園** 市域を９地域に分け、各地域に文化交流の拠点、地域のスポーツ拠点機能を果たす公園を各１～２箇所配置している。今後は、これらの公園の機能充実を図っていき、必要に応じて新たな公園の配置も検討していく。 **ｃ　特殊公園** これまで、優れた自然資源や歴史的資源を持つ場所を21箇所、特殊公園として整備した。今後も、野外レクリエーション機能の強化や都市個性を主張する特殊公園の配置を進めていく。また、臨海部においては、港湾緑地整備との連携を図りながら、干潟等貴重な自然を生かした公園の配置を進める。 **ｄ　広域公園** 広域公園については、余暇ゾーン系、文化交流系、スポーツ系で構成し、６公園を配置している。今後、これらの公園の整備、再整備を進めていく。 **ｅ　緑地・緑道** 防災機能強化、都市環境の保全、創出を図るため、配置を進める。 **ｆ　墓園**

新

２箇所の墓園を設置しているが、民間墓地等の需給状況を見ながら新たな墓園の設置を検討していく。

（イ） 緑地保全地区等の指定目標及び指定方針

良好な自然環境の保全等を図るため、緑地保全地区等の指定を以下のように進めるものとする。

a　緑地保全地区

緑や生物多様性空間の保全を図るため、これまで、17箇所の緑地保全地区を指定してきた。今後とも引き続き、緑のネットワーク形成を図るため、保全の緊急の高いものから指定を図り、約250haを確保する。

b　風致地区

風致地区は、これまで本区域の約27%を指定し、風致の維持を図ってきた。今後も都市の景観を特色付けるパノラマの緑の保全や風致の維持を図るため、風致地区の拡大等を検討していき、約14,370haを確保する。

c　緑地協定地区

住宅地の緑地協定面積を２倍にすることを目指して指定を図り、約300haを確保する。

d　工場等緑化協定地区

工場等緑化協定による緑地面積を２倍にすることを目指して指定を図り、約400haを確保する。

エ　主要な緑地の確保目標

おおむね10年以内に事業の実施（施工中を含む）を予定する主な施設、または、指定を予定する地区は次のとおりとする。

（ア） 主要な公園緑地等

種　別	名　称
地区公園	~~吉田太陽の丘公園　他約４箇所~~　老松公園　他２箇所
総合公園	~~勝山公園　他２箇所~~　高塔山公園　他２箇所
運動公園	本城公園　他~~２~~３箇所
~~特殊公園~~	~~足立公園　他２箇所~~
広域公園	長野緑地　他~~２~~３箇所
~~緑　　地~~	~~浅生１号公園　他２箇所~~

（イ） 主要な緑地保全地区等

緑地保全地区については、約10カ所、約80haについて指定を図る。

また、風致地区についても新規に指定するなどその拡大等を図る。

4　公害の防止及び環境の改善の方針

（1） 基本方針

本区域では、明治以来の急速な都市化や工業化の過程で激甚な公害を経験してきたが、行政による発生源に対する

旧

２箇所の墓園を設置しているが、民間墓地等の需給状況を見ながら新たな墓園の設置を検討していく。

（イ） 緑地保全地区等の指定目標及び指定方針

良好な自然環境の保全等を図るため、緑地保全地区等の指定を以下のように進めるものとする。

a　緑地保全地区

緑や生物多様性空間の保全を図るため、これまで、17箇所の緑地保全地区を指定してきた。今後とも引き続き、緑のネットワーク形成を図るため、保全の緊急の高いものから指定を図り、約250haを確保する。

b　風致地区

風致地区は、これまで本区域の約27%を指定し、風致の維持を図ってきた。今後も都市の景観を特色付けるパノラマの緑の保全や風致の維持を図るため、風致地区の拡大等を検討していき、約14,370haを確保する。

c　緑地協定地区

住宅地の緑地協定面積を２倍にすることを目指して指定を図り、約300haを確保する。

d　工場等緑化協定地区

工場等緑化協定による緑地面積を２倍にすることを目指して指定を図り、約400haを確保する。

エ　主要な緑地の確保目標

おおむね10年以内に事業の実施（施工中を含む）を予定する主な施設、または、指定を予定する地区は次のとおりとする。

（ア） 主要な公園緑地等

種　別	名　称
地区公園	吉田太陽の丘公園　他約４箇所
総合公園	勝山公園　他２箇所
運動公園	本城公園　他２箇所
特殊公園	足立公園　他２箇所
広域公園	長野緑地　他２箇所
緑　　地	浅生１号公園　他２箇所

（イ） 主要な緑地保全地区等

緑地保全地区については、約10カ所、約80haについて指定を図る。

また、風致地区についても新規に指定するなどその拡大等を図る。

4　公害の防止及び環境の改善の方針

（1） 基本方針

本区域では、明治以来の急速な都市化や工業化の過程で激甚な公害を経験してきたが、行政による発生源に対する

新

規制・指導の強化、下水道や廃棄物処理施設等の社会基盤の整備、土地利用の適正化等の公害防止施策の実施と、企業の公害防止や省資源・省エネルギーへの努力及び住民の公害防止への参加など、本区域を挙げた取組の結果、現在では大きく汚染状況が改善されている。

しかしながら、近隣騒音などのいわゆる都市・生活型公害は増加の傾向にあり、なお改善すべき問題が残されている。

このため、環境関連の法令や各種計画に基づき、地域環境改善を目的とした発生源対策を今後とも強力に推進するとともに、開発許可制度等の適切な運用を図り、環境保全に配慮した周辺土地利用、緑化対策等を積極的に推進することにより、合理的で調和のとれた都市整備を総合的に実施する。

（２） 公害防止及び環境の改善のための施策の概要

ア 公害発生源対策

公害の発生源である工場、事業場に対しては、今後とも、法・条例に基づく立入検査の実施等、監視・指導の強化及び規制遵守の徹底を図るとともに、施設等の適正な維持管理や新しい公害防止技術の導入等について指導を行う。

~~自動車交通公害の防止のため、~~自動車を取り巻く環境対策として、低公害車への転換や自動車の適切な維持管理などの発生源対策や、自動車の走行状況を改善する交通流円滑化対策、さらに、沿道環境整備等の環境改善を行うなど総合的な対策を推進するものとする。そのため、「北九州市自動車公害対策基本計画」（平成~~元~~２年度～17年度）に基づき、広く地域環境の改善を図る観点から有効かつ適切な施策を実施した。~~しているところであるが、今後、地球温暖化防止の観点からCO_2の削減をふまえた新たな自動車公害対策計画を検討中である。~~

なお、平成18年10月には、「北九州市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、引き続き、自動車環境対策を実施している。

また、生活排水については公共下水道の整備が完了した地域においては、水洗化の促進を図り、公共下水道未整備地域についても、合併処理浄化槽設置の推進及び浄化槽の維持管理の強化等の指導を行うものとする。

イ 都市環境の整備

~~自動車交通公害の防止のため、~~自動車を取り巻く環境対策として、交通施設周辺にふさわしい土地利用の計画的な誘導・配置等を推進することにより、交通施設と周辺土地利用との整合性の確保を図る。

また、住居と工場等が混在し、発生源対策のみでは公害の解消が困難な地区については、響灘、新門司臨海埋立地等の適地への移転を促進し、土地利用の純化を図る。なお、移転跡地については、地域環境との調和に配慮し、適切な土地利用を図る。

臨海部工場地帯から発生する大気汚染、悪臭、騒音等を遮断あるいは緩和するため、工場地帯と背後の市街地との間に緩衝緑地の整備を推進してきた。今後とも公園整備事業、港湾環境整備事業、北九州市工場等緑化推進要綱に基づく工場緑化等を推進することにより、工場地帯周辺の生活環境の保全を図る。

さらに、今後計画・実施される各種開発計画に対し、土地利用に当たって環境面から配慮すべき方針を示し、今後の土地利用等の施策については、環境汚染の未然防止に資するよう調整及び指導を推進する。

特に、大規模な開発行為等に対しては、環境影響評価法及び北九州市環境影響評価条例に基づいて環境影響評価

旧

規制・指導の強化、下水道や廃棄物処理施設等の社会基盤の整備、土地利用の適正化等の公害防止施策の実施と、企業の公害防止や省資源・省エネルギーへの努力及び住民の公害防止への参加など、本区域を挙げた取組の結果、現在では大きく汚染状況が改善されている。

しかしながら、近隣騒音などのいわゆる都市・生活型公害は増加の傾向にあり、なお改善すべき問題が残されている。

このため、環境関連の法令や各種計画に基づき、地域環境改善を目的とした発生源対策を今後とも強力に推進するとともに、開発許可制度等の適切な運用を図り、環境保全に配慮した周辺土地利用、緑化対策等を積極的に推進することにより、合理的で調和のとれた都市整備を総合的に実施する。

（２） 公害防止及び環境の改善のための施策の概要

ア 公害発生源対策

公害の発生源である工場、事業場に対しては、今後とも、法・条例に基づく立入検査の実施等、監視・指導の強化及び規制遵守の徹底を図るとともに、施設等の適正な維持管理や新しい公害防止技術の導入等について指導を行う。

自動車交通公害の防止のため、低公害車への転換や自動車の適切な維持管理などの発生源対策や、自動車の走行状況を改善する交通流円滑化対策、さらに、沿道環境整備等の環境改善を行うなど総合的な対策を推進するものとする。そのため、「北九州市自動車公害対策基本計画」（平成元年度～17年度）に基づき、広く地域環境の改善を図る観点から有効かつ適切な施策を実施しているところであるが、今後、地球温暖化防止の観点からCO_2の削減をふまえた新たな自動車公害対策計画を検討中である。

また、生活排水については公共下水道の整備が完了した地域においては、水洗化の促進を図り、公共下水道未整備地域についても、合併処理浄化槽設置の推進及び浄化槽の維持管理の強化等の指導を行うものとする。

イ 都市環境の整備

自動車交通公害の防止のため、交通施設周辺にふさわしい土地利用の計画的な誘導・配置等を推進することにより、交通施設と周辺土地利用との整合性の確保を図る。

また、住居と工場等が混在し、発生源対策のみでは公害の解消が困難な地区については、響灘、新門司臨海埋立地等の適地への移転を促進し、土地利用の純化を図る。なお、移転跡地については、地域環境との調和に配慮し、適切な土地利用を図る。

臨海部工場地帯から発生する大気汚染、悪臭、騒音等を遮断あるいは緩和するため、工場地帯と背後の市街地との間に緩衝緑地の整備を推進してきた。今後とも公園整備事業、港湾環境整備事業、北九州市工場等緑化推進要綱に基づく工場緑化等を推進することにより、工場地帯周辺の生活環境の保全を図る。

さらに、今後計画・実施される各種開発計画に対し、土地利用に当たって環境面から配慮すべき方針を示し、今後の土地利用等の施策については、環境汚染の未然防止に資するよう調整及び指導を推進する。

特に、大規模な開発行為等に対しては、環境影響評価法及び北九州市環境影響評価条例に基づいて環境影響評価

新	旧
を実施し、環境の保全について適切な配慮を行う。	を実施し、環境の保全について適切な配慮を行う。
5　都市防災に関する方針	**5　都市防災に関する方針**
（1）　基本方針	**（1）　基本方針**
本区域において発生することが予想される災害としては、大雨、台風による風水害、地震などの自然災害と大規模火災、危険物災害、特殊災害及び大規模な交通事故などの人為的災害に大別できる。	本区域において発生することが予想される災害としては、大雨、台風による風水害、地震などの自然災害と大規模火災、危険物災害、特殊災害及び大規模な交通事故などの人為的災害に大別できる。
都市防災を推進する上で必要な想定被害を、自然災害については昭和28年６月の集中豪雨に、また、人為的災害については全国で発生した大規模・特殊な災害に置き、地勢、人口及び都市形態の変動等を勘案して、万全な防災体制の確立を図る。	都市防災を推進する上で必要な想定被害を、自然災害については昭和28年６月の集中豪雨に、また、人為的災害については全国で発生した大規模・特殊な災害に置き、地勢、人口及び都市形態の変動等を勘案して、万全な防災体制の確立を図る。
（2）　都市防災のための施策の概要	**（2）　都市防災のための施策の概要**
ア　消防対策	**ア　消防対策**
（ア）　防災空間の確保	**（ア）　防災空間の確保**
人口及び建築物の密集している市街地については、再開発の推進を図り、緩衝帯、避難広場を確保するとともに、道路幅員の拡幅及び電線類の地中化を推進し、消防活動に必要な防災空間を整備する。	人口及び建築物の密集している市街地については、再開発の推進を図り、緩衝帯、避難広場を確保するとともに、道路幅員の拡幅及び電線類の地中化を推進し、消防活動に必要な防災空間を整備する。
（イ）　消防力の整備	**（イ）　消防力の整備**
広域林野火災、高層ビル火災、石油コンビナート災害等の大規模・特殊な災害に備え、ヘリコプターの活用、水上消防署の設置を推進するなど、消防力の整備拡充を図るとともに、消防署を適正に配置し、総合的な防災体制を確立する。	広域林野火災、高層ビル火災、石油コンビナート災害等の大規模・特殊な災害に備え、ヘリコプターの活用、水上消防署の設置を推進するなど、消防力の整備拡充を図るとともに、消防署を適正に配置し、総合的な防災体制を確立する。
（ウ）　不燃化の推進	**（ウ）　不燃化の推進**
建築物の不燃化、耐震性を促進するとともに、特に多数の人が利用する高層建築物、百貨店等については、消火、警報避難設備等を重点とする各種消防用設備等の充実、強化及び人命救助活動に必要な空地、ヘリコプターの緊急離着陸場等の整備指導を行う。	建築物の不燃化、耐震性を促進するとともに、特に多数の人が利用する高層建築物、百貨店等については、消火、警報避難設備等を重点とする各種消防用設備等の充実、強化及び人命救助活動に必要な空地、ヘリコプターの緊急離着陸場等の整備指導を行う。
また、これら施設の維持管理の徹底を図る。	また、これら施設の維持管理の徹底を図る。
（エ）　消防水利の整備	**（エ）　消防水利の整備**
既成市街地における水利不足地域、特定消防区域等に対し、計画的に地域の実態に対応した防火水槽、消火栓、消防専用送水管の敷設を図るとともに、新たに開発される地区等に対しては、開発許可制度等による消防水利の設置を指導し、消防水利の基準に基づいて整備を図る。	既成市街地における水利不足地域、特定消防区域等に対し、計画的に地域の実態に対応した防火水槽、消火栓、消防専用送水管の敷設を図るとともに、新たに開発される地区等に対しては、開発許可制度等による消防水利の設置を指導し、消防水利の基準に基づいて整備を図る。
（オ）　防火管理及び自主防災体制の強化	**（オ）　防火管理及び自主防災体制の強化**
住民の防災意識の普及、高揚を図るとともに、自衛消防隊の設置育成など自主防災体制を強化し、ソフト面から防災環境を整備する。	住民の防災意識の普及、高揚を図るとともに、自衛消防隊の設置育成など自主防災体制を強化し、ソフト面から防災環境を整備する。

新	旧
イ　震災対策 （ア）　都市構造における防災化の推進 大規模災害時に人的被害及び物的被害を最小限に抑えるためには、都市構造における防災化を図る必要がある。そこで、老朽化した木造密集市街地など防災上特に考慮すべき地区の整備、道路・公園・緑地などの既存施設を中心としたオープンスペース及び延焼遮断帯の確保並びに災害時の応急活動等を円滑に実施するための道路網の確保などを住民の理解と協力を得ながら計画的に推進し、構造的に災害に強いまちづくりを行う。 （イ）　災害時における生活空間及び都市機能の確保 災害時に住民の安全を守るためライフラインをはじめ災害応急対策の拠点となる施設、物資の緊急輸送を実施するための道路、港湾施設等物流施設及び都市機能や生活空間の中心をなす建築物の安全確保を図る。 （ウ）　その他の震災対策については、「震災対策基本方針」の趣旨に従って、計画的に推進する。	**イ　震災対策** （ア）　都市構造における防災化の推進 大規模災害時に人的被害及び物的被害を最小限に抑えるためには、都市構造における防災化を図る必要がある。そこで、老朽化した木造密集市街地など防災上特に考慮すべき地区の整備、道路・公園・緑地などの既存施設を中心としたオープンスペース及び延焼遮断帯の確保並びに災害時の応急活動等を円滑に実施するための道路網の確保などを住民の理解と協力を得ながら計画的に推進し、構造的に災害に強いまちづくりを行う。 （イ）　災害時における生活空間及び都市機能の確保 災害時に住民の安全を守るためライフラインをはじめ災害応急対策の拠点となる施設、物資の緊急輸送を実施するための道路、港湾施設等物流施設及び都市機能や生活空間の中心をなす建築物の安全確保を図る。 （ウ）　その他の震災対策については、「震災対策基本方針」の趣旨に従って、計画的に推進する。
ウ　洪水対策等 （ア）　既成市街地内を流れる主要な河川の整備促進を図るとともに、水害の発生頻度の高い地域については、上流部において樹林地を保全するとともに、併せて、計画的な開発を行う。 （イ）　風水害に備えパトロールを強化し、道路、河川、橋梁等の被害防止のための維持補修を図る。 （ウ）　市街地背後の山地部において開発を行うに当たっては、放流先の排水能力等を勘案して、防災調整池を必要に応じて設置する。また、地形地質に適応した構造や、法面保護のための措置をとることを徹底する。 （エ）　豪雨時における地滑りや山崩れ等、危険が予測される地域（既成宅地を含む）の実態を調査し、宅地造成等規制法、建築基準法、都市計画法、災害対策基本法等により、災害防止の措置について指導監督を行うとともに、北九州市宅地防災工事資金融資制度及び住宅金融公庫による融資の利用により、危険宅地の防災工事の促進を図る。 （オ）　下水道整備事業により、ポンプ場及び雨水渠の整備を促進して浸水の解消を図る。 また、地下化された鉄道立体横断施設、地下横断歩道、ビルの地下室などの地下空間における浸水対策に配慮する。	**ウ　洪水対策等** （ア）　既成市街地内を流れる主要な河川の整備促進を図るとともに、水害の発生頻度の高い地域については、上流部において樹林地を保全するとともに、併せて、計画的な開発を行う。 （イ）　風水害に備えパトロールを強化し、道路、河川、橋梁等の被害防止のための維持補修を図る。 （ウ）　市街地背後の山地部において開発を行うに当たっては、放流先の排水能力等を勘案して、防災調整池を必要に応じて設置する。また、地形地質に適応した構造や、法面保護のための措置をとることを徹底する。 （エ）　豪雨時における地滑りや山崩れ等、危険が予測される地域（既成宅地を含む）の実態を調査し、宅地造成等規制法、建築基準法、都市計画法、災害対策基本法等により、災害防止の措置について指導監督を行うとともに、北九州市宅地防災工事資金融資制度及び住宅金融公庫による融資の利用により、危険宅地の防災工事の促進を図る。 （オ）　下水道整備事業により、ポンプ場及び雨水渠の整備を促進して浸水の解消を図る。 また、地下化された鉄道立体横断施設、地下横断歩道、ビルの地下室などの地下空間における浸水対策に配慮する。
エ　コンビナート防災対策 （ア）　石油コンビナートなどにおける災害の発生並びに拡大防止を図るため、特に「石油コンビナート等災害防止法」に基づく特定事業所については、自衛、共同防災組織の充実強化、公設消防力の強化などハード・ソフト両面での対応を図る。 （イ）　特定事業所の新設に当たっては、敷地規模、地質、地盤など充分な調査を実施し、構造物の強度などについて万全の措置を講ずるよう指導を強化する。また、災害が周辺地域に及ぶことを防止するため、防災緩衝緑地の設置を推進する。 （ウ）　臨海工業地域の石油基地、石油タンカー及び危険物貯蔵所等の実態と輸送状況を充分把過し、その事故に対処しうる防災施設の整備を図る。 （エ）　特別防災区域内及びその周辺部を通過する自動車専用道路及び特別防災区域に近接する不特定多数を収容する施設等の安全を確保するための施策を講ずる。	**エ　コンビナート防災対策** （ア）　石油コンビナートなどにおける災害の発生並びに拡大防止を図るため、特に「石油コンビナート等災害防止法」に基づく特定事業所については、自衛、共同防災組織の充実強化、公設消防力の強化などハード・ソフト両面での対応を図る。 （イ）　特定事業所の新設に当たっては、敷地規模、地質、地盤など充分な調査を実施し、構造物の強度などについて万全の措置を講ずるよう指導を強化する。また、災害が周辺地域に及ぶことを防止するため、防災緩衝緑地の設置を推進する。 （ウ）　臨海工業地域の石油基地、石油タンカー及び危険物貯蔵所等の実態と輸送状況を充分把過し、その事故に対処しうる防災施設の整備を図る。 （エ）　特別防災区域内及びその周辺部を通過する自動車専用道路及び特別防災区域に近接する不特定多数を収容する施設等の安全を確保するための施策を講ずる。

旧

参考附図1 〔 将来像図 〕

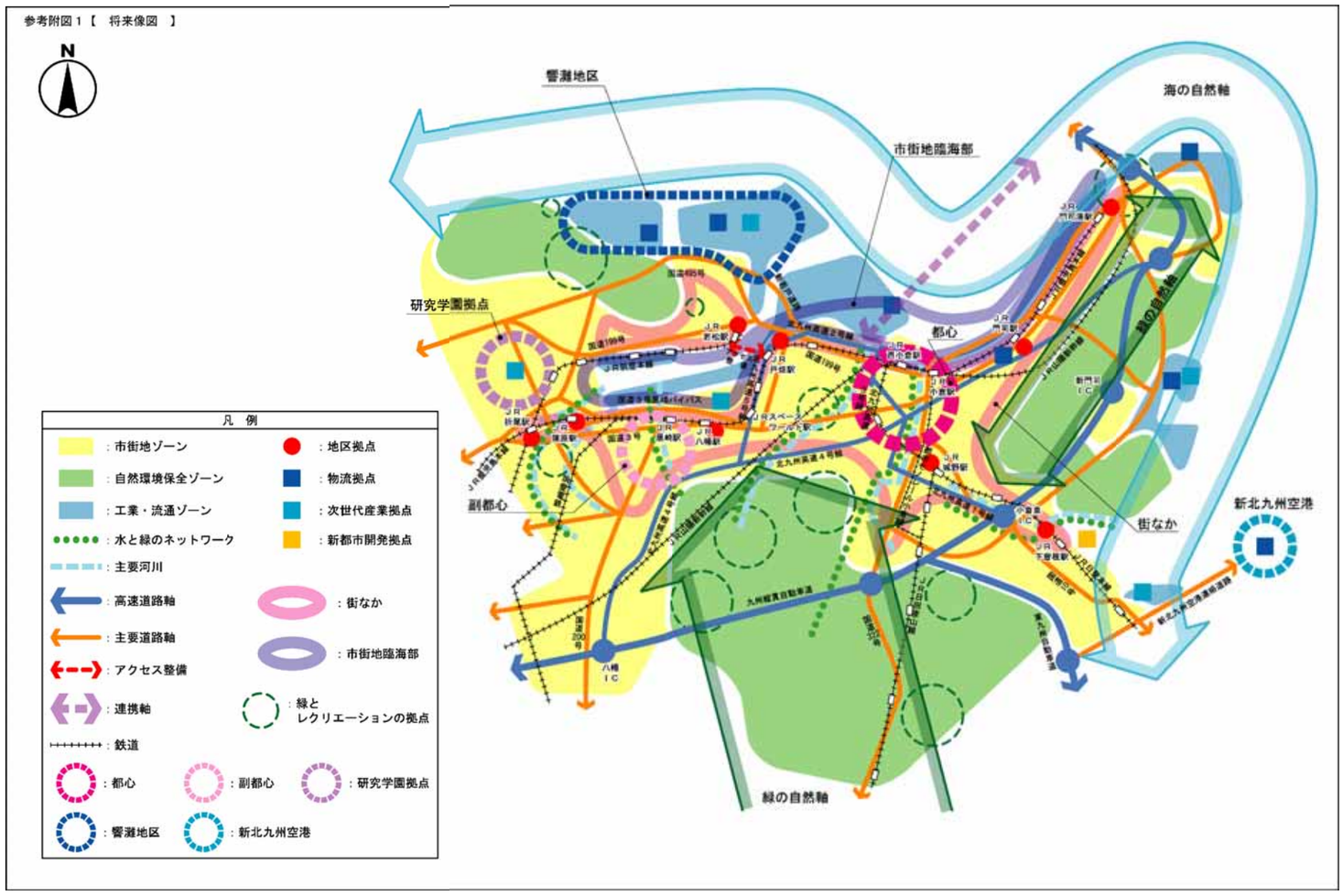

新

参考附図1 【 将来像図 】

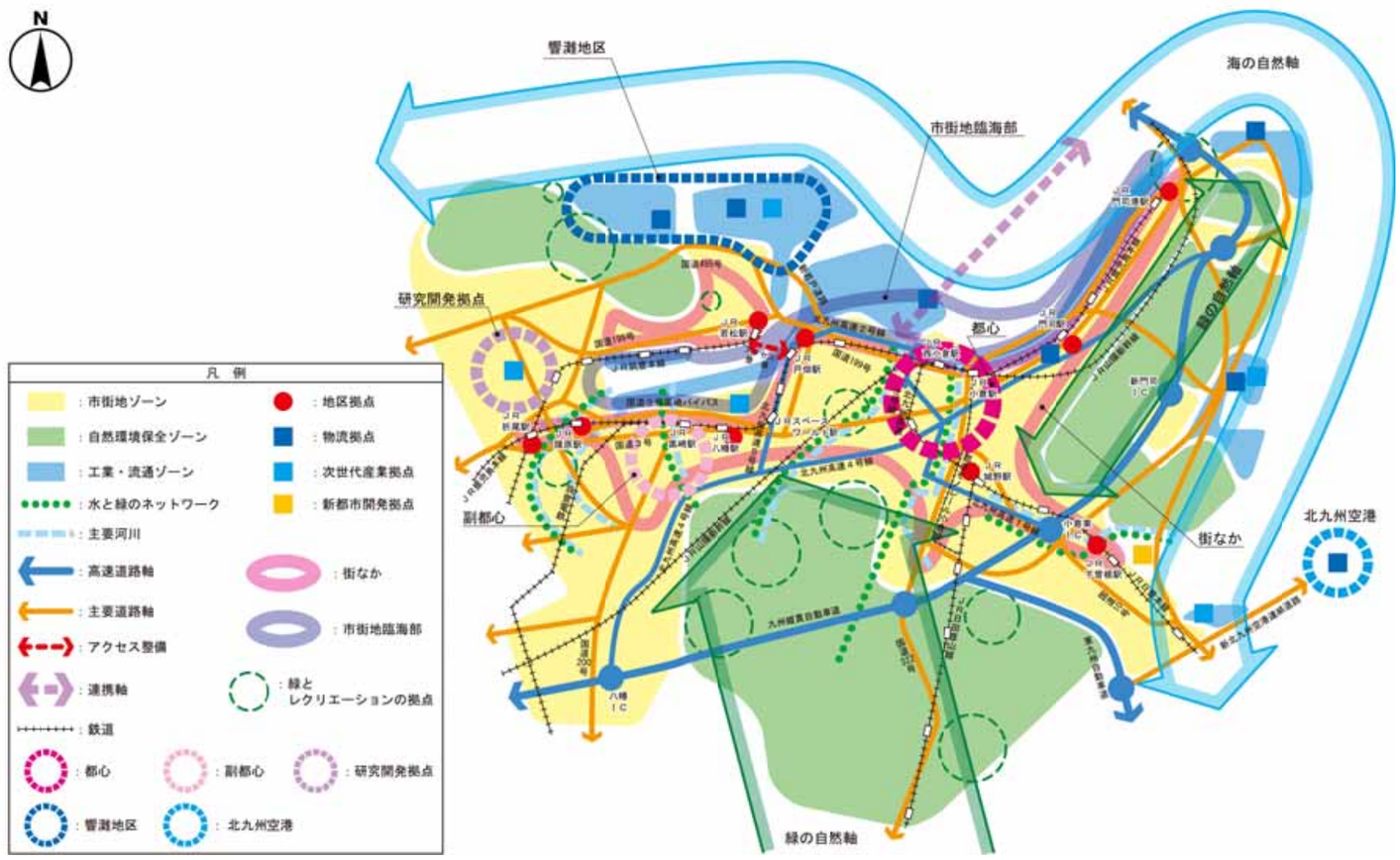

旧

参考附図2 [主要な都市計画の決定の方針図]

No.	種　別	名　称
①	道路（自動車専用道路）	1･3･6　北九州貫津線（東九州自動車道）
②	道路（自動車専用道路）	1･2･7　九州縦貫自動車道　長野延長線
③	道路（自動車専用道路）	1･4･4　中央町陣原線（国道３号黒崎バイパス）
④	道路（自動車専用道路）	1･4･5　戸畑大谷線（北九州高速６号線）
⑤	道路（自動車専用道路）	1･4･8　豊瀬戸畑線（新若戸道路）
⑥	道路（幹線道路）	3･1･1　12号線
⑦	道路（幹線道路）	3･1･3　鋳物師町線
⑧	道路（幹線道路）	3･1･4　６号線
⑨	道路（幹線道路）	3･1･5　８号線
⑩	道路（幹線道路）	3･2･6　５号線
⑪	道路（幹線道路）	3･2･9　７号線
⑫	道路（幹線道路）	3･2･10　９号線
⑬	道路（幹線道路）	3･2･12　黒原飛行場線
⑭	道路（幹線道路）	3･2･15　新池町線
⑮	道路（幹線道路）	3･3･18　３号線
⑯	道路（幹線道路）	3･3･22　吉志井ノ浦線
⑰	道路（幹線道路）	3･3･31　本町桜町線
⑱	道路（幹線道路）	3･3･32　本町浜町線
⑲	道路（幹線道路）	3･3･38　野面木屋瀬線
⑳	道路（幹線道路）	3･3･39　飛行場南線
㉑	道路（幹線道路）	3･3･40　湯川東谷線
㉒	道路（幹線道路）	3･2･41　大門木町線
㉓	道路（幹線道路）	3･3･46　南方朽網線
㉔	道路（幹線道路）	3･3･47　日明波板場線
㉕	道路（幹線道路）	3･3･57　竹並芦屋線
㉖	道路（幹線道路）	3･4･59　１号線
㉗	道路（幹線道路）	3･2･61　11号線
㉘	道路（幹線道路）	3･4･69　黒崎本城線
㉙	道路（幹線道路）	3･4･70　陣原穴生線
㉚	道路（幹線道路）	3･4･74　城山西線
㉛	道路（幹線道路）	3･4･77　寺迫横代線
㉜	道路（幹線道路）	3･4･88　中央町穴生線
㉝	道路（幹線道路）	3･4･90　黒崎駅前線
㉞	道路（幹線道路）	3･3･92　緑行正線
㉟	道路（幹線道路）	3･4･100　本城塩屋線
㊱	道路（幹線道路）	3･4･104　修多羅竹並線
㊲	道路（幹線道路）	3･5･107　紫川東線
㊳	道路（幹線道路）	3･5･120　沖台通り線
㊴	道路（幹線道路）	3･5･125　田町鳴水線
㊵	道路（幹線道路）	3･5･127　折尾中間線
㊶	道路（幹線道路）	3･5･128　臨港１号線
㊷	道路（幹線道路）	3･5･130　蹴訪町線
㊸	道路（幹線道路）	3･3･156　笹田野面線
㊹	道路（幹線道路）	3･2･167　本城払川線
㊺	道路（幹線道路）	3･3･169　穴生水巻線
㊻	道路（幹線道路）	3･2･173　引野永犬丸線
㊼	道路（幹線道路）	3･3･175　城内大手町線
㊽	道路（幹線道路）	3･1･176　浅野町線
㊾	道路（幹線道路）	3･4･177　上の原線
㊿	道路（幹線道路）	3･4･178　青葉台乙丸線
51	道路（幹線道路）	3･4･179　砂津長浜線
52	道路（幹線道路）	3･1･181　学術研究都市大通り線
53	道路（幹線道路）	3･5･188　新池町中原線
54	道路（幹線道路）	3･4･189　吉志線
55	道路（幹線道路）	3･4･192　塩屋本城線
56	道路（幹線道路）	3･4･193　塩屋北線
57	道路（幹線道路）	3･4･194　学術研究都市北通り線
58	道路（幹線道路）	3･4･195　小敷北線
59	道路（幹線道路）	3･4･196　上葛原線
60	道路（幹線道路）	3･5･206　前田熊手線

新

参考附図2 [主要な都市計画の決定の方針図

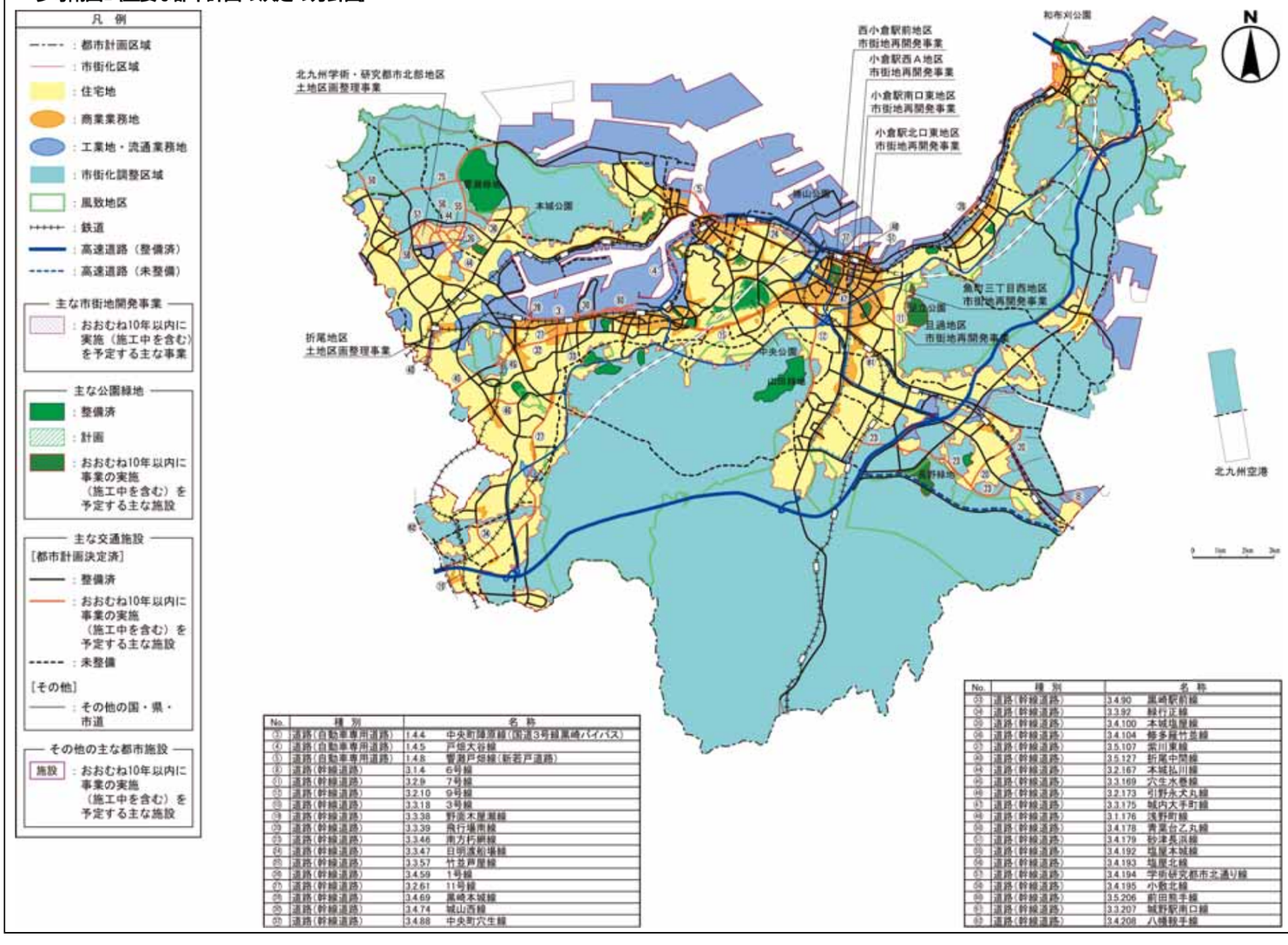

No.	種　別	名　称
①	道路(自動車専用道路)	1.4.4　中央町陣原線(国道3号線黒崎バイパス)
②	道路(自動車専用道路)	1.4.5　戸畑大谷線
③	道路(自動車専用道路)	1.4.8　豊瀬戸畑線(新若戸道路)
④	道路(幹線道路)	3.1.4　6号線
⑤	道路(幹線道路)	3.2.9　7号線
⑥	道路(幹線道路)	3.2.10　9号線
⑦	道路(幹線道路)	3.3.18　3号線
⑧	道路(幹線道路)	3.3.38　野面木屋瀬線
⑨	道路(幹線道路)	3.3.39　飛行場南線
⑩	道路(幹線道路)	3.3.46　南方朽網線
⑪	道路(幹線道路)	3.3.47　日明波板場線
⑫	道路(幹線道路)	3.3.57　竹並芦屋線
⑬	道路(幹線道路)	3.4.59　1号線
⑭	道路(幹線道路)	3.2.61　11号線
⑮	道路(幹線道路)	3.4.69　黒崎本城線
⑯	道路(幹線道路)	3.4.74　城山西線
⑰	道路(幹線道路)	3.4.88　中央町穴生線
⑱	道路(幹線道路)	3.4.90　黒崎駅前線
⑲	道路(幹線道路)	3.3.92　緑行正線
⑳	道路(幹線道路)	3.4.100　本城塩屋線
㉑	道路(幹線道路)	3.4.104　修多羅竹並線
㉒	道路(幹線道路)	3.5.107　紫川東線
㉓	道路(幹線道路)	3.5.127　折尾中間線
㉔	道路(幹線道路)	3.2.167　本城払川線
㉕	道路(幹線道路)	3.3.169　穴生水巻線
㉖	道路(幹線道路)	3.2.173　引野永犬丸線
㉗	道路(幹線道路)	3.3.175　城内大手町線
㉘	道路(幹線道路)	3.1.176　浅野町線
㉙	道路(幹線道路)	3.4.178　青葉台乙丸線
㉚	道路(幹線道路)	3.4.179　砂津長浜線
㉛	道路(幹線道路)	3.4.192　塩屋本城線
㉜	道路(幹線道路)	3.4.193　塩屋北線
㉝	道路(幹線道路)	3.4.194　学術研究都市北通り線
㉞	道路(幹線道路)	3.4.195　小敷北線
㉟	道路(幹線道路)	3.4.196　上葛原線
㊱	道路(幹線道路)	3.5.206　前田熊手線
㊲	道路(幹線道路)	3.3.207　城野駅南口線
㊳	道路(幹線道路)	3.4.208　八幡鞍手線

旧

参考附図3 [大規模集客施設の誘導方針図]

大規模集客施設の誘導方針位置図

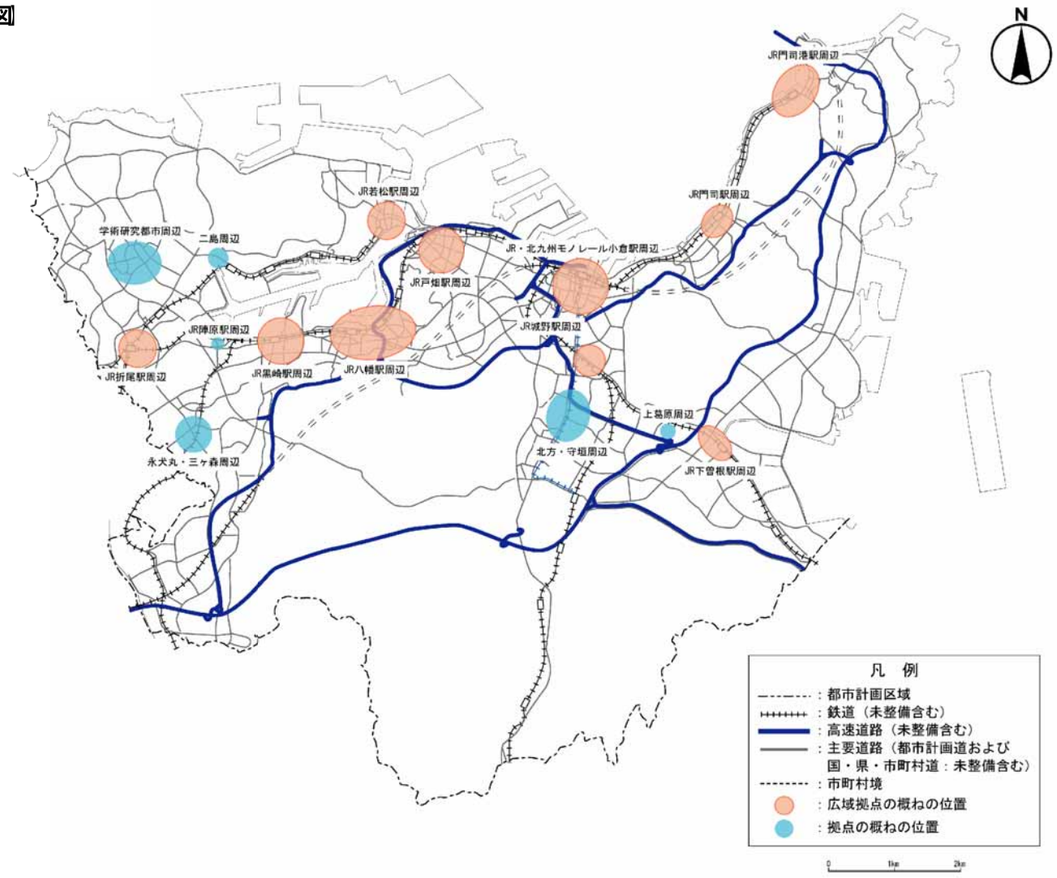

新

参考附図3 [大規模集客施設の誘導方針図]

大規模集客施設の誘導方針位置図

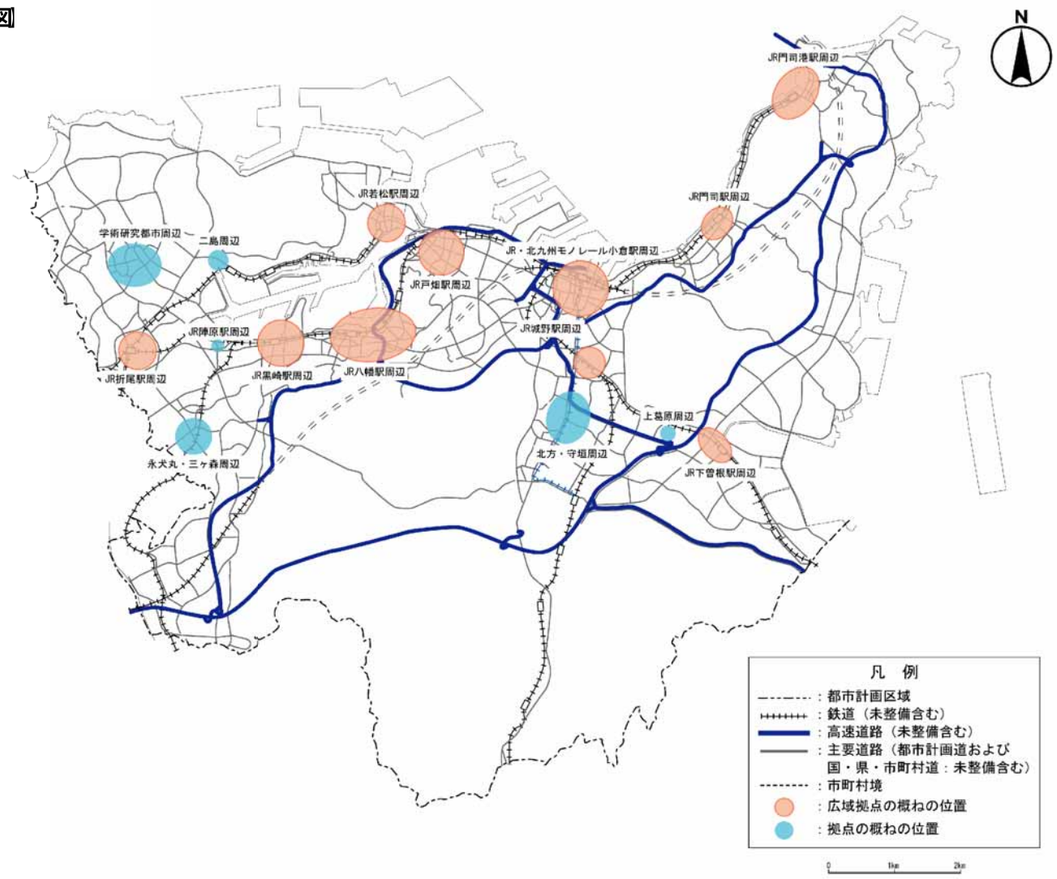

新

大規模集客施設の誘導方針区域図

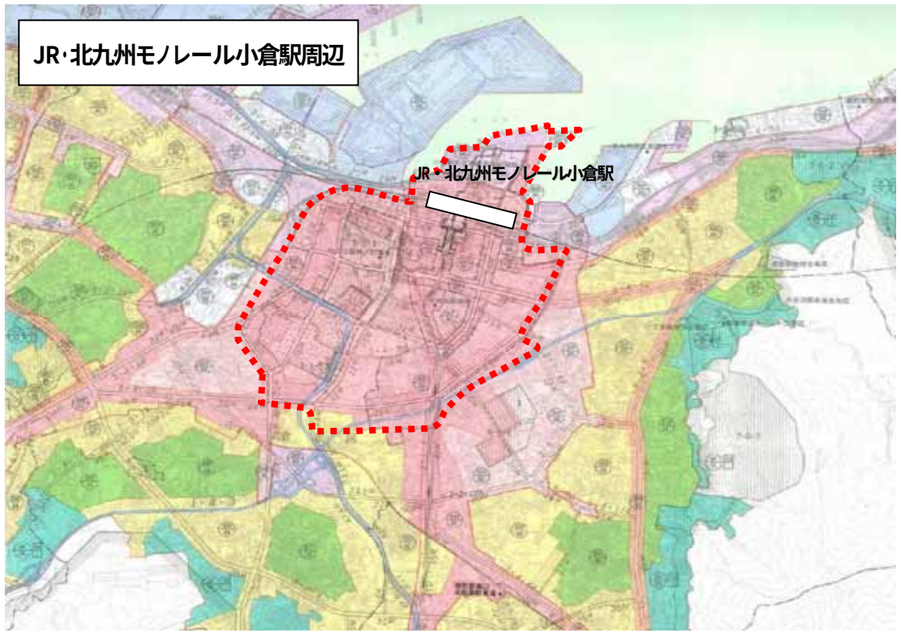

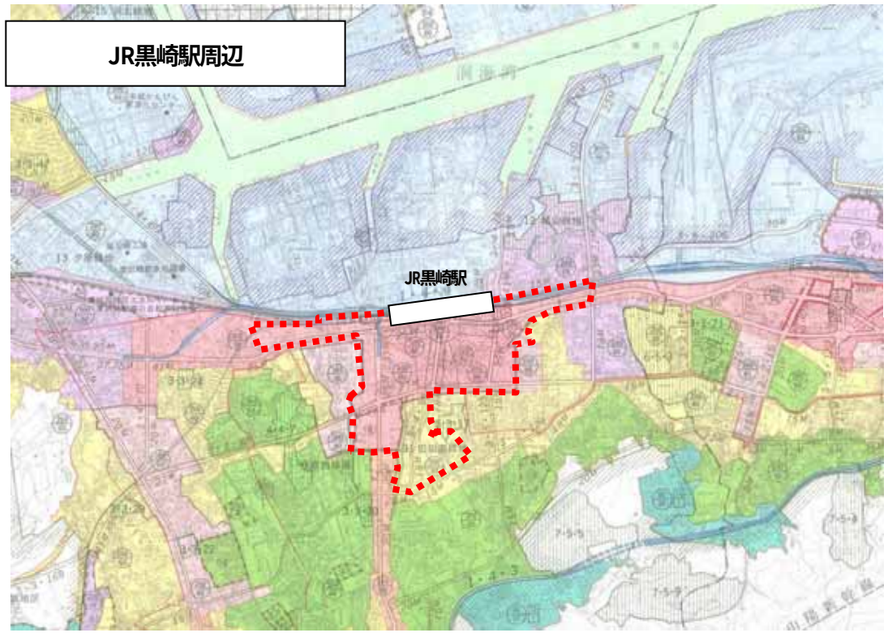

凡例　広域拠点

旧

大規模集客施設の誘導方針区域図

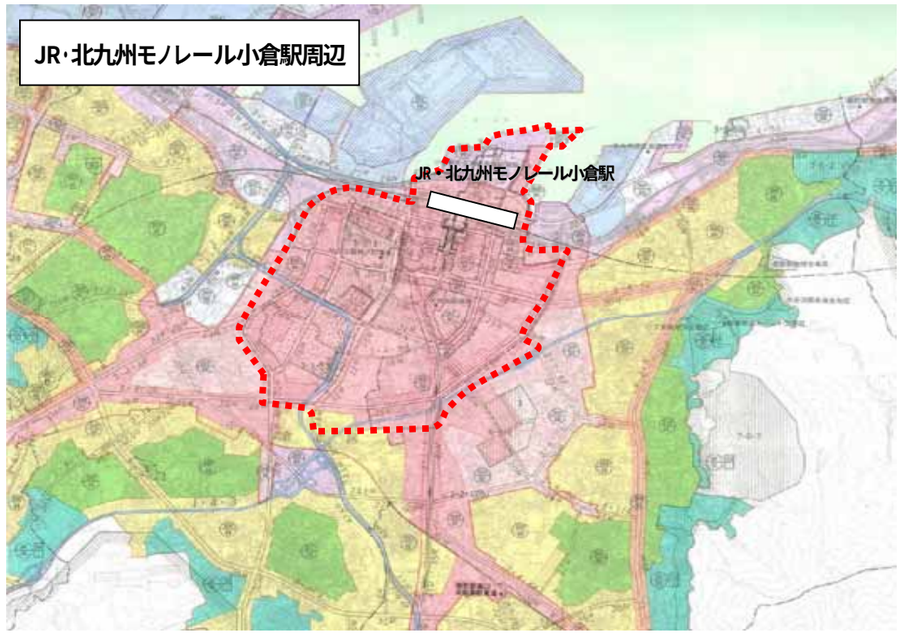

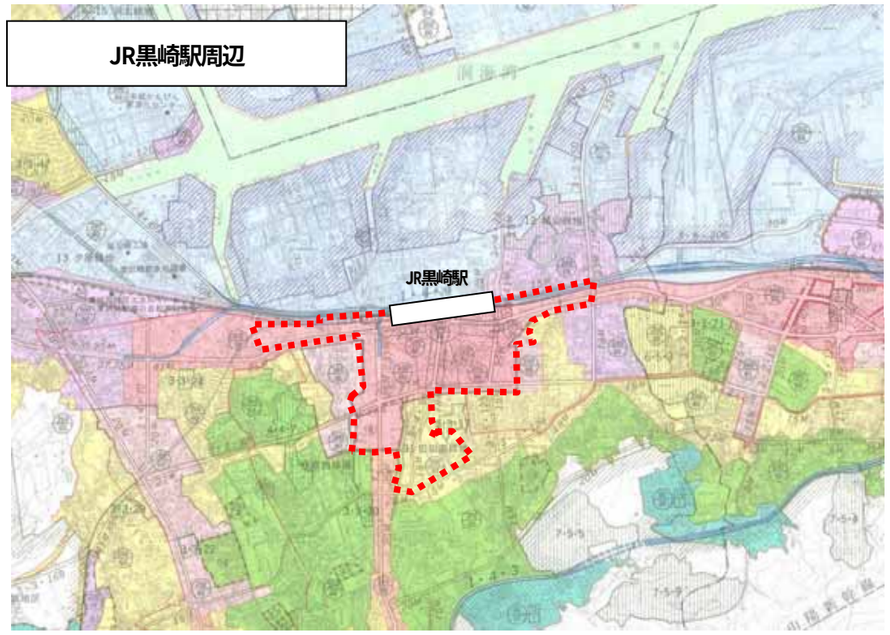

凡例　広域拠点

新

大規模集客施設の誘導方針区域図

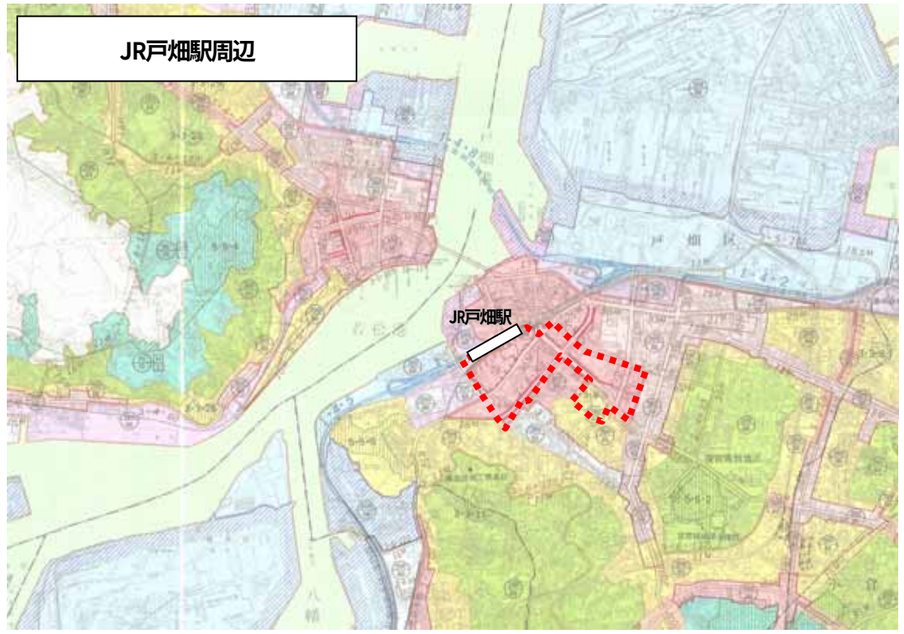

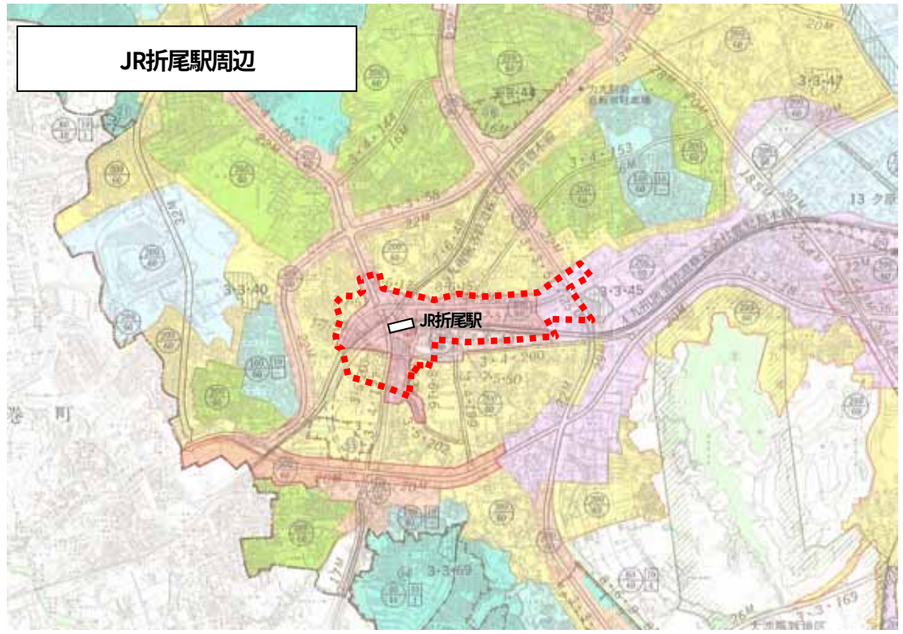

凡例　広域拠点

旧

大規模集客施設の誘導方針区域図

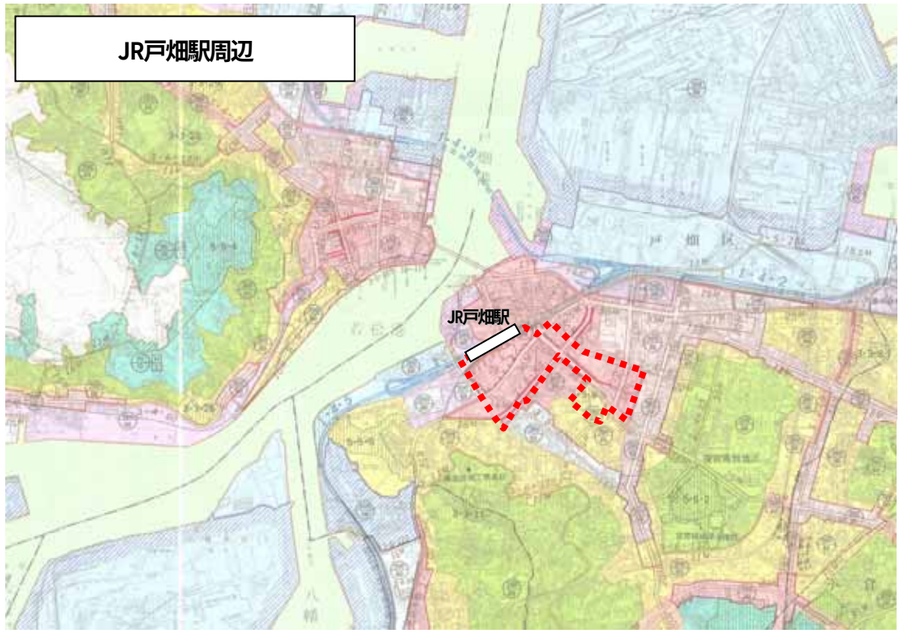

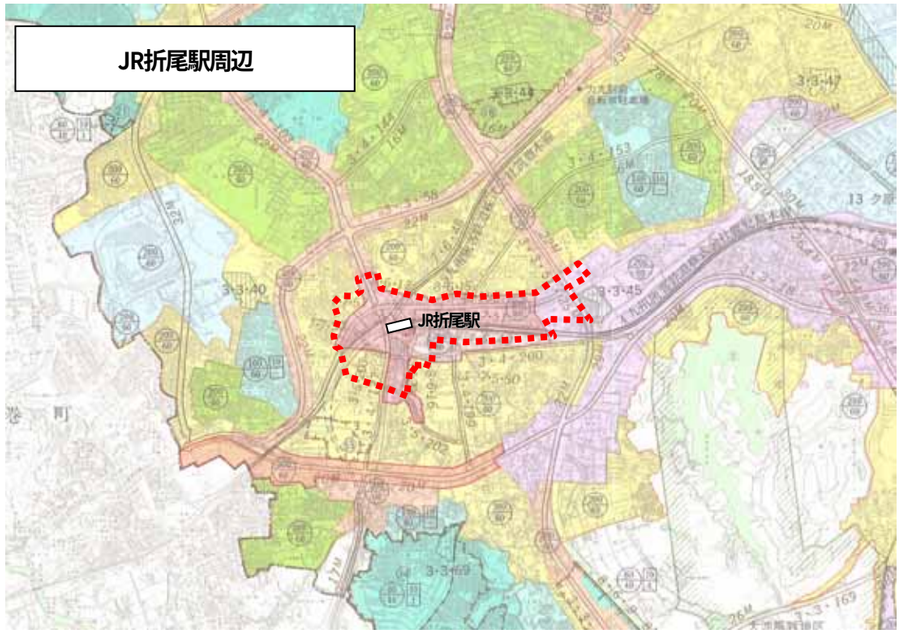

凡例　広域拠点

新

大規模集客施設の誘導方針区域図

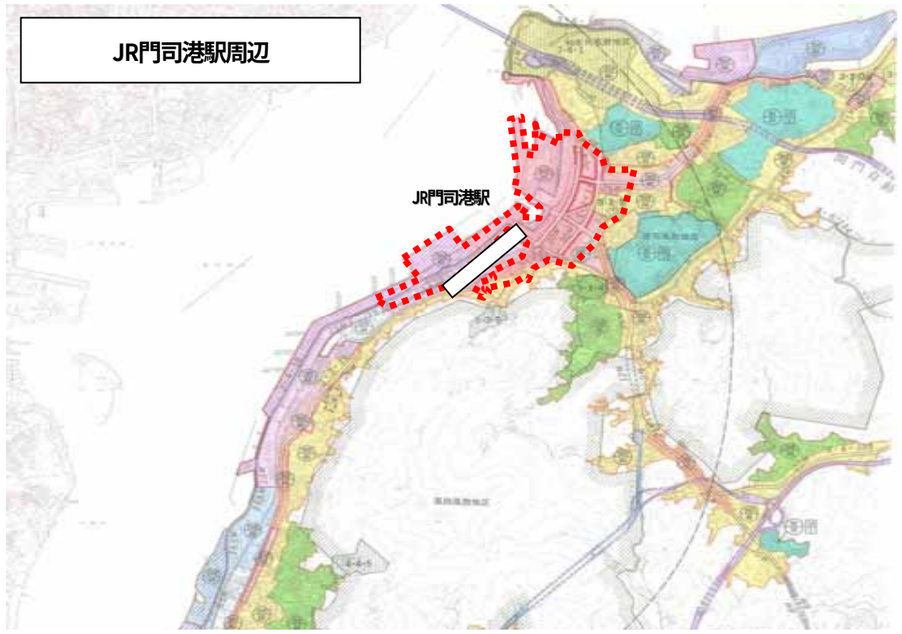

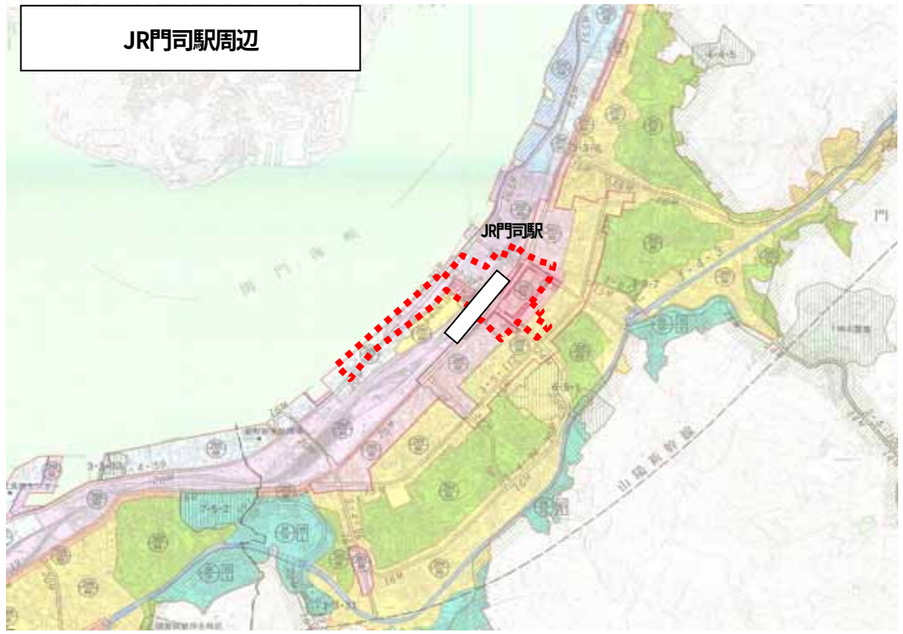

凡例　広域拠点

旧

大規模集客施設の誘導方針区域図

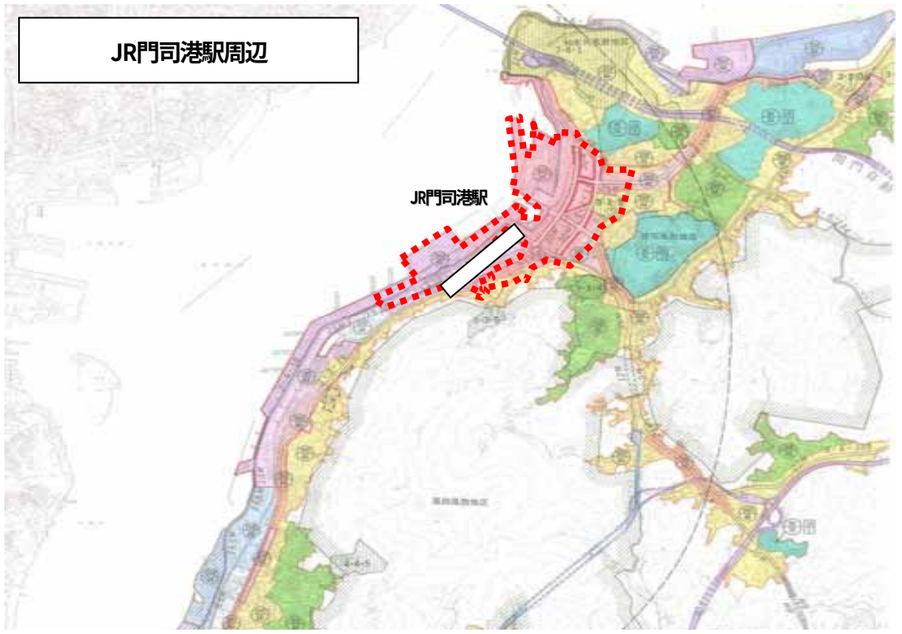

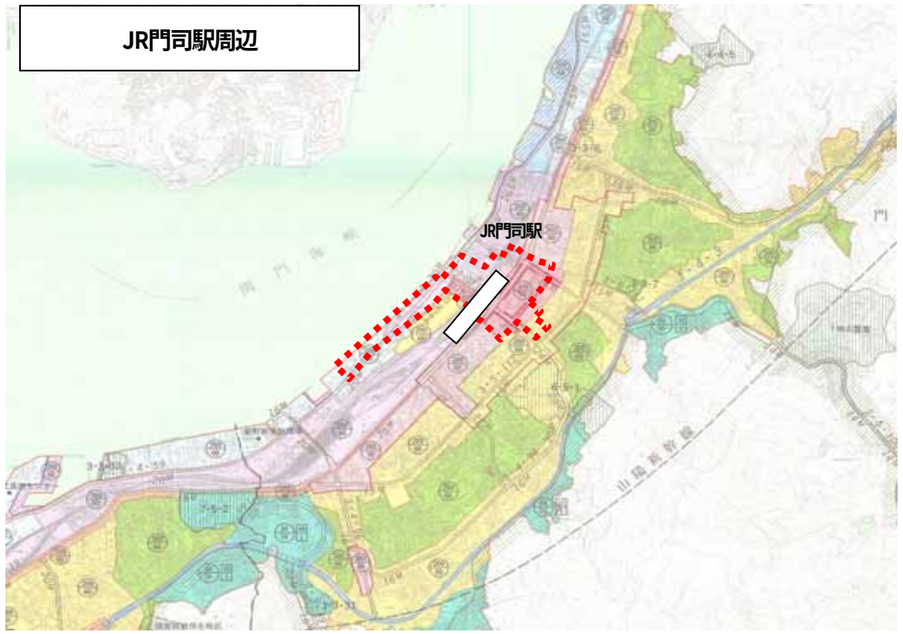

凡例　広域拠点

新

大規模集客施設の誘導方針区域図

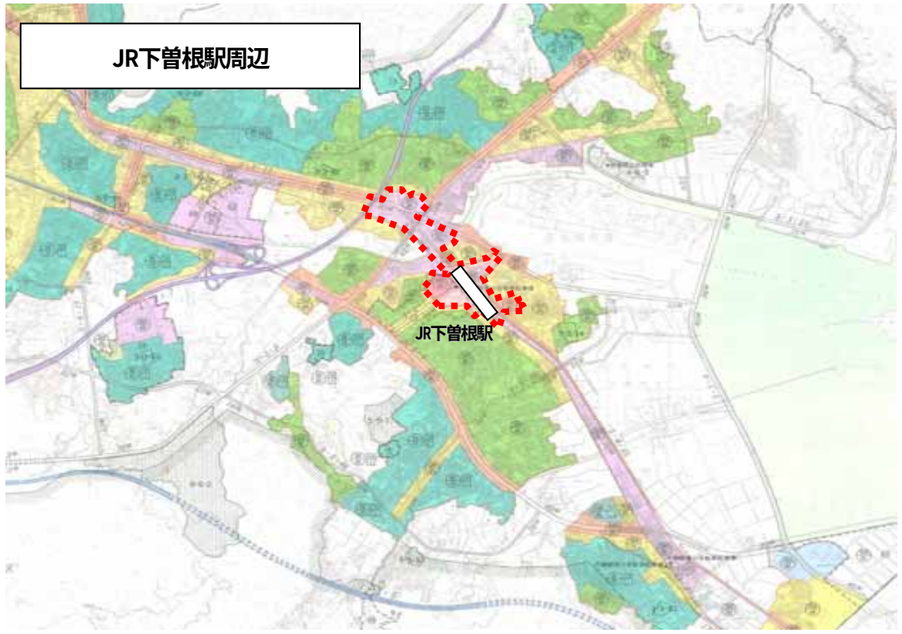

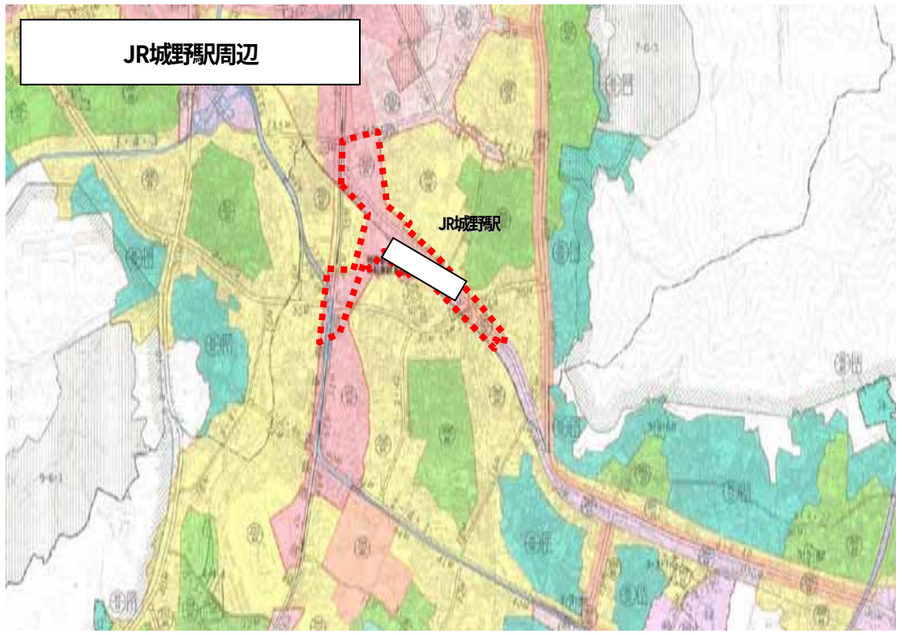

凡例　広域拠点

旧

大規模集客施設の誘導方針区域図

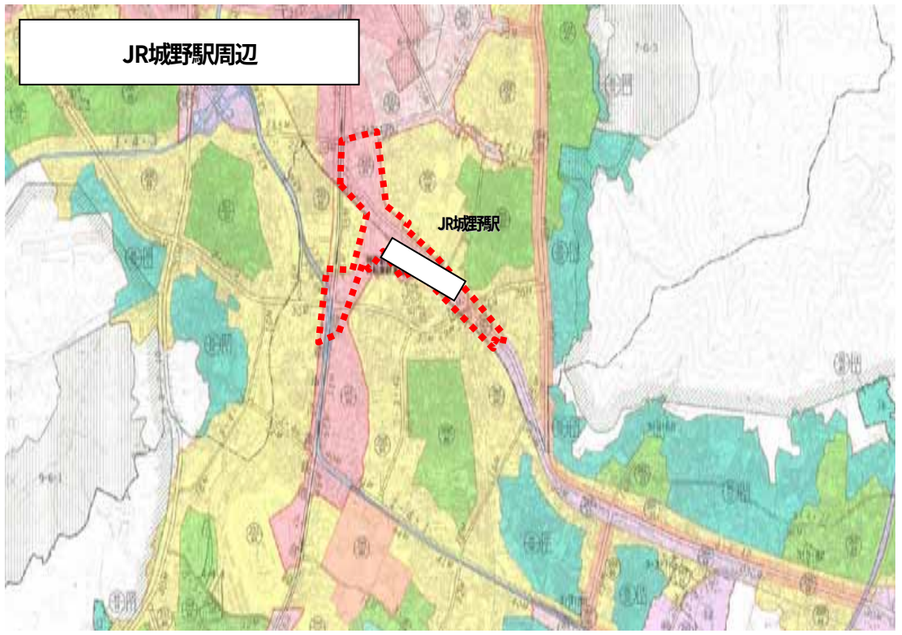

凡例　広域拠点

新

大規模集客施設の誘導方針区域図

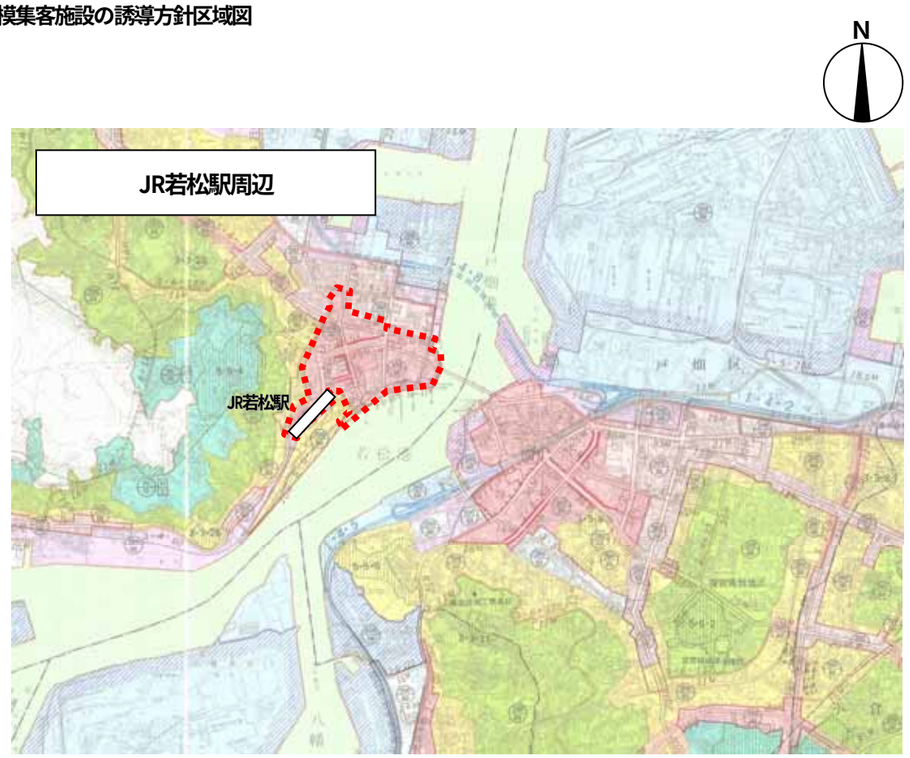

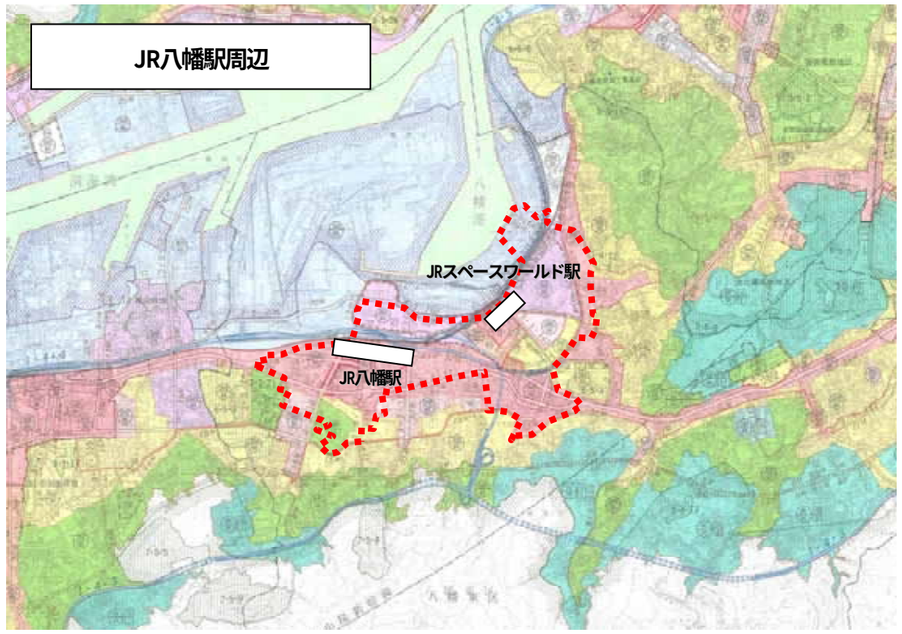

凡例　広域拠点

旧

大規模集客施設の誘導方針区域図

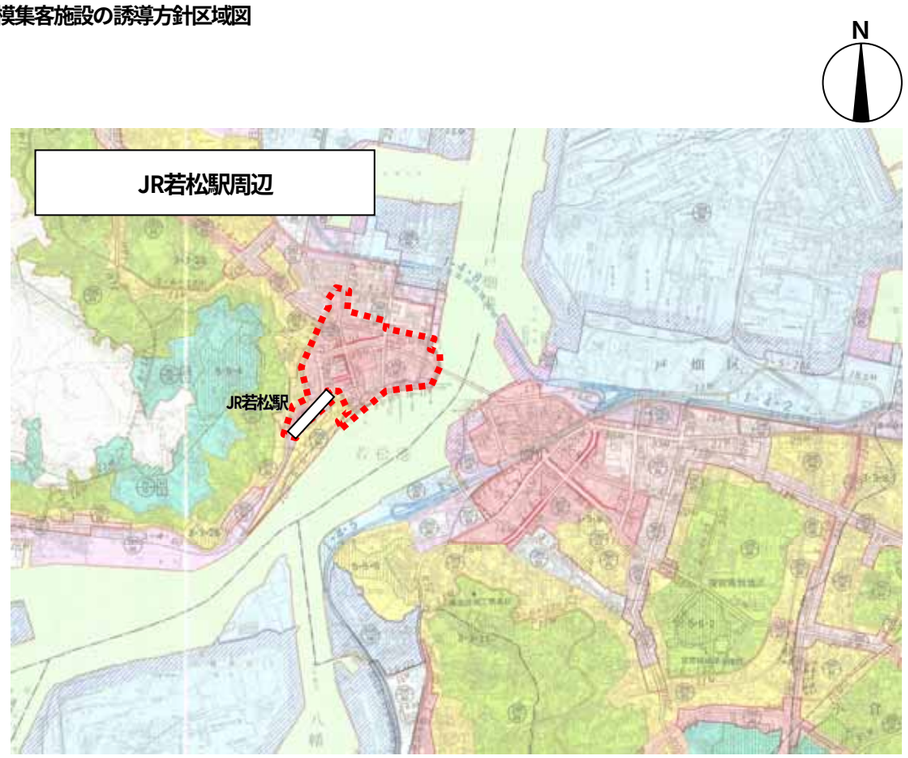

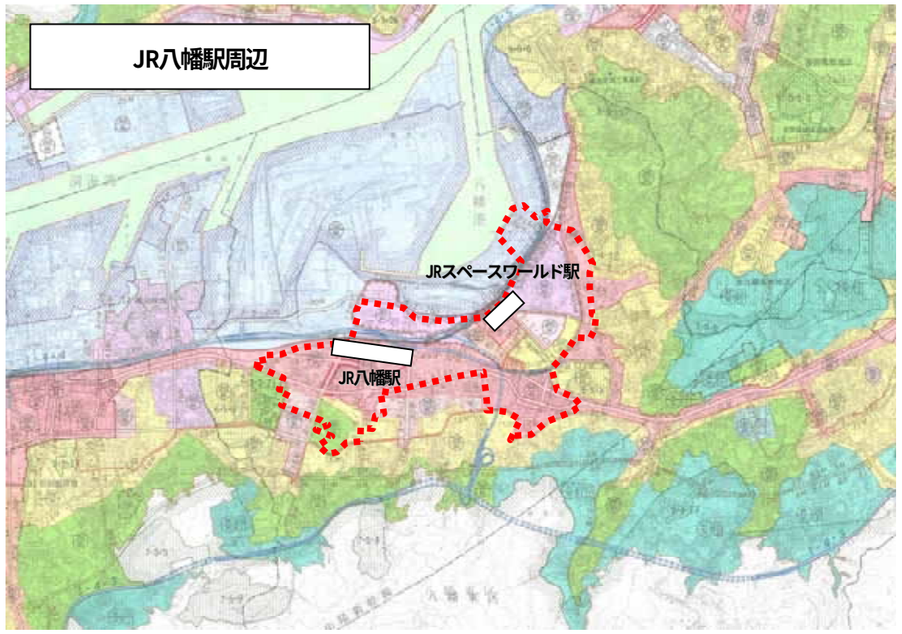

凡例　広域拠点

新

大規模集客施設の誘導方針区域図

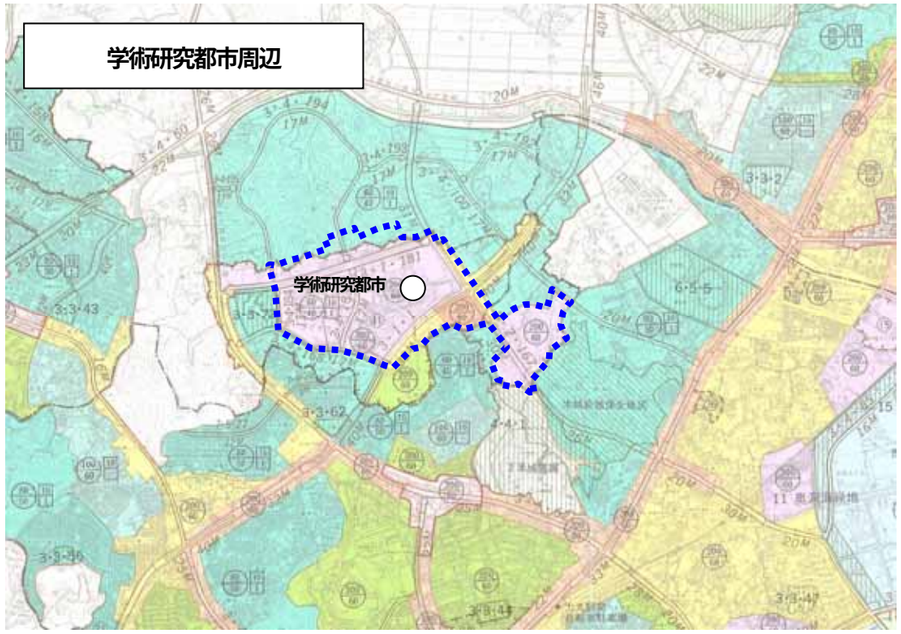

凡例　拠点

旧

大規模集客施設の誘導方針区域図

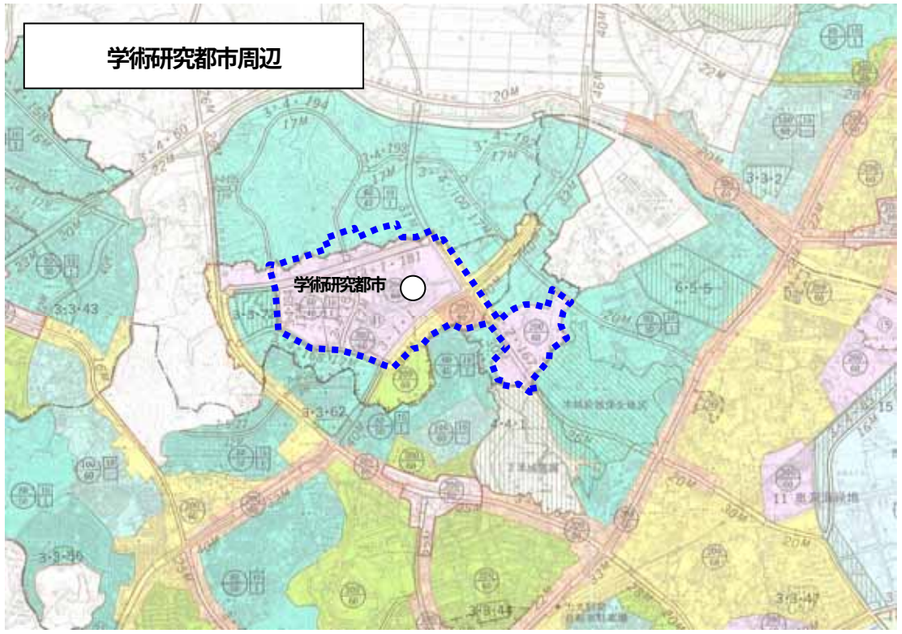

凡例　拠点

新	旧
理　由　書 今回の見直しは、平成１７年に実施した国勢調査及び平成１９年に実施した都市計画に関する基礎調査や社会状況の変化を踏まえ、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、平成２７年における人口、産業の規模及び時点修正による文言等を見直し変更するものです。 以　上	理　由　書 福岡県の都市を取り巻く社会経済環境の変化を認識しながら、各都市が今後とも都市活力のある社会経済活動の場として機能し、また、県民に快適で幸せな暮らしを提供する場として機能していくため、福岡県においては、「暮らしやすく活力のある環境共生の都市づくり」を目標と位置づけており、環境負荷が少なく、多様な世代が快適で魅力ある都市生活を身近なまちなかで送ることのできる「コンパクトな都市づくり」を都市整備の基本的な考えとして取り組んできたところです。 このため、都市圏ごとに「広域拠点」や「拠点」を位置づけ、土地利用方針を明らかにし、これらの区域に多様な都市機能を誘導していくこととしました。 以上の理由により、今回は、平成１９年５月に都市計画決定された、北九州都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更します。 なお、他の県内５４都市計画区域についても、今回同様に変更することとしています。 以　上